



# 経済統合: 改革への新たな道

日本の商環境に関するEBC報告書  
2007年

欧州ビジネス協会

経済統合：  
改革への新たな道

日本の商環境に関するEBC報告書  
2007年

欧州ビジネス協会

## 欧州ビジネス協会

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である。

Austrian Business Council  
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan  
British Chamber of Commerce in Japan  
Danish Chamber of Commerce in Japan  
Enterprise Estonia  
Finnish Chamber of Commerce in Japan  
French Chamber of Commerce and Industry in Japan  
German Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Hellenic Foreign Trade Board  
Iceland Chamber of Commerce in Japan  
Italian Chamber of Commerce in Japan  
Japan Ireland Economic Association  
Netherlands Chamber of Commerce in Japan  
Norwegian Chamber of Commerce in Japan  
Polish Chamber of Commerce & Industry in Japan  
Spanish Institute of Foreign Trade  
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

### Executive Operating Board

#### Chairman:

Richard Collasse

#### Senior Vice-Chairman:

Hans Tempel

#### Vice Chairman:

Jean-Francois Minier

### Executive Operating Board

Michael A. Loeffler (Austria)  
Ducq Deigorge (Belgium/Luxembourg)  
Peter F. Thewlis (Britain)  
Ctas Ellersen (Denmark)  
Erik Ullmer (Finland)  
Michele Theoval (France)  
Hans Tempel (Germany)  
Gerard Keown (Ireland)  
Paolo Pagani (Italy)  
Ronald Scherpenhuisen Rom (Netherlands)  
Thorstein Strand (Norway)  
Hans Porat (Sweden)  
Alberto Groff (Switzerland)

#### Executive Director:

Alison Murray

#### Policy Director:

Jakob Edberg

#### Executive Policy Officer:

Clemence Mayall

#### Communications Manager:

Yoko Hijikuro

### EBC について :

欧州ビジネス協会 (EBC) は欧州 48 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972年に設立されて以来、在日欧州企業による通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在約 3,000 を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の中で約 360 社が、EBC の 29 の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言している。

EBC はまた、駐日欧州委員会代表団および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください。

#### 欧州ビジネス協会

〒102-0075

東京都千代田区三番町 6-7

三番町 POULA ビル 2F

電話 : 03(3263)6222

Fax : 03(3263)6223

Eメール : [ebc@gol.com](mailto:ebc@gol.com)

ホームページ : <http://www.ebc-jp.com>

経済統合：改革への新たな道  
日本の商環境に関する EBC 報告書  
2007 年

著者・編集者：Jakob Edberg

© 2007 年欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者：欧州ビジネス協会

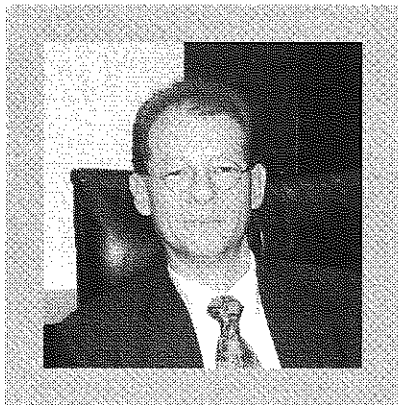
〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F

電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223

Eメール：[ebc@gol.com](mailto:ebc@gol.com) ホームページ：<http://www.ebc-jp.com>

# 目次

会長からのメッセージ.....	4
事務局長からのメッセージ.....	5
はじめに.....	8
ビジネス関連	
人的資源.....	16
知的財産権.....	18
小売・卸売.....	20
法律サービス.....	22
税制.....	24
金融サービス	
資産運用.....	28
銀行業務.....	30
保険.....	32
運輸・通信	
航空会社.....	36
ビジネス航空.....	38
物流・貨物輸送.....	40
メディア/コミュニケーション.....	42
海運.....	44
電気通信サービス.....	46
電気通信機器.....	48
医療・衛生	
動物用医薬品.....	52
臨床検査機器・試薬（体外診断）.....	54
医療機器.....	56
医薬品.....	58
ワクチン.....	60
消費財	
化粧品.....	64
切花.....	66
酒類.....	68
食品.....	70
産業	
自動車部品.....	74
航空.....	76
宇宙.....	78
防衛.....	80
建設.....	82
産業用材料.....	84
環境技術.....	86
自動車.....	88
補遺	
Blue Star Sponsors.....	92
Special Sponsors.....	100
Sponsors.....	101
Supporters.....	103
Executive Operating Board.....	104
Board of Governors.....	105



## 会長からのメッセージ

日本の商環境に関する欧州ビジネス協会（EBC）の年次報告書「経済統合：改革への新たな道」が刊行の運びとなり、喜ばしく思います。題名が示すとおり、今年の報告書は過去1年間の進展についての産業分析と今後の経済改革へ向けての提案を提示するだけでなく、欧日間の経済統合協定（EIA）を通じていかにして日本と欧州の間の通商・投資関係を強化し商環境を大幅に改善しうるかも綿密に検討します。

日本政府の側では顕著な前進がみられてきたとはいえ、日本の新政権は重要な課題と必須の経済改革に取り組まなければなりません。ここ1年、安倍首相は前首相の構造改革を継続することを公約し、日本の戦後最長の経済回復期の拡大に取り組みました。世界の金融センターとしての日本の地位強化へのコミットメントが改めてなされ、福田首相もこの改革課題を支持しているとはいえ、政治的な不安と混乱は改革実現の停滞を引き起こしています。日本は、輸入の市場浸透率や、対内直接投資―ストックの対GDP比、外国人労働者数がOECD加盟国のなかで最低水準となっています。きわめて重要な改革は、調整不足や、強まる官僚支配、官界と産業界における既得権益によって依然妨げられています。長年にわたる広範囲の規制改革の進展と成果は思わしくありません。

日本にとって現状は危機的であり、今ほど変革のインセンティブが説得力をもちうることはないでしょう。高齢化社会、出生率低下、労働力減少は日本の年金および医療制度を逼迫させ、雇用者と被雇用者双方に支えきれない財務的負担を押し付けるおそれがあります。日本は、財政不均衡、医療・保健制度、教育、年金基金、地方分権化、所得格差拡大にからむ広範囲の問題に悩まされています。これは、新興経済諸国ならびに先進工業国との競争が激化した場合にも起こり得ます。

構造改革への取り組み面の苦闘は日本に限ったことではありません。欧州も、つらいながらも必要な変革の妨害や頓挫を目指す特別利益団体に悩まされています。しかし、EUにおける経済統合は明確なビジョンを政治指導陣にもたらし、改革のコミットメントを実現する政治的規律を養ってきました。この点で、日本はEUと野心的な協定を結ぶことによって、改革を加速するための明確な方向性と具体的なインセンティブを手に入れることができるでしょう。欧州と日本の間のモノ、サービス、資本、人の自由な流れを許すことは、通商とイノベーションを拡大し、競争力を高めることにつながります。

欧州ビジネス協会は、世界経済と日本に投資する企業の利益のため、日本経済を繁栄と成功に導く方法についての対話に今後とも取り組みます。EUとの経済統合は、日本の将来の繁栄を保証する新たな基礎と進路の確立につながるはずで

そのためには、各業界は、革新的で創造的になり、過去の保守的な伝統を打ち破って、日本政府に対し大胆な提案と提言を示す必要があります。進歩は、現実を回避することによってではなく、勇敢な姿勢を取ることで遂げられます。これは、2007年6月ベルリンで開催された日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル(EJBDRT)の日・EU共同議長の見解と一致しています。共同議長は、貿易・投資作業部会に対し、日・欧の業界と協力し2008年度EJBDRT会合に提出するEU-日本経済統合協定(EIA)の趣旨を提案する研究レポートを準備するように指示しました。以上の見解から、この野心的で価値のあるプロジェクトの基礎を築くキックオフとして、本年度のEBCの報告書「経済統合：改革への新たな道」を提示したいと思

リシャール・コラス  
会長、欧州ビジネス協会  
(シャネル株式会社社長)

## 事務局長からのメッセージ



欧州ビジネス協会（EBC）は、2007年版の報告書「経済統合：改革への新たな道」の刊行を喜ばしく思います。本報告書は、改革の進展についての産業分析と、欧州企業と対日投資に制約をもたらしている主要な問題についての提言を提示しています。

欧州連合と日本は合わせて世界 GDP の 40% 近くを占め、およそ 1450 億ユーロの年間貿易高を有しています。貿易量で見ると、EU は日本にとって第 2 位の輸出市場であり、第 3 位の輸入先です。しかしながら、こうした統計や、一部の欧州企業、とりわけニッチ市場で活動している企業が日本で好調な業績をあげているにもかかわらず、その他多くの欧州企業は、今なお大量に残る貿易の規制的および非規制的障壁のため、ビジネスの構築と運営に苦闘しています。

本報告書の刊行は、政治的混乱の時期を経た、日本の政治面・改革面の重大な時期とちょうど重なりましたが、新政権は金融セクターにおける競争力強化と、国内投資・対日投資促進への取り組みに対するコミットメントを約束しています。EBC は、野心的な経済統合協定（EIA）を通じ、EU との既存のパートナーシップを足掛かりとした、経済の成長と繁栄の促進に対する新たなアプローチを福田政権が採るよう促します。

EBC 白書は、29 の委員会、3000 の関係企業および EBC の主要関係団体である欧州各国商工会議所やその他の在日ビジネス団体の関心と取り組みを表す年次報告書です。まず、EBC の 29 の産業分野別委員会の活動と本報告書の編纂に絶えず貢献をいただいた EBC 会員各位にお礼申し上げたいと思います。会員各位の業界経験から引き出された洞察なくしては、本書の製作は不可能でした。専門知識および EBC の活動のサポートを提供いただいた駐日欧州委員会代表部ならびに在京欧州各国大使館にもお礼申し上げたいと思います。

EBC のポリシー・ディレクター、ヤコブ・エドバーグには一方ならぬお世話になりました。今年も氏の知識とプロ意識のお陰で、本書が、日本で活動する欧州企業に影響する主要な問題についての重要な参考文書として役立つこと確実です。EBC のポリシー・アナリスト、クレメンス・マヤリにも特に触れておきたいと思います。本報告書の製作にあたって、その貢献は欠くべからざるものでした。最後になりましたが、本報告書の製作費として、多くの EBC 会員から惜しみない財政的貢献をいただくことができました。本書巻末のスポンサー／支援者セクションおよび当協会ウェブサイトでこうしたご助力に感謝を表明できますことを EBC はこの上なく誇りに思います。

日本の経済改革の新たな章の幕開けにあたり、EBC は、効果的な規制改革を達成するため、新総理とその内閣、ならびに日本の財界および広く国民一般との協力を待ち望んでいます。グローバルな環境において競争力を維持するためには、日本と EU はともに、民間部門がより効率的に活動できる規制環境をつくり出さなければなりません。企業は保護主義的な環境では栄えません。通商と投資の機会をより多くのセクターに開放することによって企業は栄えるのです。これは、実に多数の新興経済国が競争力を研ぎ澄まし経済大国として舞台上に登場しつつある現在、とりわけ言えることです。したがって EBC は、商環境を改善するという共通の目標を効果的に推進し、EU と日本双方に将来の経済的繁栄を確保するダイナミックな経済統合協定を EU と日本が締結することを強く要望します。

アリソン・マリー  
事務局長  
欧州ビジネス協会



はじめに



## はじめに

### 規制改革は継続しなければならない

近年日本政府は、経済再活性化に努力してきた。欧州ビジネス協会（EBC）は小泉首相の総括的な改革に引き続き、安倍首相のもとでさらなる措置を大いに歓迎した。かねてから、日本に根強く残る重大な市場アクセス問題に注意を喚起し、こうした障害を取り除くことが、外国企業のビジネス環境を改善するだけでなく、きわめて重要なことに、外国の資本調達源の活用を目指している多くの日本企業のためにもなる。EBCは外国投資によって、全体競争レベルが引き上げられ、日本経済全体を刺激することにもなると主張してきた。したがって、課税繰り延べに対する一定の条件が入れられたにしても、日本企業との合併買収に際して、外国株式を対価として使用できるようにした三角合併制度導入を高く評価する。東京を国際金融センターにするため、銀証垣根を見直す必要があるとの結論に達した経済財政諮問会議にもEBCは喝采を送る。また、日本政府が航空分野の過剰な規制への取り組みによりやく着手したことも喜ばしい。航空運賃設定と市場参入の自由化は経済全体に多大の恩恵をもたらすだろう。さらに、規制改革会は再入国許可制度の見直しにも着手したことにEBCは安堵している。

残念ながら、最近の政治的混乱下では、上記を始めとする必須の改革が棚上げになってしまっている。EBCは、新たに選出された福田首相が改革プロセスの継続を確約していることを喜ばしく思うとともに、いわゆる「規制改革の影」を是正することに関する首相の発言が、後戻りを意味するものではないと信じている。日本はグローバル経済に競争力を持ちたいのであれば、後戻りという選択肢はない。

新政権は、社会福祉と環境保護を見捨てずに、日本での競争環境をさらに改善することができるとEBCは確信する。とりわけ、規制に対してどのようなアプローチをとるかは、日本がビジネスを行うための魅力的な場所として捉えられるかどうかに影響を及ぼすだろう。日本が魅力のある市場という見方が広がれば、国内企業とも海外からの新たな資本・投資の誘致とも成功するであろう。

本報告書の提言を実現することで、欧州企業と日本企業双方にとってビジネスチャンスが大きく広がるであろうし、現在の良好通商関係を、国全体の経済と個々の企業双方に恩恵をもたらすユニークな二国関係に変えることができよう。

しかし、現行の日本と欧州連合（EU）の間の協力強化のための手段はおおかた対話に限られている。対話で実を結ぶのは、理解と、友好と、こま切れの改善が関の山でありながら、現に官僚的形式主義、不完全な競争環境と戦っている民間企業の為にはほとんどならない。したがってEBCは、EUと日本をそれぞれの規則・規制の統合へと導き、経済面、社会面、環境面の「バランス」に対する共通の懸念を尊重しつつ、市場アクセスと相互通商を大幅に増大させる可能性をもたらす新たなアプローチが必要と考える。EBCはこの新しいアプローチを経済統合協定（EIA）という言葉で表現し、そうした協定内で扱うべき問題を本報告書において特定した。

### EU-日本経済統合協定

EBCが提案する経済統合協定は、あらゆる相互通商障害の撤廃へ向け、日本と欧州連合が協力する。EU加盟国は早くから通商協力からもたらされうる恩恵を認識し、モノ、人、サービス、資本の自由な移動を特徴とする単一市場の確立に多大の投資を行ってきた。EBCは、EUと日本が同等レベルの経済発達していることに考慮し、野心的なEU-日本協定が望ましいと考えている。そういった協定はWTOの枠組みを超えた問題を扱うので、多国間システムを害することはなく、むしろ多国間システムも、二国間通商推進のためになると確信している。

EU加盟国によって達成されてきたきわめて大規模の統合プログラムにEUと日本が着手すべきではなく、具体的には、EUと日本が経済分野での一層緊密な協力のメリットを実現することに的を絞るのは有意義である。欧州委員会の見積もりでは、域内市場のおかげで、2002年のEUのGDPは、経済統合がなされなかった場合より1.8%すなわち1645億ユーロ上回っていた。消費者にとってのメリットとしては、往々一層安い価格の、良質の商品とサービスの選択肢の拡大や、福祉による保護を手放すことなしに国境を越えて働く機会などがある。単一の規則群と統一された認証制度を設けることが企業にもたらすメリットは、市場への新規参入にからむコストや困難さから新規参入を従来見合わせていたであろう中小企業にとってとりわけ明白である。

EU単一市場を実現するために要した努力とコミットメントは過小評価されるべきではない。長年にわたって加盟各国の代表からなる数多くの専門委員会の取り組みが、効率を損なうことなく、すべての関係国の技術的、社会的、文化的な背景に対して敏感な、バランスのとれた協定へとつながってきた。包括的なアプローチは、全加盟国にとって受け入れ可能な統一スタンダードを探ることによって、一方的アプローチよりも成功を収める公算の高い結果を生み出すのに有利に働いてきた。その成果である、規則・規制は、27の加盟国によって採択・支持され、EUの域内通商を増大させている。だとすれば、この成果をEUと日本の間の協定にも活用し、更なる重要な規則・規制集をグローバルベースで実現してはどうであろうか。

欧州と日本は、数多くの同じ懸念と課題を共有している。双方とも、社会経済的問題の解決に対し、協同的、包括的でセンシティブなアプローチを有している。EUと日本で世界GDPの40%を占め、双方が互いに対し莫大な可能性をもっている。しかしながら、EUと日本の経済・通商面の相互関係は目下、それぞれの規則・規制面の相違にまつわる果てしない論争に悩まされている。EBCは、共通の規則・規制集を設けるために今こそ力を合わせるべき時であると確信している。規則と規格の整合性が増すほど、ビジネス、通商に有利に働く。むしろそれには、規則と規格が純然たる政治ではなく現実のビジネス経験に根ざしていることが前提になる。

このEBC年次報告書では、EU-日本間の通商へ向け適切に統合された基盤を実現するために対処すべき主要な問題のいくつかを特定した。こうした問題は、EUの下記の「4つの自由」に沿って整理されている。

## EU-日本間のモノの自由な移動

EU加盟国間の国境を越えたモノの移動には物理的障壁はない。税関書類要件が存在しないことは、納期の短縮とコストの削減につながる。諸国間の通商にとってのより技術的な障壁も、ある加盟国で合法的に（すなわち国内の規則に従って）販売されている商品にEU全域での自由な流通を認めることで、あるいは、より複雑なケースでは、単一EU指令の形で国内規則を整合化することで、相当減少する。

EUのアプローチが国境を越えた通商をいかに容易にしてきたかを認識しているEBCは、そのメリットをEU-日本間の通商にも拡大すべきであると考え、欧州連合と日本に対し、建設材料、医療機器、臨床検査機器・試薬（体外診断）、動物用医薬品、ワクチンといった製品分野における規格と認証制度、ならびに認証制度が存在する小売市場で販売されるすべての商品の相互受け入れについての話し合いを開始するよう呼びかける。

相互受け入れはどのように機能することになるだろうか。欧州連合格格（EN）と日本農林規格（JAS）／日本工業規格（JIS）の双方が科学的基盤をもち、人と環境の安全問題にきわめて敏感である点は助けになる。機械や産業施設、玩具、電気設備、エレクトロニクス、家電製品、圧力機器、個人用保護具、レジャー用クラフト（ボート）、冷蔵庫、用材といった製品の場合、EUと日本双方の制度に規格が存在し、基本的に同一であるため、双方が相手側の規格の直接かつ無条件の受け入れに同意するのは容易なはずである。

その他の特定の製品はEN規格ではカバーされているが、JIS/JASではカバーされていない。医療機器や臨床検査機器・試薬（体外診断）がその主な例である。しかしこうしたケースでは、日本は、臨床試験実施に関する

る基準（GCP）、品質マネジメントシステム（QMS）、医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）のもとで定められたとおり、EN規格と同じ要求事項に基づいた製品ごとの認証方針（すなわちEUでなら「市販承認（market authorisation）」と呼ばれるもの）を採用している。さらに、EUと日本のアプローチはどちらも、ISO要求事項に基づいている（日本の場合、若干修正が加えられてはいるが）。EUと日本双方の共通の基盤を考慮するなら、医療機器と臨床検査機器・試薬（体外診断）に関してはEN規格と日本の認証の相互受け入れ体制を、また、医薬品、動物用医薬品、ワクチン、化粧品についてはそれぞれの市販承認の相互受け入れ体制を設けることが可能なはずである。したがってEBCは、これらの製品すべての相互受け入れがEU-日本経済統合協定の第1段階に含められるよう期待する。

人体と環境の安全が特定の製品認証や規格と関連づけられていない場合に、人体と環境の安全を確保するためのシステムについて日本と欧州連合が合意することも重要だろう。例えば、化粧品の成分や食品の残留農薬等に関して欧州連合と日本でそれぞれ使用されているポジティブリスト、許容可能な食品添加物、燻蒸の必要なしに切花において許容可能な有害動植物の検疫リスト、承認された化学物質などである。ビジネスの観点から見れば、双方のリストの相互受け入れは、企業が本国法域の規制に従うだけで外国市場に参入できるようになるため、最も現実的な解決法だろう。しかし、規制当局の観点から見れば、双方間に相当の相違が存在し、今後さらに相違が拡大するおそれがあるため、これに同意することには問題があるだろう。したがってEBCは、欧州連合と日本がこうした分野における共通の規格群を設けることを目指すべきだと考える。

相互受け入れと共通の規格がもたらす潜在的な恩恵は計り知れないほど大きい。欧州連合と日本はともに、管理費の減少と貿易の増大から恩恵を得るだろう。さらに、消費者にとっての恩恵も膨大なものとなりうる。例えば、現行の認証手続は、救命やコスト節減につながる外国の新しい医療機器やワクチンの、日本市場への導入を遅らせる。日本政府は、長年にわたり償還価格を一斉に引き下げてきた末に、国民が良い医療製品と治療・予防医療にアクセスできるようにすることは、実際には社会コストの削減や経済活動の押し上げにつながることを認め始めた。時間のかかる日本の認証手続を回避し、欧州ですでに認証された製品をそのまま受け入れることができるようにすることは、日本の消費者にとってのアクセスを改善する費用効率の高い安全な方法だろう。そうすることで、日本は国内市場での競争を高めることもでき、ひいては国内産業の競争力を向上させることができる。しかも、相互受け入れアプローチの互惠性は、欧州市場参入を望む日本メーカーにとっての参入障壁を引き下げることになるため、そうした企業の業績を向上させうる。日本で認証を受けるだけで、欧州全域へのアクセスが認められるからである！

## EU-日本間のサービスの自由な移動

EU企業は、他のEU加盟国に法人設立権利、法人になってない加盟国の領土でサービスを提供する権利を有している。こうした権利を強化するため、金融サービス、電気通信、放送、職業資格の認定といった分野で個別の法律が制定されている。欧州委員会がEU全土に拘束力をもつより一般的なサービス指令を出すことによって、サービス企業のみならず、欧州産業界全体の競争力向上、障害や差別的障壁、官僚的形式主義を撤廃し、司法・行政の枠組みを近代化・簡素化することになるだろう。

EBCは、こうした恩恵をEU-日本間の通商関係全体にわたって拡大適用しようとみており、金融、法律サービス、電気通信、建設セクターに共通の競争ルールを確立することに取り組みの的を絞るよう提案したい。

現在、リスクマネジメントと利益相反の取り扱いに関する基本原則に関する欧州と日本の規制当局の見解の相違は、金融サービス会社が日本事業とEU事業を統合することを本質的に困難にしている。実際、日本のファイアーウォール規制は、日本事業をグローバル事業に統合することを妨げており、欧州本国の規制要件と相反する場合もある。したがって、原則に基づくシステムのもとで金融セクターにおける良いガバナンスを確保する方法についてEUと日本が合意できるなら、双方の市場で活動する会社にとって大きなプラスとなるだろう。これは、管理を減らし、双方の市場向けの革新的な商品の真の統合とシームレスな開発を可能にする。また、グローバル金融センターとしての潜在能力を認識しうる立場へと日本を大きく一歩近づけることにもなるだろう。

きわめて重要なことに、新しい日本への導入のために必要不可欠なサービス、企業手法や金融手法を多く提供してきたのは、日本で活動する外国法事務所の弁護士である。外弁は、国境を越えた投資に関して欧日企業間の仲立ちとなって、日本とEUの経済統合に際して重要な役割を一貫して果たしている。しかし外弁は、弁護士資格が目下法域を超えて認められておらず、場合によっては国内の規則によって活動が制限されるため、専門的能力を発揮しうる度合いが限られている。したがってEBCは、EU-日本経済統合協定が弁護士資格の相互受け入れ、および弁護士が本国法域で認められた範囲の活動に従事することの相互受け入れの実現を目指すべきだと確信する。

電気通信事業分野では、自由で公正な競争を確保し、市場への信頼を喚起する共通の規則の策定に欧州連合と日本が取り組むことが最も重要である。こうした規則は、ユニバーサルサービスの資金調達と接続料算定についてのガイドラインを含むべきである。各国政府は、透明性あるコストを保証し、競争相手に対する料金が必ずコストに基づくものであるようにし、供給の価格・非価格条件に関する反競争的行為を監視すべきである。

## 競争

共通競争ルールを設けることは、他のサービス・セクターにおいても肝要だろう。目下、EBCは、郵政民営化について懸念を抱いている。日本郵政は、将来の収益性を確保するため、（依然唯一の株主である）政府から特別待遇を受けているように思われる。かんぽ生命とゆうちょ銀行を競合他社と同じ規制当局の管轄下に置くのではなく、金融庁内にかんぽ生命とゆうちょ銀行を扱うための専用セクションが設けられている。保険事業であるかんぽ内のコンプライアンスとリスクマネジメントを強化する必要性は十分な優先性を与えられておらず、すべての保険発行者にとって公平な土俵が保証されるかどうか疑問がある。その影響は、日本で活動する欧州の輸送・運送業者にも及ぶ。輸送・運送業者は、それだけでなく国際空港使用料、不十分なインフラ、杓子定規な通関手続、および国内貨物運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限と苦闘している。現在、日本郵政は国際宅配便市場などへの拡大を計画しているが、その一方で、特惠的な規制面の処遇の恩恵を依然受けている点は、市場の機能と、日本国民にサービスを提供する競合他社の能力にとって重大な脅威となっている。

## 調達

日本とEUはともに、WTOの多国間による政府調達協定（APG）の締約国であり、このビジネスのできるだけ多くを開放することを目指すWTOプラスの規定を実施してきた。にもかかわらず、日本の公共事業への欧州企業の参入率は依然としてきわめて低い。その理由のひとつは、透明性ある調達手続が設けられているにもかかわらず、使用されていないことである。また、契約が細分化されるため、WTO協定が適用下限に入る。したがってEBCは、EU-日本経済統合協定が、拘束力ある簡素化された規則、WTO APGより効果的なコンプライアンス措置を確保することを目指すべきであって、外国と国内の供給業者の平等な待遇、政府調達機会に関する情報と通知の透明性、ブランド中立的な関係仕様、入札評価プロセス、落札異議申立手続（award challenge procedure）、具体的実施メカニズムを保証すべきであると考えられる。

## EU-日本間の人の自由な移動

人の自由な移動を確保することは、EUの単一市場運用を成功させる上で決定的に重要である。したがって、一時的例外はあるにしても、欧州連合の市民はいずれの加盟国にも自由に旅行・定住する権利を持つ。最大3ヶ月まで失業手当の受給資格を保持しながら、他加盟国で勉学や職探し、専門職を開業したり事業を起こしたりする権利、最終的には老後を任意の加盟国で過ごし、その新しい居住国で法定年金を受け取る権利が広く与えられている。同様に、EU-日本間で一層の経済統合を達成する試みは、双方間の人の移動をより容易にしうるかどうにかかっている。これは、在日EU市民および在欧日本人についての現行のビザおよび就労許可の大幅な改定 ― 場合によっては撤廃 ― を必要とするであろう。また、エラスムス計画など、双方の教育・学術プログラムへの日本の参加も促進すべきである。経済統合協定は、国内の社会保障手続の形をとった障害も緩和すべきであり、強制加入国民年金拠出金の払い戻しなどの問題に関し、各加盟国と日本との間で個別に取決めを結ぶ必要性をなくすべきである。

## EU-日本間の資本の自由な移動

資本の自由な移動は、EUの単一市場の適切な機能にとって必要不可欠の条件であり、国境を越えた通商を促進し、労働者の移動性を可能にする。これは、金融サービス会社の国境を越えた活動にとっても必要不可欠である。先頃、金融サービスにおける真の欧州規模市場の開発を目指したアクションプランの立法段階が完了した。これは最終的に、欧州のどこからでも買うことができる金融商品 ― ローン、保険、貯蓄プラン、年金など ― のより幅広い選択肢を消費者に提供することになるとともに、企業がより容易かつ安価に資金を借り入れられるようにもなり、全員にとって、資本とモノとサービスのコスト低下につながる。これは、EU-日本間の資本の自由な移動を目指すべき有力な論拠である。金融サービス業に関してすでに取り上げた諸問題（上記参照）に加え、経済統合協定は税制問題にも目を絞るべきであり、EUと日本の間の二重課税や、配当、ロイヤルティ、利子に関する源泉徴収税を廃止する必要があるだろう。また、EU域内と日本国内の社会保障制度への雇用者と被雇用者の拠出金を相互的に課税控除対象とすべきであり、また、移転価格査定の文書要件の解釈と整合化について共同ガイドラインを設けるべきである。

## 知的財産権

モノ、サービス、人、資本の自由な移動の確立を目指すことに加え、EU-日本経済統合協定は、相互通商を促進するためのあらゆる取り組みにとって基本的ないくつかの広範囲の問題を取り上げ、自由で公正な競争、透明性ある投資規則、知的財産権に関する共通の方針、規則と実施に関する機関協力強化を確保する必要がある。現行のWTOの協議や協定の限界を踏み越える必要があるだろうが、これは最終的に、将来のWTO交渉の糸口を提供しうるだろう。例えば、日本企業と欧州企業はともに、厳正な国際知的財産権保護の主要な後援者であり、それぞれの政府は、WTO TRIPS協定がとりわけ実施面で不十分であることを示唆している。したがってEU-日本間の経済統合協定は、出発点としてTRIPSを取り上げ、適切な実施体制を基礎とすることを目指すべきである。経済統合協定は、知的財産権保護に関する野心的な取り組みを盛り込み、両市場における権利所有者に対する同一の保護、地理的表示、著作権、特許権保護・許諾制度の相互承認、インターネット上の模倣品および特許侵害に適用される罰則についての共通の規則と原則を確立すべきである。先見性ある経済統合協定は、とりわけ、データ保護期間とブランド名の選択に関する規則の整合化により、新薬等の分野におけるイノベーションや研究開発を保護する助けとなりうるだろう。

総括として言えば、グローバルな経済環境面の課題、EU-日本間の2国間関係の強さ、欧日間相互通商の重要性、競争力促進に対する欧日共通の関心に鑑み、今こそ、さらなる、より迅速な経済統合を行うにふさわしい時であるとEBCは確信する。WTOを踏まえ、WTOを補完し、WTOを超える正式のEU-日本経済統合協定策定面の協力は、非関税障壁の削減を加速し、EU-日本間の通商と投資の段階的変革にはずみをもたらさうだろう。また、国内だけでなく世界中の市場での使用に向けた将来の規則と規格の開発面でリーダーシップをとることも可能にするだろう。それは間違いなく、取り組むに値する目的ではなからうか。

## 本報告書の構成

本報告書は、広範囲にわたる業種および事業分野を扱う31の章からなっている。特定のEBC産業別委員会の懸念を取り上げる各章は、日本の現場でビジネスを行っている委員会メンバーの集会的な実地体験に基づいている。各章は、さらなる規制改革へ向け一連の提案で構成され、各業種の優先課題にハイライトを当てた、経済統合の見通しについてのセクションを伴っている。本報告書が、日本の商環境と投資環境の改善を目指す日本政府を始めとする関係各当局の考え方にポジティブな貢献をなすことを信じてやまない。



# ビジネス関連

人的資源  
知的財産権  
小売・卸売  
法律サービス  
税制



**Mr. Richard Mason**

Chair, Human Resources Committee

(Director HR, Development & Strategy Group Asia, TUV Rheinland Japan Ltd.)

c/o TUV Rheinland Japan Ltd.

3-19-5 Shin Yokohama, Kohoku-ku

Yokohama, Kanagawa 222-0033

Phone 045-470-1889

Fax 045-470-1410

# 人的資源

## 規制改革の総括

日本の入国管理政策は、外国人スタッフの効率的で費用効果的な移転と雇用をまだ可能にしていない。外国のノウハウに大きく依存する日本企業や外資系企業にとって、外国人労働者の国内外の十分な移動性は会社が成功を収めるために不可欠である。

日本は先進工業国で唯一、ビザと再入国許可の二重制度を通して在留外国人の移動を規制している。標準のビザ制度に加え、法務省管下の入国管理局は、永住者を含むすべての在留外国人に対し、在留資格を失うことなく出国することを望む場合には特別許可の取得を義務付ける独自の再入国許可制度を実施している。1999年の「出入国管理及び難民認定法」の改正は、再入国が許可される最長期間を1年から3年に延長した。この改正は、在留外国人にとって出入国を容易なものにしたが、あくまで、それまでに数次の再入国許可を取得し、かつビザの有効期間中であることが条件となっていた。就労許可に関する制限も、外国人スタッフを雇用する企業に難題を突きつける。現行の制度では、大学の学位を有していない専門技能労働者のための就労用ビザは、10年間の職務経験の証拠を示す場合にのみ交付される。

労働法の先頃の改正は、労働時間、報酬、年金制度、契約等の面で一層の裁量を雇用者に与えることに成功したが、依然として長期雇用制度を支持している。2003年6月に労働基準法が改正されて、経済的苦難についての厳密な基準を雇用者が満たす場合に限り解雇が可能になった。この改正は、何をもって解雇に対する妥当な補償とみなすかに関する具体的な基準は定めなかった。

2001年の確定拠出年金法により、雇用者はよりフレキシブルで魅力的な年金制度を被雇用者に提供可能になったが、離日する外国人労働者についての、日本の年金制度への強制拠出の払い戻し拡大を可能にする改正はまだ行われていない。年金拠出の払い戻しは、ベルギー、フランス、英国、ドイツとの間で目下結ばれつつある社会保障協定によってカバーされる。EU-日本間の包括的な経済統合協定は、社会保障年金拠出払い戻しについて複数の個別協定を結ぶプロセスを合理化する必要があるだろう。

### EU-日本経済統合の見通し

経済のグローバリゼーションや、日本の現在の人口統計動向（熟練労働者の深刻な不足、高齢化、出生率低下など）は、国内企業と外資系企業および日本経済の長期的活力にとって大きな難題を突きつける。企業は、経営の合理化、労働条件の改善、業務効率の向上、新しい海外の労働力供給源の発掘を迫られる。こうした難題に照らすなら、労働規制と人的資源管理慣行によって国際商取引を促進し、高技能の競争力ある労働力を確保・維持する最良の手段を提供することが肝要である。現代のハイペースなグローバル経済の目まぐるしく変化する要求に応えるためには、日本政府は、入国管理、年金制度、雇用期間に関する妨害的な規制を国際的な標準や慣行に沿って解除しなければならない。

#### 優先課題

- EU-日本単一労働市場を創出する。
- EU-日本間のすべてのビザおよび就労許可要件を撤廃または大幅改正する。
- エラスムス計画やその他の欧州内教育協力制度への日本の大学および学生の包含を促進する。

## 主要な問題および提案

### ■ 入国管理：再入国許可および就労許可

*年次現状報告：限られた進展。* 総合規制改革会議は2007年度末をめどに再入国許可制度を改革するよう提言している。そうした許可の申請・更新手続は依然としてお役所的で時間がかかり、申請者と雇用主双方にコスト的負担をもたらす。しかも、再入国許可は、入国管理のための付加的な対策をなすようには思えない。ビザを所持している外国人はすでに審査済みであり、日本に在留する資格がある。入国管理当局は、ビザを通じて外国人の出入国を監視することができ、ビザの保有者がビザの交付条件の下で認められていない活動に従事した場合、いつでもビザを取り消すことができる。就労許可に関する制限も、専門技能をもつ外国人を雇用することを目指す企業にとって難題を突きつける。目下のところ、ビザを申請する（大学の学位をもたない）若年専門職者は、10年間の職務経験の証明記録に基づき「特殊技能」を証明することを義務付けられている。

提案：

- 日本政府は再入国許可制度を廃止すべきである。
- 入国管理政策は、就労許可取得に関する基準の緩和によって熟練労働者へのアクセスを改善することができる。
- 外国の資格、証明書、免許を受け入れることによって外国人専門家が日本で専門職に就けるようになるべきである。

### ■ 年金

*年次現状報告：限られた進展。* ベルギー、フランス、英国、ドイツ、ならびに米国、韓国との間で、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっているが、日本の年金制度への強制拠出の払い戻しは、脱退する外国人の場合は依然、最高3年／約150万円が上限となっている。

提案：

- 2001年確定拠出年金法を、非課税拠出水準の引き上げ、マッチング拠出（上乘せ拠出）の許可、年金積立金に照らした年金加入者の借入許可によって改善すべきである。
- 日本の公的年金制度への強制拠出は、脱退する外国人とその雇用者に全額払い戻されるべきである。暫定措置として、拠出払い戻しの上限を3年分から5年分に引き上げる目下検討中の案を即刻実現すべきである。
- 外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除が適用されるべきである。
- 日本政府は包括的な経済統合協定のもとですべての欧州政府と社会保障協定を締結すべきである。

### ■ 解雇

*年次現状報告：限られた進展。* 労働基準法の改正は解雇を可能にしたが、不確かさや、不必要に費用のかかる調停のリスクを避けるため標準慣行を至急成文化する必要がある分野である退職金問題を扱わなかった。業務効率のため、および従業員にとっての高水準の労働条件を維持するために、企業は従業員の雇用と解雇に関する明確な命令を必要とする。

提案：

- 管理のフレキシビリティと経営効率を向上させるために、解雇に適用される規制をさらに明確化すべきである。経済的理由に基づく解雇の容認可能な根拠を規定する具体的な規則を、適切な解雇手当の目安に関する明確なガイドラインと併せて導入すべきである。

## Mr. Laurent Dubois

Chair, Patents, Trademarks & Licences Committee

(Representative, Union des Fabricants)

c/o Union des Fabricants

SK Bldg. 3F., 1-5-5 Hirakawacho

Chiyoda-ku, Tokyo 102-0093

Phone 03-3239-3110

Fax 03-3239-3224

# 知的財産権

## 規制改革の総括

近年、日本政府は、知的財産権保護へ向けて大きく歩を進めてきた。2002年の知的財産戦略会議のもとでの10ヵ年アクションプランの開始と知的財産基本法の採択以降、知的財産権保護を目的とした合計40件の法律と改正が可決された。2003年からは、関税定率法改正により、企業は知的財産権侵害疑義物品を水際で差し押さえてもらうことを税関当局に一層容易に申立てできるようになった。2004年には、侵害疑義物品の輸入者に関する情報を入手する権利が権利者に与えられた。2005年4月には、日本初の知的財産高等裁判所が設置された。2006年4月以降、著名・周知のブランドに類似した商品の輸入は不正競争防止法で禁止されている。模倣品輸入者に対する差し止め命令は今では6ヶ月以内に出してもらえらる。

商標法が改正されて、模倣品の輸入者に課せられる罰金の額が、法人は1億5000万円から3億円に、個人は500万円から1000万円に引き上げられた。知的財産戦略本部（IPPH）の決定により、経産省は個人使用目的の模倣品の輸入を禁止する商標法のさらなる改正を検討しているが、2007年にはほとんど動きはみられていない。

進展は、日本の税関当局側の積極的な関与のおかげでもある。税関当局は今では、模倣品に関する情報を権利者に率先して提供しており、特許権を侵害している製品やブランド商品に類似した輸入品の輸入の禁止規則を施行するための取り組みを強化している。税関当局は、商品を直接検査するために税関に向くことを企業や権利者の代理人に求めるよりむしろ、インターネットによる画像送信を利用することによって権利者への情報提供を行うケースがますます増えている。日本は、WTO TRIPSおよびWIPOのもとでEUや国際貿易相手国と引き続き協力を行っている。こうした大きな成果にもかかわらず、他の先進経済国と比べ、日本における模倣品は依然、企業にとっての重大な問題、および消費者保護と政府税収にとっての大きな脅威となっている。インターネット上の取引は、とりわけ懸念材料である。インターネット上で販売されるブランド商品の半数以上は模倣品である。EBCは日本政府に対し、水際規制、インターネット上の模倣品販売、個人使用目的の模倣品の輸入に的を絞ることによって、商標権侵害のより厳格な施行を徹底させることを目指した具体的な措置の導入を要望する。

## EU-日本経済統合の見通し

知的財産権保護は、日本の知識ベースの経済にとってきわめて重要である。厳格な知的財産権保護体制は、イノベーションや知識開発、海外投資、経済成長につながる環境をもたらす。模倣品は、世界貿易全体の5~9%をも占め、相当量が日本へ入ってきている。高級品の日本市場は1兆1700億円規模であり、世界消費の40%を占めている。この分野の欧州企業の多くは世界売上3分の1までも日本で生み出しているため、損害は甚大である。主要な消費者および厳格な国際知的財産権保護の後援者として、日本は、模倣品の流れを食い止める上でより積極的な役割を引き受けなければならない。商標法および特許法の一連の改正を通じて過去数年間に達成された進展を、さらなる措置によって強化すべきである。EBCは、EUと日本の間の2国間経済統合協定（EIA）を通じて、知的財産権保護を目指したさらなる改革に取り組み、改革を実行するよう提案する。このEIAは、双方の市場の権利者について同一の保護を定める知的財産権保護に関する野心的な規定からなるべきである。

### 優先課題

- 双方の市場の権利者について同一の保護を定める。
- 地理的表示、著作権、特許権保護・許諾制度の相互承認を定める。
- インターネット上の侵害行為および特許権侵害に対する罰則について共通の規則・原則を設ける。

## 主要な問題および提案

### ■ 水際規制

*年次現状報告：相当の進展。* 商標法の改正や、税関当局による取り組み強化にもかかわらず、日本はまだ、模倣品の輸入を食い止めることができていない。並行輸入の法的容認や、関税法内での不十分な民事・刑事制裁が、模倣品の流入継続を許している。

**提案：**

- 日本政府は、国内に持ち込まれる商品の真正性について並行輸入者に責任を課すべきである。権利者は、司法的手段を通じ、日本の水際での知的財産権侵害疑義物品の輸入差止手続に介入する権利をもつべきであり、立証責任は輸入者と権利者の間で分担されるべきである。
- 個人や法人が模倣品輸入を企てることやその意図をもって行動することを違法とするよう、関税法を改正すべきである。

### ■ インターネット上の偽商品

*年次現状報告：進展。* 日本では今や、インターネットが偽商品や模倣品を流通する主要な手段となっている。サイト運営者に完全な身分証明を提供することを販売者に義務付ける特定商取引法の適用面の変更、ならびに主要なインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）によるIDおよびコンテンツ管理措置の導入は、模倣品として公然と販売される商品の量を減らすのに役立ってきた。しかし、侵害行為の定義があまりにも狭すぎるため、明白な模倣品以外のケースでは、財産権の侵害を断言することが本質的に困難となっている。しかも、現行の法律や監視慣行は、携帯サイトで模倣品を販売するオークション・サイトをカバーしていない。

**提案：**

- 商標法は、模倣品の販売を取り締まる責任をISPに負わせ、侵害常習者に対し一層厳しい処置をとることをISPに義務付けるべきである。一目では鑑別できない模倣品も含めるよう、侵害行為の定義を広げるべきである。

### ■ 個人使用目的の輸入

*年次現状報告：進展なし。* 日本の法律は、模倣品を「個人使用」目的で日本に輸入することを禁じていない。商業輸入業者は発覚のおそれを減らすために偽商品を小分けにして輸入し、外国の輸出業者は同様の方法を用いて日本市場で模倣品を販売する。知的財産戦略本部は「個人」輸入を禁止する意向を表明しているが、これはまだ実現していない。税関当局は、税関職員によって侵害疑義物品が発見された場合、商品の真正性の確認または商品が個人使用目的であることの確認を求める書状を受取人に送付することを義務付ける通達を発布した。それが個人使用目的でない場合には、商品の輸入は禁止される。

**提案：**

- 税関当局によって実施された確認制度はかなり効率的であることが証明されているとはいえ、個人使用目的であるか商業目的であるかにかかわらずなく模倣品の輸入を禁止するよう商標法を改正すべきである。

### ■ 意匠

*年次現状報告：進展なし。* 日本での意匠登録にかかる費用は依然高く、審査手続は複雑かつ煩雑である。しかも、日本の裁判所は、意匠法のもとでの模倣品の解釈面できわめて狭い見方をとっている。意匠は別物と判断される場合が多く、このことは、模倣品が権利侵害として扱われることを妨げている。

**提案：**

- 日本政府は、出願料金を引き下げることによって意匠保護を強化すべきである。日本の裁判所は、意匠の類似性の解釈により厳格なアプローチをとるべきである。

**Mr. David R. Buckley**  
Chair, Retail, Wholesale & Distribution Committee  
(President, Copyrights Japan Ltd.)  
c/o Copyrights Japan Ltd.  
3F., MF Bldg. 1-6-12 Yoyogi  
Shibuya-ku, Tokyo 151-0053  
Phone 03-3377-8300  
Fax 03-3377-8320

# 小売・卸売

## 規制改革の総括

日本市場への投資を望む外国の小売・卸売企業にとって、ここ数年、良い方向への変化はほとんど見られていない。日本は世界第2位の小売市場であるのに、日本市場で活動している外国小売業者はきわめて少数である。専門小売チャンネルでの外国小売企業の活動の著しい拡大（多くの小売店舗はフランチャイズを通じ、あるいは日本企業へのライセンスのもとで活動しているにせよ）にもかかわらず、外国小売企業にとり、日本市場に参入する際にグローバル規模のロジスティックスを活用することはきわめて困難となっている。新規小売店舗を開発・開設するプロセスは、制限、非効率、遅滞がつきものとなっている。統制の地方分散化と管理の削減によって効率向上を目指した2000年の新しい大規模小売店舗立地法を建築許可および環境影響評価手続と併せて合理化する機会は利用されなかった。それどころか新法は、個々の地方自治体が独自の手続を設けたり、場合によっては新たな免許条件を設けたりすることにつながり、結果的にコストと遅滞を増大させている。その影響は、面積1万m<sup>2</sup>を超える小売店舗開設への制限と相まって、日本市場参入および日本での事業確立のコストを一層増大させることにより、外国小売業者の投資意欲をさらに減退させている。政府はEBCの懸念に留意し、2006年初頭に都市計画法改正が国会で可決される前に、大規模小売業についての新たな制限に関する重要な免除を導入した

### EU-日本経済統合の見通し

日本の小売市場は世界で最も大規模かつ最も活発な市場の1つである。しかし、多くの市場とは異なり、海外小売チェーンのフランチャイズ以外の小売店舗はまれである。日本への進出を成功させている欧州小売業者はほとんどなく、進出失敗は国内外のメディアで大きく取り上げられてきた。このため、日本は、競争が激しく、コストが高く、消費税引き上げの脅威が厳然と存在し、規制の要件や実施方法が不透明で、進出が「難しすぎる」という、時として公正を欠いた受け止め方がなされるに至っている。海外進出を目指す多くの小売業者は、地元以外の小売業者の成功例がある他の市場を優先して日本を進出対象外としている。とはいえ、日本市場の入念な調査を行ってきたいくつかの欧州小売業者は「店開き」を選択してきた。そうした小売業者に成功する機会を与えることが重要である。そうした小売業者の成功は、選択肢の拡大を通じて日本の消費者に恩恵をもたらす。欧州の小売業者の日本での成功は、競争の機会や、グローバルな競争力をさらに強化する機会を新たにもたらすことで日本の小売業者や卸売業者にも恩恵をもたらす。様々の消費者製品の輸入・認証・表示は、製品がすでに国際規格や欧州規格によってカバーされている場合ですら、日本特有の規格に照らした付加的な製品試験が求められるため、依然、過度にコストのかかる複雑なものとなっている。欧州市場向けにすでに認証された製品を日本市場で販売する場合に、新たに試験と認証を受けなければならない理由がEBCには皆目わからない。ほとんどの小売製品の規格は同様であるため、EUと日本は、規格と認証の相互受け入れを確立する措置を速やかにとるべきである。

#### 優先課題

- 小売・卸売製品の規格と認証の相互受け入れ。

## 主要な問題および提案

### ■ 大規模小売業

*年次現状報告：限られた進展。* 大店立地法の規定の多くを明確化する面で進展がみられているとはいえ、透明性の欠如と地域差のある実施方法は、外国小売業者の市場参入を制限する。建設、安全、環境規制についての地元の解釈には一貫性がない。これは、投資コストを増加させ、不確実さとリスクを高めて、日本での事業を拡大しようとしている小売業者にとっての学習効果を事実上損なわせる。日本に外資系大規模小売業者が際立って少ないことは、これが投資に及ぼす影響の証左である。しかし、大規模小売業に関する新しい制限についての検討は続いている。さらなる制限は、地方レベルの状況をさらに悪化させ、地方を、グローバル小売業者が存在せず、選択肢が限られ、競争が低下し、ついには経済活動が低下した状態に追いやるにすぎないため、EBCは日本政府に対し、さらなる制限に警戒を払いそれを導入しないよう強く要望する。

提案：

- 大規模小売施設の事業免許の申請と実施に適用される規制は、より透明かつ一貫性のあるものにすべきである。政府は、2007年に実施された都市計画法の改正のもとで、新規の大規模小売業に関する新しい制限からの大都市（人口100万以上）の免除が顧慮されることを保証すべきである。

### ■ 酒類

*年次現状報告：若干の進展。* 2001年以降、規制緩和によって、日本の酒類小売業免許は徐々に自由化されてきた。「緊急調整地域」を設ける暫定措置が2006年9月に撤回されたことは、完全な自由化へ向けての大きな一歩となった。EBCはこの進展ぶりに喝采を送るとともに、自由化の欠如がますます大きな問題となりつつある卸売市場にも同じ措置を適用することを政府に要望する。

提案：

- 酒類卸売業免許の規制を全廃すべきである。

### ■ 法外なコストのかかる輸入認可・認証・表示規則

*年次現状報告：限られた進展。* 日本へ輸出される製品のENおよびISO規格またはCEマーキングの受け入れに難色を示すことは、新製品の市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。EBCは、消費者の安全衛生を守る必要性を認める一方、規格と製品を相互承認するよう日本と欧州の政府に強く要望する。

提案：

- 日本とEUは、消費者安全衛生が特に考慮される製品の輸入および販売／使用の申請手続に適用される規制を相互に受け入れて、一方の市場向けに認証された製品がもう一方の市場で自動的に受け入れられるようにすべきである。

### ■ 家庭用品の表示

*年次現状報告：新たな問題。* 家庭用品品質表示法および付帯する任意表示ガイドラインである「表示規程」は、日本で販売されるときに家庭用品がどう表示されるべきかを極端に細かく定めている。都道府県は、どうやら何の法的根拠もなしに、小売業者を定期的に検査し、違反を見つけたときには警告を発する。法的不確実さと詳細な規則が相まって、グローバルに調達を行う小売業者にとっては相当の問題がもたらされる。こうした規則に従うことを強制されるなら、そうした小売業者はグローバルな生産システムの変更を迫られ、消費者にとって受け入れがたいコスト増につながるだろう。

提案：

- 経産省は、製品の品質と安全に全面的責任を負いながらグローバルに調達される製品を日本の消費者に提供するフレキシブルな代替方法を小売業者に提供するため、明確化を行う命令を発布すべきである。

**Mr. James Lawden**

Chair, Legal Services Committee  
(Partner, Freshfields Bruckhaus Deringer, Tokyo)  
c/o Freshfields Bruckhaus Deringer, Tokyo  
Ark Mori Bldg. 18F, 1-12-32, Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-6018  
Phone 03-3584-8509  
Fax 03-3584-8501

# 法律サービス

## 規制改革の総括

過去数年間には、とりわけ日本の弁護士と外弁がとりうる協働の形態に対する制限を一部撤廃する2005年外弁法の結果、日本における法律専門職の規制面でいくつかの前向きの変化がみられた。しかし、競争における規制面での大きな障害が残っており、第三国の法律について外弁の提供可能な助言が制限され、すでに協働している弁護士と外弁の事務所の法人化や日本で活動する外国法事務弁護士事務所による有限責任の地位からの便益の享受（本国で認められている）を妨げる結果となっている。差別的規制は、法律事務所、個人共に影響を及ぼし、外国人被雇用者が日本での外弁の免許の取得以前に、弁護士資格を取得した国での実務経験が要件とされたり、外国法事務弁護士事務所のパートナーに日本人弁護士が含まれていない限り、日本の弁護士がその事務所の名前でアドバイスを提供できないなどの制限が存在している。こうした規制的障害が存続する限り、日本の消費者は、法律上の助言という重要分野における選択肢を、外国法律事務所は潜在顧客を不当に奪われることになる。

EBC法律サービス委員会において我々法事務弁護士は、法律面の進展を綿密に追求している。過去数年間には、日本における企業に関する法体系に影響を及ぼすいくつかの重要な改革が政府によって導入された。最も重要なものは2006年に原則的に施行された新会社法、および2007年に施行された三角合併を可能にする新規定であり、これによって外国企業が日本企業と合併するときに対価として自社株式を用いることができるようになったことは大きな前進であるが、税法の自由化など見直しが必要である。現行の規則が、日本において従前に相当のプレゼンスを有していない外国企業にとって実用的でない仕組みになっているためである。

同じく新会社法によって可能となった「ポイズンピル」制度（乗っ取り防止策）への対応に関してEBCは、過剰な防衛策が認められるべきではなく、優先順位は常に既存の株主に置かれるべきであると確信する。防衛策が既存の取締役利益の維持手段としてのみ使用されるのを避けるため、ポイズンピル発動における厳しい条件が適用されるべきであり、理想的には、乗っ取り防止策実施のために社外取締役の承認や支持を得ることを条件とすべきである。「ポイズンピル」が、新しい買収元候補からの建設的な提案を遮断するために使用されることのないよう努力がなされるべきである。さらに、経産省および裁判所において認識された「濫用的買収者」のカテゴリーが日本におけるニーズに照らして資産収益率改善のために適切であるかの検討も必要である。

もう1つの懸念材料は、外為法における、日本企業に対する相当の利権取得の事前承認に関する新規則の適用である。EBCは日本政府に対し、この仕組みが日本の産業への外国からの正当な投資を制限するために使用されることがないように強く要望する。

### EU-日本経済統合の見通し

日本で活動する外国の法事務弁護士は、新しい企業手法や金融手法の、日本への導入に際して貴重なサービスを提供してきた。外弁は、国境を越えた投資に関して欧日企業間の仲立ちや、海外に投融資を行う金融機関や、欧州資本市場への進出を希望する日本企業を支援するなど、日欧経済の統合面できわめて重要な役割を果たす。しかし外弁は、弁護士資格が目下法域を超えて認められておらず、活動が国内の規則によって制限されるため、専門的能力の発揮が制限されている。

#### 優先課題

- 弁護士資格の相互受け入れ、および本国法域の規則で認められたより広範囲の活動の承認。

## 主要な問題および提案

### ■ 有限責任

年次現状報告：新たな問題。現行の規則では、日本で活動する弁護士は有限責任の地位を利用できない。これは、複雑な国際商取引の処理や、何兆円もの潜在的責任がからむデューティリジェンス業務の指揮をする弁護士より、むしろ法廷弁護士といった、日本における伝統的な弁護士の立場に沿ったものである。一方、欧州の法域にある欧州の法律事務所は、有限責任の地位を利用可能である。多くの分野では、欧州やその他の国々の専門職従事者は、とりわけ金融市場に携わる会社にとっての巨大な潜在的責任について、財務情報の開示を条件として有限責任体制のもとで活動することを認められてきた。欧州では、そうした体制の利用対象者から弁護士を除外することは不公正であるとみなされてきた。しかし日本では、法律事務所は個人を通して活動しなければならず、日本におけるその代表者は有限責任の便益の享受を認められていないため、日本で活動するすべての法律事務所は、不公平なレベルのリスクにさらされる。

提案：

- 日本で活動する法律事務所は、外国・日本の法律事務所とも、有限責任制度を利用できるようにすべきである。

### ■ 弁護士法人

年次現状報告：新たな問題。現行の規則では、外弁法律事務所、即ち外弁と弁護士の共同事業による、弁護士法人としての法人化ができない。このことは、かかる法律事務所が日本に複数の事務所を開設できないことを意味する。というのも、現行法では複数の事務所をもつことを認められているのは弁護士法人だけだからである。日本の法律事務所に関しては、先頃、弁護士法人制度が導入されたが、支社開設への関心が外国の法律事務所の間において現状あまりない様子であることを口実に、外国の法律事務所だけに制限が適用される理由がEBCには皆目理解できない。

提案：

- 外弁法律事務所および共同事業による弁護士法人設立を可能にし、この差別的制限を撤廃すべきである。

### ■ 第821条

年次現状報告：進展なし。新会社法第821条は、「日本に本店を置き、または日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社は、日本において取引を継続してすることができない」と規定している。法務省は、国会の場および告知双方において、821条導入の結果、外国会社に新たな規制の制限が課せられることはないを繰り返し保証してきた。とはいえEBCは、本来完全に認められた法人である外国会社の日本支社の多くの適法性が疑問視されかねないことを依然危惧している。

提案：

- 日本は、日本国内で事業を行う外国会社の支社の法的確実性を確保するため、新会社法第821条を修正すべきである。そうすることで同法は、決議時に参議院法務委員会により付帯決議で表明された立法者の意図に沿ったものとなるだろう。



**Mr. Hans-Peter Musahl**

Chair, Tax Committee

(Partner, Shin Nihon Ernst & Young)

c/o Shin Nihon Ernst & Young

Kasumigaseki Building 32F, 3-2-5 Kasumigaseki

Chiyoda-ku, Tokyo 100-6032

Phone 03-3506-2087

Fax 03-3506-2200

# 税制

## 規制改革の総括

根本的重要性をもつ新しい概念群が日本の法人税制度に導入されてきた。最も重要なものは、適格組織再編成の概念、および（金融市場を刺激するための）配当とキャピタルゲインに関する優遇源泉税率の概念の導入だろう。これらはどちらも、小泉首相の改革政策の土台をなすものだった。同様に重要なものは、2001年に導入された連結納税制度である。これらの改革と、欠損金の繰越期間の2年間延長は、経済再編成プロセスのきわめて重要な要素だった。

文書回答制度の導入は、とりわけ2004年に制度が改良され、特定の個人取引を書面で明確化する権利を納税者に与えて以降、透明性と説明責任をいくぶん強化してきた。前進を認めうるもう1つの分野は、納税者の秘密の保護である。税務監査や納税者・税務当局間の論争に関する報道は、今では5年前ほど盛んではなくなっている。さらに、通常、税務監査の過程で提出される法人税修正申告に関する情報はもはや公表されない。

しかし、企業支援的な租税環境を創出するために政府が十分手を尽くしたとは言いがたい。いわゆる三角合併制度を通じての国境を越えた合併に対する課税繰り延べ規則は、不必要に複雑である。「事業の継続性条件」はとりわけ、市場参入者に克服できない重荷を課す。連結納税の導入はきわめて重要だったとはいえ、この制度がポテンシャルを実現するためには、適格条件が緩和される必要がある。

### EU-日本経済統合の見通し

活気ある力強い経済は、税制面の規則・規制に影響を受ける。日本政府が近年、広く影響力のある税制改革に取り組んできたことは称賛に値するが、企業のグローバリゼーションや資本の移動性増大に適合する税制を設けるためにはさらなる措置が必要である。欧州企業は相変わらず、税務当局の一貫性のない恣意的な取扱いや、市場アクセスと成長の妨げになる規制に直面している。欧州と日本の税法にみられる共通の租税概念の解釈面の相違や、日本と欧州諸国間の租税条約交渉進行面の脱線、OECDベースの移転価格方針についての一貫性のない解釈、国境を越えた合併によるキャピタルゲインに関連した規則についての明快さの欠如に対処しなければならない。

#### 優先課題

- EUと日本の間の二重課税を廃止する。
- 配当、使用料、利子に関する源泉徴収税を廃止する。これは、先頃日本と、英国、フランス、米国との間で結ばれた条約で規定されている適格法人については0%に引き下げられるべきである。
- EU域内と日本国内の社会保険制度への雇用者と被雇用者の掛金を相互的に課税控除対象にする。
- 解釈についてのEU-日本共同ガイドラインを設け、移転価格査定に関するEUと日本の間の文書要件を整合化する。

## 主要な問題および提案

### ■ 説明責任と守秘義務

*年次現状報告：若干の進展。* 文書回答制度に対して2004年3月に成立した変更の結果、納税者は今では、特定の取引について書面による明確化を求めることができる。こうした改善にもかかわらず、透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。欧州企業は相変わらず、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を報告している。EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護されるべき情報の「漏洩」について深く憂慮している。EBCは、毎年の高額納税者リストの発表と、通常、税務監査の過程でなされる修正申告提出を行った法人の名称の、税務署による公示をともに廃止したことを歓迎する。

提案：

- 国税庁は、正式の文書回答制度のもとで寄せられる要求に応じてのみならず、国際的標準慣行として、公開・非公開の裁定文書を提供すべきである。公開裁定は、匿名形式で定期的に公開されるべきである。匿名形式では機密性が確保されない場合、例えば案件が国民に周知である場合には、機密性を確保するため、非公開裁定文書の選択肢も設けるべきである。納税者の機密性を保護する既存の法律は、厳正に実施されるべきである。

### ■ 合併買収および企業再構築

*年次現状報告：進展。* 2007年5月の会社法改正を通じて可能になった三角合併の税制上の扱いは、日本企業を買収するために自社株式を用いる（日本国内ですでに地位を確立している事業をもたない）市場参入者にとって、實際上、障壁である。現行の規則は、日本の特別目的会社を用いて取引が行われる場合には原則として課税繰り延べを認めない。ただし、特別目的会社の定義については議論がある。政府が日本への投資促進に本気で取り組んでいるのであれば、日本企業との合併における通貨としての外国株式の無差別待遇こそが、とるべき最も重要な措置である。2006年の税制改革は、会社の50%超の株式取得後の、欠損金の繰越の利用制限を導入した。EBCは、新規則が狭く適用されるよう、また一層明確化されるよう提言する。

提案：

- 三角合併制度やその他の企業組織再編制度のもとで、日本で活動する従前の事業をもたない外国企業の株式を受け取る株主にとってのキャピタルゲインの課税繰り延べを認めるよう、現行の規則を改正すべきである。
- 基本概念の定義面で税務当局が保持する裁量を減じるため、企業組織再編税制を支える法規と規制をさらに明確化すべきである。規則の透明性を高めるため、「事業の継続性テスト」などの基本用語はより正確に定義すべきである。
- 納税者は、意図された再編成が税法適用組織再編成の条件に適合しているか否かについて、公開または非公開の裁定文書入手できるべきである。

### ■ 連結納税

*年次現状報告：進展なし。* 連結納税に関する現行の制限は、連結納税制度が日本の法人納税者の間で十分または活発に利用されることを制限している。

提案：

- 連結できるのは全額出資子会社のみという要件は、50%出資まで下げるべきである。また、グループが連結を望む場合のすべての全額出資子会社の連結の義務付けを廃止すべきである。
- 連結グループに加入する企業の連結納税適用前の欠損金額の繰越控除を認めない規定、ならびに、連結グループに加入する企業の特定資産の時価評価課税の義務付けを廃止すべきである。
- 連結に地方税を含めるべきである。

## ■ 移転価格

年次現状報告：限られた進展。日本の税務当局は依然、秘密の比較対象に基づいて移転価格査定を行っており、そのため、納税者は製品や機能の類似性を確認しにくい。しかも、税務調査に秘密の比較対象を用いることは、株式公開会社の企業レベルの収益性が基準点として一般に使用される事前価格確認制度の移転価格算定方法と整合していない。

提案：

- 解釈についてのEU-日本共同ガイドラインを設け、移転価格査定に関するEUと日本の間の文書要件を整合化する。
- 移転価格査定は、秘密の比較情報の使用にも、納税者がアクセスできない情報にも基づくべきではない。さらに、税務調査のための移転価格算定方法と、事前価格確認のために使用される移転価格算定方法との間には整合性があるべきである。

## ■ 租税条約

年次現状報告：若干の進展。日本は目下、オランダおよびドイツと租税条約の再交渉を行っている。

提案：

- EBCは、欧州諸国との現行の租税条約を見直すよう日本政府に促すとともに、改正日英および日仏租税条約のように、ロイヤルティ、適格配当、利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ租税条約をとりわけ歓迎する。

## ■ 外形標準課税

年次現状報告：進展なし。資本や人件費等の、利益以外の基準が法人事業税の一部となり、資本金1億円超の企業に適用されている。そうした税金は対日投資を減退させ、支払能力に応じた課税という原則に反する基準の使用を廃止する方向へ向かっているグローバル・トレンドに逆らうものである。

提案：

- 現行の外形標準課税制度を改正すべきである。

## ■ 金融市場

年次現状報告：進展なし。現在、プライベート・エクイティ・ファンドおよびヘッジ・ファンドの恒久的施設課税の問題は不明確でありまいる。ポートフォリオ投資からの配当とキャピタルゲインは、当面、10%の優遇源泉税率のみで課税される。

提案：

- 在外プライベート・エクイティ・ファンドは、日本市場でのその存在が課税対象恒久的施設につながるかどうかを明確に判断できるべきである。EBCは、金融市場を再生するための租税措置についての現在の国内の議論を歓迎し、株式市場への資本のよりフレキシブルな流れを可能にする措置を高く評価する。とりわけ、株式投資に対する現行の一時的な税制上の優遇措置を2008年以降恒久的なものにすることも、国境を越えた投資と日本における国際金融機関の促進につながるだろう。

## ■ 法人税率の引き下げ

年次現状報告：進展なし。1億円以下の株式資本をもつ在京企業にとっての実効法人税率は42%である（給与、賃借料、利子等に0.48%、株式に0.2%がさらに課せられる外形標準課税が適用される場合は40.7%）

提案：

- 日本政府は、国際比較における現在の最上位区分から平均的な国際水準へと実効税率を引き下げるべきである。

# 金融サービス

資産運用  
銀行業務  
保険

## 資産運用

### 規制改革の総括

ファンドの販売チャネルの自由化を主たる要因として過去数年間、日本の資産運用業界では相当の伸びが見られたにもかかわらず、日本政府は依然、資産運用会社の活動を不当に抑制している。資産運用会社が取り扱うことのできる有価証券の種類に関する規則は、他のグローバル市場よりもはるかに制限的である。さらに、許認可に対するアプローチに依然として一貫性がなく、様々の機関が規制をだすためにコンプライアンス・コストが増大している。新しい金融商品取引法（FIEL）は、サブライセンスの取得はより容易になったものの、投資信託に関連する法律と投資顧問業法という個別の法律を統合するには至らなかった。オフショア・ファンドの販売とサービスには依然として障壁があり、資産運用会社が系列会社のオフショア商品のマーケティング面で積極的アプローチをとることを妨げられている。2001年の企業年金制度の変革や、資金運用の外部委託を日本郵便に認めた2003年の立法など、明るい材料もいくつかみられたが、資産運用会社が日本の消費者の利益になる形で最も効果的・効率的に活動しうるまでには、まだ多くの規制改革が必要である。

申請プロセスにおける一層の一貫性と透明性を確保するため、認可制度は緊急に改革が必要である。金融庁と財務省各局は、申請者が行うことのできる兼業の種類を規定・公表することに難色を示してきた。兼業の認可に関する制限は2007年の金融商品取引法の導入以降一般に緩和されてきたものの、根本的なビジネス目的は企業間でさほど異ならないにもかかわらず、提出される申請の範囲によって、受ける認可は企業によりまちまちとなっている。

このような規制一貫性の欠如は、規制環境のしかるべき中立性を疑わせ、非遵守に対する不安から、企業が新しいビジネス・チャンスを追求することを困難にしている。EBCは、金融商品取引法の導入が、規則規制当局が複数併存している問題に対処しなかったことに失望している。金融商品取引法は、すべての金融サービスにとっての包括的な法律となるはずだったが、投資顧問業法と「投資信託及び投資法人に関する法」を組み入れていない。

#### EU-日本経済統合の見通し

社会保障制度の財政基盤が日増しに弱体化する中、日本ではプールされた資産の専門的資産運用がますます重要性を増しつつある。出生率が史上最低水準となり、団塊の世代が定年を迎えつつある中では、税基盤の潜在的拡大を伴う持続的な景気回復でさえ、財源減少傾向を逆転させる公算は薄いだらう。そうした中、金利は長期にわたって史上稀に見る低水準にあり、伝統的な銀行預金（または郵便貯金）口座への貯蓄に対する強力な選好から、より高収益が期待できる商品への投資意欲増加へ向かう明確なシフトを市場で生み出している。ますます複雑化する市場で専門的顧問サービスや革新的なサービスを提供することで、グローバルな専門的資産運用会社は経済全体における、より効果的な資金配分に貢献しうる。目下のところ、金融サービス会社は、厳格なファイアーウォールと厳重な認可制限のため、欧州で提供しているものと同じ信託運用・投資顧問サービスを日本において顧客に提供できない。規制障壁の結果として、経済全体における資金配分の非効率や、最適以下の資本収益率がもたらされている。すべての金融サービスに適用されるそうした共同の枠組がなければ、欧州と日本の金融サービス会社は欧州事業と日本事業を完全に統合することができず、両方の市場で同じ商品を提供することをずっと妨げられることになる。

#### 優先課題

- 原則に基づく規制システムのもとで金融サービス業に適用される原則の相互受け入れ。
- 信託運用・投資顧問サービスに関する共通の規則・原則の確立。

## 主要な問題および提案

### ■ 資産運用に関する規制当局の一本化

*年次現状報告：限られた進展。* 投資信託運用業務と投資顧問サービス業務は内容が異なるにもかかわらず、これらの業務には、かつて別個の認可要件、申請要件、顧客への開示要件が適用されていた。EBCは、2007年9月30日に施行された新しい金融商品取引法が、投資顧問業法のみを統合し、投資信託及び投資法人に関する法律に投資信託運用業務に適用される規制の大部分を残した結果、資産運用業界に適用されている競合する法的枠組を真に統合していないことに失望している。財務省から金融庁への監督権限の移管は、投資信託協会（JITA）と日本証券投資顧問業協会（JSIAA）の合併につながる公算が大きい。

提案：

- 日本は、資産運用業界に適用される法令・規制の内容を統一すべきである。また、許認可の申請プロセスにおける一層の一貫性と透明性を確保するために、許認可制度を改正すべきである。認可、申請、顧客への開示に関する規制要件は、金融庁の単独監督下の規制的枠組に一本化されるべきである。

### ■ 公募ファンドの大量保有報告にかかる要件

*年次現状報告：限られた進展。* 2006年の証券取引法改正は、プロ投資家に関する報告制度を変更し、ある上場企業株式全体の5%超を取得した場合には5営業日以内に報告すること、また、金融グループ全体の連結ベースでの保有割合に関して2週間ごとに報告することをプロ投資家〔機関投資家〕に義務付けた。これが資産運用会社に適用された場合、相当の新たな管理負担を課すだけでなく、同じ金融グループ内の他の会社と顧客情報を共有することも必要になる可能性があるが、これは同法自体によって禁じられていることである。EBCは、投資一任業者や投資信託委託会社は、アクティブな職業投資家とは異なる扱いを受けるべきであり、従来どおり、ある上場企業の株式を5%超取得した場合には3ヶ月ごとの基準日から15営業日以内の大量保有報告を認められるべきであると考えている。

提案：

- 公募ファンドに関して、5%超の上場株保有を連結ベースで2週間ごとに報告させることになる現行法改正は再検討すべきである。そうした措置は、潜在的にはファイアーウォール規制違反と、顧客に対する受託者の義務違反を伴うとともに、資産運用会社に不当な管理負担を課すことになる。

### ■ 検査慣行改正による透明性向上

*年次現状報告：新たな問題。* 金融庁による検査を受ける会社は通常、検査を受けている時点で話し合いや説明を行う自由はほとんどない。規制対象法人は一般に、検査の結論に同意するよう勧告される。同意しないことは、金融庁によって「コンプライアンス意識の欠如」を示すものとみなされ、違反に関与した従業員の適切な処罰についての法人への通常のガイダンスに加えて、規制対象法人自体に対するより厳しい制裁の事由になるためである。検査官は他の所見を再び取り上げ、規制対象法人が検査官の発見事項に同意するまで、結論の重大度を引き上げていく。こうした慣行のため、規制対象法人は一般に、発見事項が自社の結論や外部の顧問の結論と一致しない場合でも、同意する。こうした状況は、金融規制面の理解と透明性の推進には何も役立たない。しかも、規制対象法人はその後、金融庁から検査の内容について第三者と話し合わないよう命令されるため、唯一の公記録は金融庁のウェブサイトでの制裁の発表のみであり、詳細が不十分なため、他の規制対象法人は何が起きたのかを理解できない。

提案：

- 第三者の弁護士が検査に参加し、ある規制対象法人に与えられた法律の解釈等に関する助言を、一方的「解釈声明」の発表によって業界全体に広く提供することを可能にすることで、透明性と検査を改善すべきである。

# 銀行業務

## 規制改革の総括

日本の金融セクターの改革は、1990年代初めのバブル崩壊以降、政府の取り組み課題の上位に据えられてきた。1998年に開始された橋本政権の「金融ビッグバン」は金融持ち株会社の設立を可能にし、その後、小泉政権のもと、銀行セクターの整理統合と不良債権処理のための取り組みがなされた。多数の金融サービス規制当局が合理化され、ノンアクションレター制度が導入されて透明性向上が図られる一方、日本の都市銀行が信託業と銀行業に同時に従事することを可能にすることによって、限られた構造改革が達成された。

しかし、現行の規制や慣行を国際標準に沿ったものにするためにやるべきことはまだ山積している。信託銀行業務改革は、外国銀行の支店にはまだ適用されていない。すべての金融商品をカバーするとされる統合された法的枠組が2007年に金融商品取引法によって導入されたものの、日本は基本的に、あくまでもファイアーウォール規制を通してリスクを管理しようとしてきた。他の主要金融市場ではファイアーウォール規制への依存がとうに廃止されている中、これは、銀行業務、証券業務、資産運用業務のコストのかかる分離を意味している。世界の金融規制当局の焦点は実際、会社が特定種類の複数の事業に同時に従事することを単に禁止することから、利益相反のおそれがある業務（アンダーライティングと仲買業務など）の分離が保たれることを保証する内部統制およびコーポレートガバナンス・メカニズムを実施することへと移っている。規制当局が業界参加者と協力して、より明確な行為綱領や実施規則を策定するのが世界のトレンドとなっている。日本では、民間部門と政府の間で人材や経験の移転がほとんど行われないことに起因する規制当局の側のビジネスに対する認識不足に阻まれて、この種の協力はまだめったに行われていない。

### EU-日本経済統合の見通し

日本の相対的な繁栄度が過去10年間に相当低下してきたことは、日本の国民1人当たりのGDPランキングが1995年の世界第2位から2006年の20位へとじりじり後退してきたことに明示されている。日本の消費者はこの間ずっと貯蓄を続けてきたが、他の先進工業国が記録的な資本成長を享受するなか、日本の消費者自身の資本収益は極端に乏しいものとなってきた。日本では、あらかじめ定められたカテゴリーや規定に当てはまらないサービスや構造をサポートしない規制的枠組のせいで、欧州で広く利用されている革新的な金融商品・手段を提供できない。

ファイアーウォール規制は、管理面の非効率性や、日本事業をグローバル事業と統合する上での障害を意味するだけでなく、欧州本国の規制当局の要件と対立する場合もある。リスクマネジメントや利益相反の取り扱いについての基本原則に関する規制当局間の見解の相違は、会社が日本事業とEU事業を統合することを本質的に困難にする。EUと日本が、原則に基づくシステムのもとで確立された、金融セクターにおける良いガバナンスのための一般原則について一致することができるなら、欧日両方の市場で活動している欧州と日本の金融機関にとっては大きなプラスとなる。金融セクターにおける良いガバナンスの共通原則または相互に受け入れられた原則は、自己資本妥当性や適切なガバナンス構造といった一般的側面についての中心的規制当局として、本国の規制当局の相互受け入れにもつながるはずである。そうした、統合欧州市場で実践されているような、中心的規制当局としての本国規制当局の受け入れは、重複した管理負担を排除し、双方の市場向けの革新的な商品の真の統合とシームレスな開発を可能にするだろう。

#### 優先課題

- 原則に基づく規制システムのもとでの金融サービス業に適用される原則の相互受け入れ。
- 中心的規制当局としての本国規制当局の相互受け入れ。

ABN AMRO Bank	Dresdner Kleinwort (Japan)
ABN AMRO Securities	HSBC
Banca di Roma	ING Bank
Barclays Bank	Intesa Sanpaolo
BNP Paribas	Rabobank Nederland
BNP Paribas Securities	RBS Securities Japan
Calyon Capital Markets	Shinsei Bank
Commerzbank	Societe Generale Securities (North Pacific)
Deutsche Securities	Standard Chartered Bank
Dresdner Bank	Swedbank

## 主要な問題および提案

### ■ 統合金融サービス市場

年次現状報告：限られた進展。銀行と証券会社に適用されるファイアーウォール規制を緩和するためにこれまでにとられた措置は、実際的影響をほとんどもたらしていない。外国のグループは、日本国内で単独の国内マネージャーによって代表されることを認められていない。各事業体は、本来ならグループ単位で共有できるはずの、特定の機能や組織構造を別々に維持する必要がある。そうした重複は非効率性と余分なコストを生み、日本事業をグローバル事業に統合することをきわめて困難にする。経済財政諮問会議のグローバル化改革専門調査会ならびに金融審議会の金融・資本市場の国際化に関する研究会は、ファイアーウォール規制の見直しを2007年年内をめどに行うよう勧告している。外国銀行の支店が日本の都市銀行を通じ信託業務と銀行業務に同時に従事することを認められていない問題は、依然未解決となっている。

提案：

- 日本政府は、金融機関が銀行業務と証券業務を同時に営むことを禁じている金融商品取引法第33条を廃止すべきである。
- 日本政府は、日本にある外国銀行の支店が、日本の都市銀行と同様、信託業務と銀行業務に同時に従事できるよう、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の第1条を改正すべきである。

### ■ 規制の透明性

年次現状報告：進展。金融庁、証券取引等監視委員会（SESC）、東京証券取引所（TSE）、日本証券業協会（JSDA）、財務省、日本銀行による重複した検査は、かねてから規制対象の会社に過剰な管理負担をもたらしてきた。EBCは、プロセスを合理化し、それぞれの検査に適用される目的、プロセス、法的制裁を明確化するためになされた努力を歓迎するとともに、政府に対し、効率と透明性をさらに高めるよう促す。1つの重大な懸念分野は、明確で一般的有効性をもったガイドラインの欠如である。面倒なノーアクションレター制度を用いるよりむしろ、「非公式」の助言を求めるのが業界のトレンドとなっている。規制当局がそうした非公式のガイダンスを快く提供することは歓迎されるとはいえ、この手法は重大な不利益をもたらす。与えられるガイダンスは1つの規制対象法人のみに知らされ、業界全体のためにはならないからである。

提案：

- 金融庁の規則と規制は、公正かつ最新の普遍的なガイドラインに従って一貫性をもって適用され、明確化されるべきである。金融機関は、検査を通じて確定される先例または規制当局との非公式の協議をもとに明確化がなされるまで待たされるべきではない。

### ■ 原則に基づく規制への移行による金融イノベーションの促進

年次現状報告：新たな問題。徐々に変化しつつあるとはいえ、規則に基づく日本の規制環境は、規制当局との広範な事前協議がなく、規制対象法人の側にイノベーションの余地をほとんど残さない。この規定的でありながら不明確な規制的枠組は、金融商品と金融市場の変化のペースに追いついて行けない。規制対象の会社は、規制当局によって決定される規制面の結果を達成するためにどんな事業統制およびプロセスを設けるべきかを自ら決定する一層のフレキシビリティを認められなければならない。これはやがて、より競争的で革新的な市場へとつながるだろう。

継続的なイノベーションと改善は、消費者と市場に利益をもたらすため、抑制ではなく奨励されるべきである。良いガバナンスを確保するための原則と構造についての、規制当局と規制対象法人との間の、一方的な打診ではなく、継続的な対話が前提条件である。

提案：

- 金融庁やその他の規制当局は、良いガバナンスの一般原則の確立と、こうした原則を遵守する方法に関する規制対象法人との無期限の対話によって、金融サービス市場のイノベーションと競争性を奨励すべきである。



**Ms. Susie Dale**

Chair, Insurance Committee  
(Senior Insurance Risk Officer, ING Life Insurance Co., Ltd.)  
c/o ING Life Insurance Co., Ltd.  
The New Otani Garden Court 26F.  
4-1 Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094  
Phone 03- 5210-0917  
Fax 03- 5210-0503

# 保険

## 規制改革の総括

保険業界における規制に関しては近年大きな進展が見られる。銀行チャネルを通じた保険商品販売が部分的に解禁され、郵政民営化が実施された。消費者保護を向上させる措置が金融庁により取られ、商品の特徴、リスク、手数料水準について、顧客が保険商品をより良く理解するための環境が整備された。また、特別勘定商品に関する新たな責任準備金の積立ルールが2005年に導入され、さらに、金融庁はソルベンシーマージン基準の見直しにも着手している。新しい基準は様々な保険商品の多様なリスクをより適切に反映するものとなると考えられ、保険各社のリスク管理水準の向上に資することが期待される。

EBCは、2007年12月から全ての生命保険・損害保険商品の銀行での販売を認める金融庁の計画を歓迎するとともに、この販売チャネルに圧力販売の防止措置という過剰な規制が行われることなく、他の販売チャネルと同等のルールのもとで営業が行われることを期待している。最新のリスク管理手法を反映し国際基準に歩調をあわせるためには、これまでの規制上の進展に加えてさらなる取り組みが必要であると考えます。

保険業界の規制をより良いものとしていくことは、将来へのさらなる発展のために必要不可欠である。特に、すべての保険販売者間において競争条件の公平性を確保していくことが極めて重要であり、郵政民営化、共済の保険の枠組への組み入れ、ソルベンシーマージンの見直し、商品承認手続の合理化、明確かつ一貫性のあるルールと規制の適用等々については、日本国内の金融業界および一般消費者にとって有益であるだけでなく、諸外国からの対日投資をより魅力あるものとするためにもプラスとなる。

### EU-日本経済統合の見通し

経済統合協定は、市場への資本投入とサービス提供に関して自由な環境を作り出すべきものである。しかし、相互で共通のルールを設けなければ、日本とEU双方の市場で活動する会社は効率的に活動することはできない。近年、生命保険業界では医療保険および変額年金保険の分野で成長を見てきたが、変額年金保険の成長は初期の銀行窓販解禁以後のことである。外資系保険会社は日本でのマーケットシェアを伸ばしているが、依然、事業の効率的な発展を制限しかねない規制上の障壁に直面している。例として、変額年金保険および変額生命保険商品に関する硬直的とも言える責任準備金積立およびソルベンシー規制がある。日本のソルベンシー規制および会計手法を国際基準と整合させることは重要かつ緊急性の高い課題であり、日本で事業を展開する欧州企業の活動に直接的に良い影響を与え得るものである。

#### 優先課題

- すべての保険会社にとって公平で平等かつ透明性のある、競争と規制に関する共通ルール。
- ソルベンシーIIの考え方に基づく、市場ベースの手法を用いたソルベンシー規制の共通ルール。
- 規制の透明性と予測可能性を高める、リスクにフォーカスした手法による共通ルール。

Allianz	ING Life
Atradius	Jardine Lloyd Thompson
AXA Life	Manulife
AXA Non-Life	Marsh
Coface	PCA Life
Credit Agricole Life	SCOR
Deloitte Touche Tohmatsu	Swiss Re
Gerling-Konzern Allgemeine	Watson Wyatt
Hartford Life Insurance	Winterthur Swiss Life

## 主要な問題および提案

### ■ すべての市場参加者に対しての共通ルールを設けることによる公平性の創出

*年次現状報告：若干の進展。* 日本郵政公社は2007年10月に正式に民営化されたが、依然、政府が唯一の株主である。郵政民営化委員会は、日本郵政の収益性を高める必要性を重要視し商品ラインの拡大を認めた。同委員会は、かんぽ生命内でのコンプライアンスおよびリスク管理機能を強化する必要性を認めているが、これを優先課題にはしていない。民営化実施計画は依然として未回答の疑問を多数残している。民営化されたかんぽ生命とゆうちょ銀行に対応する専門部署が金融庁内に設けられているが、民営化されたこれらの事業体は業界の競合他社と同じ部署によっては監督されない。無認可共済の保険事業を金融庁が監督するための保険業法改正にもかかわらず、その仕組みには一貫性がなく、一部の共済は未だ、特別につくられた法律のもとで規制されている。

提案：

- 郵政民営化は、市場における競争上の公平性を確保する形で実施すべきである。資本、ソルベンシー・マージン、租税、契約者保護基金拠出等の規制上の要件を、民間保険会社と同等の形でかんぽ生命にも適用すべきである。コンプライアンスおよびリスク管理上の要件が満たされるまで、商品ラインの拡大には制約を課す必要がある。既存の独占的地位を利用した内部相互補助を防止し、適正な競争状態を保つために予防的手段を設けるべきである。
- 金融庁は、日本郵政が民間保険会社と同じコンプライアンスの要件を満たしていることを確認するため、日本郵政の検査を実施すべきである。すべての共済団体の共済事業に、保険業法や金融庁の監督を含め、民間保険会社と同じ規制・法律要件を適用すべきである。

### ■ ソルベンシー計算

*年次現状報告：限られた進展。* 日本のソルベンシー計算方法は保険商品の変革を抑制するとともに、保険会社の相対的な財務健全性を正しく表す指標ともなっていない。グローバルなベストプラクティスと整合的な行動を取るならば、保険会社は、最新のシミュレーション技法を使用してリスク（オペレーショナル・リスクを含む）をモデルし、会社が保有しているリスクを経営層により深く認識させ、資産（時価評価）と負債（時価評価ではない）が不一致である問題の解決を余儀なくされる。金融庁の「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」の設置は歓迎すべき動きだが、確たる提言へはまだつながっていない。今必要なものは、明確で透明性あるプロセスと業界とのオープンな対話を伴った、ソルベンシー見直しのロードマップである。原則に基づく（principle-based）制度を採用することは、リスクに対する経営者の意識を高め、起こりつつある現実に対して変革を行う自由を高める。

提案：

- EBCは日本に対し、欧州で開発されている方法（ソルベンシーII）を採用し、国際保険監督官協会（IAIS）による現在進行中のソルベンシー協議との一貫性を確保することを強く勧める。

### ■ 契約者保護機構（PPC）改革

*年次現状報告：進展なし。* 2009年に生命保険契約者保護機構をどう改革するかについての議論はまだ始まっていない。

提案：

- 日本は、PPC改革についての検討を開始し、PPCが最後の手段としてのみ用いられるよう、事前資金拠出制度から事後資金拠出制度へと移行しなければならない。

### ■ 商品承認手続

*年次現状報告：進展なし。* 金融庁の商品承認手続は過度に時間がかかり、金融庁の対応能力は限られている。これは商品開発の遅延につながり、効率的なプランニングを困難にする。

提案：

- 金融庁は、承認手続の効率化と柔軟性を高め、より迅速で頻繁かつ革新的な商品開発を可能とすべきである。長期的には、「届出使用制」を導入すべきである。



# 運輸・通信

航空会社  
ビジネス航空  
物流・貨物輸送  
メディア／コミュニケーション  
海運  
電気通信サービス  
電気通信機器

Mr. Otto F. Benz  
Chair, Airlines Committee  
(General Manager Japan, Lufthansa German Airlines)  
c/o Lufthansa German Airlines  
3-1-13 Shiba-Koen  
Minato-ku, Tokyo 105-0011  
Phone 03-5402-5201  
Fax 03-5402-5209

# 航空会社

## 規制改革の総括

ここ数年間、セキュリティ面の懸念増大と急騰する燃料コストは国際航空業界に大きな影響を及ぼしており、コスト上昇や、路線収益性への大きな悪影響につながってきた。日本で営業する欧州航空会社にとって、こうした状況は、ユーロに対する極端な円安、航空輸送インフラの開発の遅れ、運賃設定の制約、高い経営コストによってさらに悪化してきた。

日本では、航空会社が商品とサービスを直接、透明性のある形で消費者に販売する手段が限られている。しかも、航空会社は、日本行きまたは日本発の国際航空券の運賃を国際民間航空輸送協会（IATA）が公式に認可した価格で、またはインターネット予約の場合は国土交通省が定めた限度内の価格で、広告・販売することしか認められていない。IATA が定めた価格は現在のマーケット状況を正確に反映したものではないため、ほとんどの個人旅行者は、団体割引運賃をばら売りしたものを購入している。これは公認旅行代理店を通じてのみ販売できる航空券である。過去2年間に特定種類の航空券についての料金設定と販売に関する制限が緩和されてきたものの、特定のIATA運賃カテゴリーについて認められた料金範囲は依然としてごく狭いままである。

コスト構造ゆえに、日本は、航空会社が運航する上で世界一コストのかかる場所になっている。航空会社は、法外な着陸料、航空援助施設利用料、空港ターミナル賃貸料、空港ターミナル共用施設・設備使用料、港湾荷役料を支払わなければならない。新たに民営化された成田空港の経営陣によって着手されたコスト引き下げの取り組みを歓迎する一方で、EBCは日本政府に対し、料金全般の引き下げへ向けての取り組みを継続するよう要望する。これまでのところ、変革の領域と速度は期待に沿ったレベルには到底及ばないものである。

注視する必要があるもう1つの分野は、欧州路線向けの東京における発着枠の不足である。欧州の航空会社は、発着便数増大と新しい目的地の追加のため行列をなしているが、これまでに割り当てられた新しい発着枠はほんのわずかである。日米航空協定は、主要なアジアの行き先に往々関連した太平洋横断ルートの優遇につながっている。羽田空港で新しい発着枠が提供されるときに、日本政府が航空会社、業務種別、目的地による新たな差別を導入しないことが肝要である。

### EU-日本経済統合の見通し

電気通信にせよ、陸上・航空輸送にせよ、世界経済はネットワークに依存している。航空会社の業務は、世界経済の効率的な機能にとって欠かすことができない。同様に、日本経済の成功は、日本と諸外国の間の良好に機能するリンクに依存する部分が多い。欧州の航空会社は、欧州・日本間の輸送能力拡大に前向きであるが、インフラの制約と規制環境がサービスの拡大を許さない。関東圏市場へのアクセス改善、運賃設定の一層の自由化、着陸料・使用料等の引き下げは、外国航空会社が日本の経済発展に貢献することを可能にし、2011年までに対日直接投資を倍増させ、2010年までに日本を訪れる旅行者数を年間1000万人に増やすという日本政府の意欲的な計画を支援するだろう。EUと日本は、EU-日本経済統合協定の必須の要素として、東京-欧州間の運賃設定と路線整備の自由化にからむ問題を取り上げるべきである。

#### 優先課題

- EU-日本間の路線の自由運賃設定を確立する。
- 関東地方の国際空港での新しい発着枠によって欧州・日本間のアクセスを改善する。

## 主要な問題および提案

### ■ 運賃設定と販売経路

年次現状報告：進展。日本における航空券の運賃設定・販売メカニズムは依然として効率的でなく、消費者にとって利用しやすいものでもない。いくつかの制限が消費者への直接販売増加の可能性を妨げている。これは、国内線よりも国際線について顕著である。EBCは、欧州の航空会社が国土交通省に申請した料金に対して、日本の航空会社の「暗黙の同意」(automatic concurrence)を仮定するという2006年の新しい実地的な原則と、2007年5月に導入された「プロモーション・キャンペーン運賃」に関する新制度を歓迎する。とはいえ、特定のIATA航空券カテゴリーに関して依然制限があり、これは、航空会社と販売セクター両方に相当の管理費負担をもたらす。

提案：

- 日本政府は、航空会社がインターネット上での販売を含め消費者に直接、透明性の高い方法で市場競争力のある運賃を公示できるよう、日本における航空券の販売経路、航空運賃の設定および決済方法につき完全に規制緩和すべきである。EBCはまず初めに、より広範囲の事前購入運賃を運賃体系の中に段階的に導入することと、ビジネスクラス運賃を定める際にその下限額として、時勢に合わないIATA正規エコノミー運賃を基準とするのを廃止することを推奨する。究極的には、運賃認可には簡単な「届出後使用制」を導入してすべてのプロセスを迅速化し、管理費を削減すべきである。IATA旅行会社を通じての公示運賃の販売における正味取引金額の直接精算に対する制限を可及的速やかに撤廃すべきである。

### ■ 空港インフラ

年次現状報告：限られた進展。2006年、成田の第2滑走路での発着枠がいくつか再配分され、欧州諸国にも提供されたが、この第2滑走路は最大積載量を搭載した長距離航空機では離陸ができないため、ほんの少数の追加運航しか可能でなかった。成田の第2滑走路の延長は2010年以前には実施されないであろうが、適切な誘導路システムを含まなければならない。羽田の第4滑走路は2010年までに建設完了となる。内閣府経済財政諮問会議の専門家グループは国際輸送への羽田の無条件開放を勧告しており、国交省は2010年以降に定期国際夜行便に羽田を開放する意向を表明している。その一方、アジアにおける2地点間輸送および日本の航空会社による季節運航に関して、特別「定期チャーター便」制度が導入された。

提案：

- 羽田空港を日欧間を含む定期国際便に無差別に開放すべきである。
- 成田での1時間当たりの発着便数を増加し、成田の2つの滑走路の発着枠をプールして生産性を高め、それによって利用者にとっての単価を引き下げるべきである。
- 成田空港の第2滑走路を2500 mに延長して、適切な誘導路と接続すべきである。

### ■ 高コスト

年次現状報告：限られた進展。成田空港については、平均約10%の効果のある純コスト削減が協議された。EBCは、民営化に伴うさらなるコスト削減を期待している。政府は、アジアの他のハブ空港との競争力を保つために、日本における航空輸送に係るコストを長期的に50%ほども削減する必要がある。

提案：

- 空港当局から課せられる法外な着陸料、航空援助施設利用料、共用施設・設備使用料は大幅に引き下げられるべきである。

Mr. Dominik A. Steiner  
Chair, Business Aviation Committee  
(CEO, Newjetco K.K.)  
c/o Newjetco K.K.  
Green Hills Kamiyama 3F, 1-5 Kamiyamacho  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0047  
Phone 050-100-400-39  
Fax 03-4496-4863

# ビジネス航空

## 規制改革の総括

日本でビジネス航空の発展が遅れているのには一群の問題と要因が関係している。例えば、制限的な長距離進出運航実施承認審査基準（ETOPS）要件や、適当な空港やインフラの不足、羽田と成田での発着枠取得の困難さ（成田では、ビジネス航空向けに割り当てられた発着枠は1日わずか5枠しかない）、高い着陸料および航空援助施設利用料、FBO（運航支援会社）の不足、プライベート航空を利用することによって達成しうる効率向上についての財界・官界内での理解不足などである。

とはいえ、日本でも、ビジネス航空に対する一般的関心が徐々に高まりつつある。規制緩和に関する国土交通省航空局との話し合いが、運航許可、継続的耐空証明、空港発着枠配分、着陸料・航空援助施設利用料といった分野で進められている。業界が直面する諸問題は概ね理解されているものの、進展はきわめて遅々としており、一部のケースでは商環境が悪化しつつある。

ビジネス航空が繁栄していないことは、他の国際金融センターと比べて日本を不利な立場に置く。ビジネス航空業界がより重きをなしていたなら、日本国内で相当の収益機会を生み出すだけでなく、日本を外国の企業や政府にとって大幅にアクセスしやすいものにもするはずである。社用ジェット機を利用している企業の性格を考慮するなら、日本のフライト制限のせいで日本へ行かない決定がなされるたびに、日本は大きなビジネス・チャンスを失っているおそれがある。より重要なことに、ビジネス航空業界が比較的小規模であることは、日本を拠点とするグローバルな事業にも不利になる。さらに、日本企業は、海外の競争相手と同程度には業務用に自家用ジェット機を使うことができない。

### EU-日本経済統合の見通し

ビジネス航空は世界的に成長しつつあり、予測によれば、ビジネス機の需要は今後も増え続ける。すべての国際空港で新しい航空会社安全/セキュリティ要件が設けられる中、多くの財界人や政府は、業務の効率を高めるため、航空機をチャーターしたり、社用ジェット機購入を検討したりしている。にもかかわらず、世界経済における日本の地位に引き比べ、日本には比較的少数のビジネス機しかない。2005年には、日本で1000便近くが運航されたが、内訳は米国30%、中国30%、欧州10%、残りはその他のアジア諸国だった。その一方、日本で登録された航空機によって運航されたのはわずか38便だった。

#### 優先課題

- EUと日本は、ビジネス航空を促進するため、グローバルなベストプラクティスに従った共通の規則を検討・策定すべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ ビジネス航空の規制的枠組みの創出

*年次現状報告：限られた進展。*日本は、ビジネス航空およびオンデマンド・チャーター便専用の規制的枠組みを有していない。代わりに、ビジネス航空の特殊性を考慮することなく、定期航空会社向けの規則と基準が適用されている。数百人の乗客がからんだ運航のために設けられた複雑で厳しい規則を、高いフレキシビリティを必要とする運航に無造作に適用することは行き過ぎであり、日本におけるビジネス航空の発展を妨げる。チャーター便会社についての日本の運航要件は、チャーター便やプライベート便向けに策定され世界的に使用されている基準である連邦航空規則（FAR）パート135よりむしろ、FARパート121に倣っている。自家用ジェット機に、双発機による長距離進出運航実施承認審査基準（ETOPS）要件が適用されているという点で、日本の状況はユニークである。その結果、他の飛行機が直行できる場合でも、日本で登録された飛行機は迂回しなければならない。そうした過剰な規制は、日本で活動するチャーター便会社に、外国籍航空機を飛ばすことを余儀なくさせている。

#### 提案：

- 日本政府は、日本におけるビジネス航空のサービスとインフラの欠如を認めなければならない。
- EBCは政府に対し、日本におけるビジネス航空およびオンデマンド・チャーター便の利用増大を可能にする規制体制を設けることを要望する。

### ■ ビジネス航空用のインフラ

*年次現状報告：進展なし。*ビジネス航空の要件は、他の航空会社のそれとは異なっている。VIP通関手続き、航空機への直接アクセス、別個の税関・出入国管理カウンター、FBO（ビジネス機運航支援会社）、格納庫の利用可能性は、ビジネス航空の効率に寄与する要因のほんの一例である。こうした要件は世界中で広く満たされているが、日本では満たすことができない。

#### 提案：

- 日本におけるビジネス航空インフラの必要性を評価し、次のステップへ向けての勧告を行う政府委員会を設置すべきである。
- 政府は、ビジネス航空の需要増大に対処するための適切なインフラを確立すべきである。スムーズな出入国と航空機への直接アクセスを必要とする利用者向けのVIP待遇は改善されなければならない。
- 日本におけるビジネス航空のインフラ整備に参加することを外国の投資家および企業に奨励すべきである。

### ■ 整備および耐空性

*年次現状報告：限られた進展。*日本では、飛行時間数にかかわらず、耐空証明を毎年更新する 必要があり、高いコストをかけて飛行機を毎年約1ヶ月間整備に回さなければならない。他の諸国は航空機メーカーとプログラムを設け、漸進的点検スケジュールを用いているため、航空機が常時耐空性をそなえていることが保証され、「1ヶ月間」の点検のための地上に釘付けになることはない。そうした漸進的点検は飛行時間数にリンクされ、必要なときに航空機が修理されることを保証する。さらに、日本の整備要件は、型式証明制度に代表される国際慣行に沿っていない。しかも、交換部品は事前証明を受ける必要があり、これは、とりわけ日本で証明を受けた部品が手に入らない海外では、整備をきわめて時間のかかるものにする。不必要に厳しくかつ日本特有の規制は、日本でビジネス機を所有する経済的意味をほとんどなくさせるほどにコストを増大させる。

#### 提案：

- 耐空性および整備要件を扱う規制は、グローバルなベスト・プラクティスに沿ったものにすべきである。
- 日本の空港に施設を設けることを外国の整備会社に奨励すべきである。



## 物流・貨物輸送

### 規制改革の総括

日本で活動する欧州の運輸・物流会社は、国際空港の高いコストと不十分なインフラ、通関手続上の手間、国内貨物利用運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限といった状況におかれている。新たに民営化した日本郵便は、制度面で依然優遇されつつ、積極的な事業拡大を目指しており、日本の市場でサービスを提供する競合他社の能力を脅かしている。

日本郵便はすでに、国際スピード郵便（EMS）で民間の国際エクスプレス事業者と競合している。EMSは日本郵便によって提供される特別な付加価値を持つ国際エクスプレスサービスであり、現在、外国向けエクスプレス市場の約18%を占めている。EMSは企業ならびに個人消費者に浸透しつつある。日本郵便は、スピード、追跡性、信頼性、重量範囲拡大といった面での品質改善に鋭意努めている。日本郵便はEMSを事業拡大の目玉にしており、中国郵政との協力や、主要経済紙での広告キャンペーンの展開により、EMSの拡大に注力してきた。EMSは他の国際エクスプレス事業者に適用されるものと同じレベルの規制を受けてはいないため、この拡大は、競争の観点からみてきわめて問題が多い。

総務省は、EMSが基本的ユニバーサルサービスの一部であり、したがって通常書信郵便と同様に扱われるべきだとして、この規制格差を擁護している。しかしこの主張は、EMSの場合、日本郵便が民間事業者と直接競合している事実を無視している。したがってEMSは、日本郵便の国内小包便（ゆうパック）と同様、ユニバーサル郵便サービスの範疇から除外されるべきである。

日本郵政によって提出された「民営化実施計画」は、「一般的ガイドラインに沿って」おり、したがって対等な立場の要件に合致しているとして、郵政民営化委員会によって承認された。しかし、実施計画の詳細は公開されておらず、質問や議論の機会を閉ざしている。日本政府は、民営化計画を全面公開し、国際エクスプレス業界によって提起される問題や懸念に対処すべきである。

### EU-日本経済統合の見通し

良好に機能する貨物輸送・物流サービス市場は、日本の産業のグローバルな統合と競争力にとってきわめて重要である。海外に顧客や事業を有し日本国内で活動するすべての企業は、外資系企業であれ日本企業であれ、国内での、また国境を越える効率的な貨物輸送サービスに依存している。世界規模の物流事業へのアクセスを日本の消費者に提供している欧州企業はおおむね成功を収めてきたが、それでもまだ、いくつかの規制面の難題に直面している。同じサービスを提供している業者に対する規則・規制格差によって引き起こされる競争の歪みや、過大なコスト、不十分な空港インフラ、外資系事業者に対する制限は、結局のところ、非効率と、ユーザーにとっての料金上昇につながる。先頃の民営化によって、日本郵便は事業分野を物流サービスにまで拡大できるようになった。日本郵便が引き続き、民間エクスプレス事業者や貨物運送事業者には手に入らない規制面・財務面の恩恵に浴すなら、物流、宅配、郵便セクターの経済的活力に悪影響を及ぼすだけでなく、日本経済全体にも悪影響を及ぼすだろう。貨物運送事業者は、EUと日本の経済統合において、その促進者としてきわめて重要な役割を果たす。したがって、統一された規制構造を通じて物流を促進することが、EU-日本経済統合協定の中核をなすべきである。

#### 優先課題

- EUと日本の間でのサービス提供の完全な自由を認めることを視野に、企業間に格差をもたらす自由でオープンな競争を歪める規制の撤廃を保証する共通の競争ルールを確立する。
- 貨物輸送ビジネスにおける外資に対する制限を撤廃する。

## 主要な問題および提案

### ■ 通関手続

年次現状報告：新たな問題。貨物運送事業者や国際エクスプレス事業者は、顧客への高水準のサービス提供を確保するため、輸入と輸出両方の通関手続のために何百人ものスタッフを雇用し、税関職員の超過勤務とオンライン通関システム（NACCS）の使用に対して数億円の規模でコストを負担している。貨物運送事業者やエクスプレス事業者は、荷物の詳細を申告し、顧客に代わって関税を支払うことを義務付けられている。民営化された日本郵便は、こうしたコストのかかる手続のいずれも引き受けることを義務付けられていない。税関職員自身が検査を実施するため、コストは税込でまかなわれる公費である。こうした格差を認識して、財務省は、日本郵便からの20万円を超える価額のすべての郵便貨物に国際エクスプレス事業者と同一の通関手続の適用を義務付けるよう、関税法を改正した。しかし、価額が1万円を超える場合、他の国際エクスプレス事業者の貨物は通関手続を受けなくてはならない。他の国際宅配業者に適用されている現行の1万円の限度額を日本郵便のEMSに適用するタイムテーブルは合意されていない。

提案：

- 日本政府は、価額にかかわらず、すべてのEMS貨物に同じ通関手続が適用されるよう、関税法を改正すべきである。

### ■ セキュリティ

年次現状報告：新たな問題。民間の貨物運送・エクスプレス事業者は国土交通省と財務省によって実施されたセキュリティ規制の適用を受けるが、こうした規制は日本郵便のEMSには適用されない。セキュリティは現在世界で重要度を増しつつある問題であり、日本の同業他社に求められる基準を日本郵便が遵守する必要がないことは異常に思える。不公平な競争上の優位性をもたらすだけでなく、セキュリティに与える潜在的な脅威である。

提案：

- 日本政府は、日本郵便のEMSが他のすべての民間事業者と同じ規制の適用を受け、同じ規制機関によって監督されるようにすべきである。

### ■ 駐車規制からの免除

年次現状報告：新たな問題。都道府県の警察は、郵便配達車両を駐車規制から免除してきた。民間のエクスプレス事業者の車両は駐車違反をすると反則切符を切られるのに対し、EMSを配達する郵便車両は同じ場所に駐車しても同様の処罰を受けない。混み合った商業地区では、これは大きなアドバンテージになる。警察は先頃、駐車規制免除からEMS集配車を外して「ゆうパック」集配車の場合と同じアプローチを適用する意向を表明した。しかし、これらのサービスには同じバンが使用されているため、警察がEMSの集配と他の郵便サービスをどうやって区別できるのか不明である。

提案：

- 日本政府は、すべてのエクスプレス事業者について同一の駐車規制を実施すべきである。

### ■ 外国人等による営業の禁止

年次現状報告：新たな問題。貨物利用運送事業法は、あらゆる貨物輸送モダリティ（海上、陸上、鉄道、航空）を利用する統合貨物運送産業の創出をサポートするために導入された。しかし同法は、外国人等（日本の国籍を有しない者、または外国にある法人もしくは外国によって管理されている法人）が国内航空貨物利用運送事業に従事することを禁じている。この制限は航空貨物にのみ適用される。つまり、欧州の貨物利用運送業者は、顧客の所在地からゲートウェイまで道路や鉄道を使って荷物を輸送することはできるが、日本国内で航空輸送を用いることはできない。

提案：

- 日本政府は、外国企業が国内航空貨物利用運送に従事できるよう、貨物利用運送事業法を改正すべきである。

# メディア／コミュニケーション

## 規制改革の総括

日本のメディア市場は巨大である。日本ほど新聞発行部数の多い国は世界になく、日本ほどテレビの普及率や視聴率の高い国もほとんどない。およそ3,600誌が年間40億部以上発行される一方、広告市場は世界第2位の規模である。こうした数字は最近の業界を色濃く反映しているものの、日本のメディアが世界の他の主要市場と同様に機能していると主張するのは困難である。日本のメディア産業は相変わらず伝統的な面談取材や調和的關係に重きを置き、その結果、かなり閉鎖された市場となっており、部外者が進出するのは困難である。

閉鎖された排他的なビジネス慣行は、メディア産業のほとんどのセクターに広まっている。例えばジャーナリズムにおいては、記者クラブの普及が、当局筋から消費者への情報の流れを事実上管理している。記者クラブの入会資格は、2000年に、在日欧州委員会代表部からの批判を機に、適切に承認された欧州のジャーナリストを含む形に拡大されたものの、記者クラブの性格は、国民の知る権利よりむしろ情報源を大事に扱う構造的傾向をもたらしている。さらに、フリーの記者や雑誌記者が—日本人記者を含め—記者クラブから依然締め出されていることは、報道の自由の事実上の制限をなしている。

目下握りの代理店に牛耳られている広告業界は、国際標準に沿わない方法を採用している。例えば媒体購入のコストは代理店から広告主に開示されないことが多く、これは明らかに代理店に有利な慣行である。大手代理店は市場をほぼ全面的に独占しており、互いのビジネスを妨害しないことを黙約することで現状を維持している。最大手の代理店は活字媒体とテレビ媒体の両方のモニタリングに直接関与しており、業界の公平性と公正性にさらなる疑問符を投げかけている。これに比べ、英国やフランスといった国のメディア市場ははるかに競争主導である。英国の場合、発行部数の調査は綿密であり、広告主に透明性を提供する。一方、フランスでは、料金と報酬の開示が法律で義務付けられている。その結果、どちらの市場でも広告主は適切に保護されている。

メディア・コンバージェンス問題への政府の取り組みは立ち遅れている。こま切れの立法は、消費者主導のメディア市場への移行を遅らせ、準独占的な伝統的放送会社の支配を長引かせてきた。成長途上のインターネット・コンテンツ提供分野への中小の市場参加者のアクセスを可能にするよりむしろ、現状が保護されており、新しい技術を通しての新しいコンテンツへのユーザーのアクセスを制限している。効果的な情報の流れと、透明性あるコミュニケーション構造は、国境を越えた、より奥行きある経済統合を可能にする上で決定的に重要である。

### EU-日本経済統合の見通し

日本は、世界屈指のメディア集約的な社会であり、2006年の売上高が6兆円近くにのぼる世界第2位の広告市場を有している。過去10年間の経済的苦難の時期を経て、広告の需要は再び伸び始めており、過去3年間、全体的広告支出が増加してきた。日本のメディア／広告産業は依然として比較的閉鎖的で、政府、公共団体、巨大企業に大きく影響される。欧州企業や外国人ジャーナリストは、外国報道機関への限られた情報の流れ、制限的な記者クラブ制度、広告業界における透明性と競争の欠如をとりわけ問題視してきた。「旧来」のメディア企業への資本参加やその合併を目指す新しいIT企業によるここ最近の試みは、これまでのところ失敗している。海外からの投資を誘致し国際金融センターになることを目指す競争力あるグローバル経済として、日本は、情報の自由な流れを推進し、コミュニケーション・セクターにおける市場競争を促進するための措置をとるべきである。

#### 優先課題

- EU-日本の共通競争ルールは、媒体における広告ポジションの強制料金開示を含むべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 広告における競争と透明性

*年次現状報告：進展なし。*日本の広告市場は公正な競争を欠いている。発行者〔媒体社〕は、料金を支払う広告主に広告ポジションを譲渡することを義務付けられておらず、エンドユーザーである広告主に知らされないまま、中間業者である広告代理店にポジションを売却する。広告主は通常、正規料金については知らされず、情報は発行者と広告代理店しか知らない。業界には信頼できる有意義な発行部数データもないため、広告枠購入者〔広告主〕や業界新規参入者はさらに不利な立場に置かれている。公正取引委員会はこの問題について調査してきたが、広告業界では是正措置はまだとられていない。

提案：

- 日本政府は、有意義な調査基準を設けることによって正確な発行部数報告を実施すべきである。また、そうした第三者発行部数調査会社が不偏不党で、不当な影響力から自由であることを確保すべきである。
- 日本政府は、媒体における広告ポジションの開示を義務化することによって、発行者〔媒体社〕間の開かれた市場を促進すべきである。

### ■ 放送と電気通信のコンバージェンス

*年次現状報告：新たな課題。*放送業界と電気通信業界は、国民一般への大きな影響力をもつため、かねてから高度に規制された分野となってきた。しかし、垂直統合型事業者が支配し、包括的な法的枠組を欠いた現在の業界構造は、消費者がコンテンツを見る時と方法を選択できる融合化された市場の開発を妨げている。欧州と北米ではメディアとITのコンバージェンスが進んでいるものの、日本は必要な方向性を市場参加者に提供する面で立ち遅れており、ようやく今になって、追いつこうとしているところである。

提案：

- 日本政府は、アクセス基準に的を絞るべきであり、どのメディアが普及するかを自由市場に決めさせるべきである。どのコンテンツを見たいか、ならびにそうしたコンテンツをどうやって見るかについての選択肢を消費者に与えるべきである。
- 政府は、著作権保護された放送のインターネット配信を可能にする法的インフラを整備すべきである。

### ■ 財務情報の報道

*年次現状報告：若干の進展。*上場企業に関する財務関連のニュースは予定された発表日前に最大手日刊経済紙へしばしば事前にリークされるため、外国メディアは大きな不利をこうむっている。日本政府は対日投資拡大への関心を公に表明してきたが、外国の投資家 — およびそれに奉仕するメディア — のニーズが公正・公平なやり方で満たされることは、日本の利益にもなる。

提案：

- 政府は、定められた報告期日以前の機密財務情報リークを規制しない企業を監視し処罰すべきである。

### ■ 記者クラブ

*年次現状報告：進展なし。*記者クラブはいまだに、公共機関と半官半民企業が情報の流れをコントロールする環境を助長し、公正不偏の報道を害している。忠誠は機密情報の「リーク」によって報いられ、メディアに内在する偏向をさらに永続させている。

提案：

- 日本政府は、記者クラブの慣行を引き続き監視し、記者クラブ制度やその機能方法によって国民のニーズが満たされることを確保すべきである。

**Mr. Joachim Hinne**

Chair, Shipping Committee

(President & Representative Director, Hapag-Lloyd (Japan) K.K.)

c/o Hapag-Lloyd (Japan) K.K.

Hapag-Lloyd House 5F.

4-87 Ichibancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0082

Phone 03-5212-6155

Fax 03-5212-6150

# 海運

## 規制改革の総括

国際的サプライチェーンはグローバリゼーションの潮流のなかで、国・企業・消費者に多くの新たな機会をもたらしている。世界の経済大国としての地位を保つために、日本は競争力のある効率的な港湾施設を提供することによって、この国際的サプライチェーンの一部であり続ける必要があるにもかかわらず、日本における海運サービスおよび港湾事業の提供にからむコストは世界最高レベルにある。日本に出入りするコンテナ輸送全体の70～75%は外国海運船社が担っており、これらの外国海運船社が組織する外国船舶協会の欧州会員は、グローバルなコンテナ輸送事業を含め、日本および全世界において相当の業務経験を持っている。欧州会員は、その豊富な毛経験と洞察をふまえ、国土交通省との定期的対話を通じて、相互努力により日本の港湾の生産性と効率の向上を目指そうとしている。

日本のビジネス・インフラ全体の改善を目指した改革は、海運サービスにとっての難題の是正にあまりつながっていない。2002年11月に国交省が発表したスーパー中樞港湾構想は、日本の港湾の高コスト構造に対して、まだ目に見える改善をもたらしていない。日本のコンテナ港およびターミナルの開発は、政府よりむしろ地方自治体によって着手されているため、期待される規模の経済や能率は依然実現しがたい。

日本政府は先頃、日本と他のアジア諸国との間の海運強化を目指す「アジア・ゲートウェイ構想」の一環として、日本各地の港湾のプロモーションに乗り出した。こうした航路では通常、より小型の船舶が採用されており、小型の船舶には日本ではより多くの代替的な港湾／ターミナル選択肢がある。代替選択肢がさらなる競争を生むため、「アジア・ゲートウェイ」のターミナル・コストは、大手海運事業者の基幹航路におけるコストよりはるかに競争的である。

「アジア・ゲートウェイ」のような構想がより大規模のターミナルへ適用されるなら、競争創出へ向けた初めての真の一步となりうる。競争を促進するために船会社に広範囲の港湾を提供することが現時点ではほとんど必要不可欠と言える。低コストと効率的な代替選択肢を提供しなければ、日本の直接サービスから他のアジア諸国を通しての積み替えサービスへと貨物がシフトし続けることになるためである。日本は、自国の輸出品や輸入品の取り扱いのため、国内の港湾からの直接接続よりむしろ、他の諸国のサービスや信頼性にますます頼るようになる危険性がある。そうした状況は、日本における国際貿易の利益と日本経済全体を大きく蝕むことになる。

日本の港湾運送事業の競争は、現行の「事前協議制」によって阻まれている。事前協議制のもとでは、雇用の削減や、労働条件の悪化につながりかねない、船会社事業のすべての変更は、船会社を除くあらゆる主要港湾運送事業者で構成されている団体である日本港運協会（JHTA）からの承認を必要とする。JHTAは変更（きわめて些細なものから、潜在的に重要なものまで）の申請を審査し、労働組合その他関係者との協議を経て最終判断を下すが、申請者である船会社は、その判断を受け入れることを事実上強いられている。事前協議制は透明性を欠いており、港湾サービスの競争入札を船会社が目指すのを阻む手段をJHTAとその会員に事実上与えている。

## 主要な問題および提案

### ■ 港湾コストおよび港湾開発

*年次現状報告：限られた進展。*日本の港湾コストは、他の先進経済国に比べ異例に高い。高いコストは欧州企業が日本で潜在能力を最大限に発揮して活動することを妨げるだけでなく、多くの日本企業が海外生産へと切り替え、日本の港湾を通しての出荷量を減らすことにもつながる。高い港湾コストは、韓国や中国がはるかに競争力あるサービスを提供するなか、例えば積み替えサービス提供面などで、アジア地域における日本の港湾の競争力も蝕む。さらに、外国海運船社は日本において自社の船舶で自社の海外貨物を積み替えることを依然認められていない。したがってこれは、そうした貨物を他の諸国で積み替えることを助長し、日本の港湾の取扱高をさらに減らす。これは欧州の同一国内輸送の貨物にも当てはまるとはいえ、日本の船会社がEU内の、例えばドイツからフランスまで貨物を輸送することは可能であり、これは地理的・環境的要件を満たしている。

提案：

- 日本政府はアジア・ゲートウェイ戦略会議内で、港湾事業構造の高コストを取り上げるべきである。

### ■ 港湾事業監督面の透明性

*年次現状報告：限られた進展。*日本港運協会（JHTA）は依然、港湾運送事業面で巨大な裁量権を振っている。事業の変更を行いたい船会社は、JHTAからの事前承認を必要とする。承認プロセスは透明性を欠いており、船会社が競争的・代替的な港湾サービスを追求する機会を事実上奪っている。

提案：

- 日本政府は、日常的業務問題についてはJHTAからの事前承認を求めることなしに事業を自由に変更することを海運会社に認めるべきである。

### ■ ターミナル事業

*年次現状報告：限られた進展。*船会社は依然、ターミナルを運営する認可を申請する必要があり、国土交通省は申請を受領後2ヶ月以内に処理することを約束したが、労働者保有基準等の要件は、日本における港湾サービスの競争市場発展を妨げている。外国企業が日本で独自のターミナル取扱事業を立ち上げることはまだできない。

提案：

- 法的枠組みはすでに設けられているのであるから、日本政府は、事業を実際に設立する方法についての具体的ガイダンスを提供することによって、新しいターミナル事業の設立〔船会社自身によって運営されるものを含む〕を可能にすべきである。

### ■ 港湾荷役サービスの競争入札

*年次現状報告：進展なし。*2000年11月に実施された港湾運送事業法の改正により、船会社は複数の港湾荷役会社と料金を含め個々の下請契約を結ぶことが可能となっているものの、現実には、独立した体系的な競争入札の概念は日本ではまだ実現されていない。

提案：

- 公開入札による港湾荷役サービスの競争入札が推進・規定されるべきである。

**Mr. Ian Pulford**

Chair, Telecommunications Carriers Committee  
(President & Representative Director, BT Japan Corp.)  
c/o BT Japan Corp.  
ARK Mori Bldg. 24F., 1-12-32 Akasaka  
Minato-Ku, Tokyo 107-6024  
Phone 03-5562-6003  
Fax 03-5562-8023

# 電気通信サービス

## 規制改革の総括

日本の通信市場は、ここ数年ブロードバンド・サービスとIP電話の爆発的普及や継続的な規制緩和にみられるように、技術進歩と市場の急速な拡大を図っている。EBCは、自由化が透明性の増大とより公正な競争を促進することになるよう切望していた。2001年、国会は新たな電気通信事業法を可決し、独占的事業者の概念を導入し、反競争的行動、構造・会計分離などを規定し、紛争処理委員会設置を決めた。

2002年にはさらに改正が行われ、通信ネットワークの所有の有無に基づく通信事業の許可や通信事業者が料金表を届け出る義務の廃止が行われた。EBCはこうした規制緩和を評価している。しかし新しい法律とその施行規則が、NTTグループ企業の享受している市場支配力を十分に規制せず、実際にはNTTが独占的地位を利用して新しい事業分野への進出を促進するおそれがあるとの懸念を表明している。したがってEBCは、独占的地位の濫用を防止する競争保護措置の強化を強く求めることが必要と判断した。

過去5年間に日本市場がこのように大きく変化したにもかかわらず、相互接続料金は他のOECD加盟国に比べ高いままであり、さらなる値上げが発表されたときには、日本と外国の事業者グループにより、規制当局を相手取った前例のない訴訟まで起こされた。また相互接続料金からNTSコスト（通信料に依存しないコスト）を除外する決定は賛同に値する決定であったが、廃止まで期間は極めて長く（5年間）、一方でユニバーサル基金がみとめられて、このNTSコストがこの中で事実上補填されることになったため、効力は大きく減少した。

その一方、限られた周波数が2006年に新規参入事業者に割り当てられたとはいえ、1.7 GHzおよび2.0 GHz帯についての政府の周波数割当て政策は、3G用周波数を独占的携帯電話事業者の手にさらに集中させる潜在的可能性を秘めている。追加周波数割当てニーズを判断する主な要因として加入者数実績を用いることは、日本の競争環境に相当なダメージをもたらしかねない。割当て政策は、NTTの完全な民営化や、政府ならびに商業的利益から独立した規制当局の設置を含む、日本の電気通信規制環境の制度的構造の抜本的改革を求めるEBCの継続的要求の主要素となっている。

### EU-日本経済統合の見通し

世界経済は、良好に機能するネットワークへのアクセスにますます依存するようになってきている。相互接続のための料金構造は、多くの企業の成功を決める重要な要素である。日本は世界屈指の洗練された情報インフラを作り上げたが、規制緩和面では依然として規制の強い電気通信市場の1つである。世界の大部分の市場では、通信事業者が最初に規制当局と協議し、規制当局の公式・非公式の承認を取るといったプロセスを必要としない。規制による監視と管理は、ビジネスのほぼあらゆる側面に適用される。こうした制限的な商環境は、欧州の事業者が日本からの撤退を決める要因となってきた。市場への信頼を取り戻すため、透明性あるコストを保証し、競合他社への料金がコストに基づくことを確実にし、供給の価格・非価格条件に関する反競争的行動を監視する措置を実施することをEBCは日本政府に要望する。

#### 優先課題

- EU-日本の共通の競争ルールは、ユニバーサルサービスの財源と相互接続料の算定に関するガイドラインを含むべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 競争上のセーフガードの強化

*年次現状報告：限られた進展。* 現行の規制枠組みは、独占的事業者による反競争的行動を防止する面で十分に効果的ではない。2003年の電気通信事業法の改正は、多くの面でこの状況を一層悪化させている。EBCは総務省に対し、効果的な競争を確保するため効果的な手続と方法を確立・強化するよう要望する。この原則は今後現れる新市場でも確実に適用される必要がある。今後の方向として、音声、データ、ビデオ・アプリケーションが融合し、同じIPネットワーク内で多数のアプリケーションサービスを構成する時代が間近に迫っている。現在の市場には、垂直的サービス・プロバイダーと水平的サービス・プロバイダーの両方が存在している。そうした環境ではIPネットワークへの公正で透明性ある接続を確保する法整備がきわめて重要である。そうした政策によって、不適正な競争状態が次世代ネットワークまで持ち越されないようにするべきである。

提案：

- 総務省は、ネットワークのボトルネック部分への“平等な接続”を確実にする手続と方法を重要視するべきである。いわゆるラストマイルの回線を独占的に持つNTTとの多くの手続もこの方法が適用されるべきである。また日本政府は、独占的事業者からすべての他の事業者が同じ契約条件でサービスを受けられるようにすべきで、例えばNTTなら同社のサービス提供部門にサービスを提供するのと同じ契約条件で競合事業者にも提供しなければならない。独占的事業者は、IPネットワークに関した手続においても、相互接続性を確保のために他の事業者確かな手続を踏むように義務付けるべきである。

### ■ 相互接続料とユニバーサルサービス

*年次現状報告：限られた進展。* ネットワークを維持するためにかかるコストの詳細を独占的事業者に提示させることなく、ユニバーサルサービス基金を設けるためにすべての電気通信サービス加入者が一定の月額を拠出する新しい方式が実施された。EBCは、ユニバーサルサービス基金を停止して、IP電話やその他の音声サービスを農村部にも提供する、税金を財源とした制度を設けることによってNTTをユニバーサルサービス義務から解放する計画を歓迎する。相互接続料は、とりわけNGN（次世代ネットワーク）と呼ばれるIPネットワークに関して、依然重要な分野となっている。相互接続料は依然不当に高い。

提案：

- ユニバーサルサービス基金や将来のその他何らかのユニバーサルサービス制度が補填するのは共用インフラの維持に必要な本当のコストだけであることを政府が確実にしなければならない。政府は、相互接続料や、IP-IP、IP-レガシー、レガシー-レガシー・ネットワークのユニバーサルサービス料の計算方法を改定することによって、独占的事業者と競合事業者の間の公正競争も確保すべきである。

### ■ 制度改革

*年次現状報告：限られた進展。* 政府が規制機関と株主の両方の役割を担うのは不適切である。総務省は、日本の電気通信分野において広範囲にわたる介入的で統制的な法的権限を有している。株式の所有者としての政府の役割と規制当局としての役割が明確に分離されていないことは、規制プロセスにおいて多大な不確実さと予測不能性を引き起こす。ほとんどの諸外国は、長期的な消費者利益と市場における競争環境を推進するという役割だけを任命された独立した規制機関を有している。また、意見募集のプロセスを強化することによって、アカウントビリティの面で改善が可能である。現在は、国民が公に意見を述べる機会が与えられる前に、既に重要な政策決定がなされているという状況にある。

提案：

- 日本における電気通信規制制度の構造改革を行うべきである。NTTは完全に民営化されるべきであり、また規制当局は商業的利益及び政府から独立したものとすべきである。



## Mr. Yoshio Honda

Chair, Telecommunications Equipment Committee  
(Senior Technical Manager, Nippon Ericsson K.K.)  
c/o Nippon Ericsson K.K.  
Koraku Mori Bldg. 5F  
1-4-14 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0004  
Phone 03-3830-2351  
Fax 03-3830-2501

# 電気通信機器

## 規制改革の総括

日本政府は、2005年までに日本をIT分野のリーダーにするという国家的「IT戦略」目標の実現におおた成功した。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りをしている。こうした成功を受けて、2006年、IT戦略本部によって策定されたe-Japan戦略は、超高速ネットワーク・インフラ整備、競争政策、電子商取引、電子政府の実現に乗り出した。取組課題には、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」で取り組まれている新しい競争枠組も含まれる。日本政府は、研究、開発、標準化、国内市場構造の観点から、国際電気通信市場における競争力をさらに強化するための戦略的措置も検討している。

EBCは、正式参加者として総務省情報通信委員会に貢献する機会を与えられていることに感謝するとともに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチへの政府の全般的コミットメントを尊重する。製品承認手続を促進するためにとられた重要な措置の第1は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU-日本相互承認協定（MRA）の締結、第2は、2004年の技術基準適合自己確認の導入である。

しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。相互承認協定（MRA）のもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、技術基準適合自己確認の適用はまだ有線通信端末のみに限られ、無線機器への適用は限定されている。公共部門が真に競争的な製品提供のメリットを享受するためには、公共部門調達慣行面の欠点も是正しなければならない。特定のプロジェクトに関しての、細分化した資格審査手続、単独の調達先、選択的に開示される仕様は、外国企業が日本の官公庁に電気通信機器を供給することを依然妨げている。EBCは日本政府に対し、外国製電気通信機器の公共部門調達が民間部門と歩調を合わせたものとなるよう、情報開示、入札基準/性能仕様、資格審査手続、公開入札手続といった方面のさらなる改善を図ることを要望する。

### EU-日本経済統合の見通し

日本は世界第2位の電気通信機器市場である。電気通信機器の生産高は推定1080億ドルで日本の工業生産高全体の12.5%を占めている。日本政府のIT戦略のもとでの構造改革は、高速・大容量ITインフラの導入、通信料金の低下、電子商取引・電子政府の開発をサポートしてきた。EBCは日本政府に対し、競争の促進、公共部門調達の開放、グローバル製品規格の採用によって、通信機器セクターにおける国際競争力、イノベーション、生産性のさらなる強化を要望する。EU-日本間の経済統合をさらに推し進めるため、欧州市場と日本市場の電子通信機器製品認証の重複を排除すべきである。EU-日本間の経済統合協定は、欧州市場か日本市場のいずれかで認証された電気通信機器製品が相手側市場で自動的に承認される真の相互受け入れを確立すべきである。現行の枠組は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。

#### 優先課題

- 電気通信機器規格・認可に関する相互受け入れ協定。
- 経済統合協定における公共部門調達についての議論への電気通信機器の包含。

## 主要な問題および提案

### ■ 共通の技術基準および認証手続の確立

年次現状報告：若干の進展。細部はさほど異ならないとはいえ、EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、これはメーカーにとって試験と認証の重複を意味する。現行のEU-日本相互承認協定は、認証された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。日本の認証手続も欧州とは異なっている。EBCは、欧州で導入された供給者適合宣言（SDoC）に類似した技術基準適合自己確認が日本政府によって2004年初めに導入されたことを歓迎した。しかしながらEBCは、この制度が有線通信端末に限られ、無線機器への適用が限定されること、および、その他の電気通信機器にまで適用が拡大されていないことに失望している。

提案：

- EUと日本は、すべての電気通信機器に関する技術基準と認証の相互受け入れを確立すべきである。
- 欧州のメーカーによって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、特定の無線機器についても、付加的な試験や管理要件なしに、日本で受け入れられるべきである。

### ■ IMT-Advanced（IMT-2000後継システム）の周波数割当ての整合化

年次現状報告：進展なし。国際電気通信連合（ITU）は、2007年の世界無線通信会議の議題 1.4に従ってIMT-AdvancedおよびIMT-2000の周波数を割り当てることを予定している。EBCは、日本政府がIMT-Advanced用に国際的整合化のとれた周波数割当てに活発に取り組んできたことを認める。こうしたシステムは、新しい電気通信機器のローカルバージョンを開発する必要性を排除することによって、業界と消費者に莫大な利益をもたらす一方、規模の経済は製品の価格を引き下げ、国際ローミングを促進するだろう。

提案：

- 日本政府は、各国の政府と共同して、2007年世界無線通信会議におけるIMT-Advancedシステムに関する世界的に整合のとれた周波数割当ての実現に取り組むべきである。

### ■ ネットワークの中立性

年次現状報告：新たな問題。日本政府は、インターネットと次世代ネットワーク（NGN）におけるネットワークの中立性を確保するための新しいルールの枠組について検討している。そうした枠組はユーザー（消費者）に対し、すべての合法的インターネット・コンテンツへのアクセスや、自分の選択したアプリケーションやサービスを実行する自由、自分の選択した機器をネットワークに接続する自由、競争的オフターを活用する自由といったいわゆる「ネットの自由」を、こうした行為がネットワークを乱したりネットワークの性能を劣化させたりしない限り、認めること広く主張している。

提案：

- EBCは、すべての市場参加者にとっての適切なガイドラインとしてネットワーク中立性の概念を全面的に支持し、支配的サービス・プロバイダーに関する現行の義務を尊重する一方、政府に対し、国際的に整合化されていない新しいルールや義務の導入は控えるよう要望する。



# 医療・衛生

動物用医薬品  
臨床検査機器・試薬（体外診断）  
医療機器  
医薬品  
ワクチン

**Dr. Tadashi Nagata**  
Chair, Animal Health Committee  
(Director, Merial Japan Ltd.)  
c/o Merial Japan Ltd.  
Sanno Grand Bldg. 8F., 2-14-2 Nagatacho,  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0014  
Phone 03-5251-8183  
Fax 03-5251-8195

# 動物用医薬品

## 規制改革の総括

日本で活動する欧州企業にとって、近年の商環境は厳しいものとなってきた。政府は消費者保護の強化に努めてきた。これは、消費者の福利増進や有益な新しい製品へのアクセス向上と両立しうると期待されたが、実際には各種の事務手続の増大を招いただけだった。したがって、新しい製品を当初の申請から12ヵ月以内に承認するという、1995年になされ、以来毎年再確認されてきた政府の約束は、いまだ殆ど達成されていない。2003年7月の食品安全委員会の設置は、規制の層をさらに1枚増やし、承認待ち製品の未処理分増加をもたらしてきた。同様に、2005年4月に導入された薬事法改正は追加的な認定及び遵守要件を課したが、より迅速かつ低コストのアプローチでも同じ結果を達成できたはずである。

世界動物薬企業連合 (IFAH) によって実施されたベンチマーク調査によると、日本における製品承認の申請手続は、スピード、予測可能性、質を欠いている。しかも、承認手続合理化を目指すグローバルなトレンドをよそに、場合によっては明白な科学的根拠もなしに、新製品申請のための書類に日本だけが要求しているデータを追加する必要がまだある。このような状況が続けば、国際的な動物用医薬品企業が日本市場向けの製品開発を止める公算がますます高まるだろう。

飼料級の抗菌性飼料添加物の各ロット毎の簡易毒性試験が廃止されたが、このことによって動物や消費者の福利を損なうことなく、また事務手続の負担がかなり減少した。同様のことが2006年8月に実施された殆どの体外診断薬の国家検定廃止についても言える。製品承認プロセス及び承認後プロセス全体にわたる不必要なステップを排除し、より適切なリスクベースト・アプローチを開発するため、政府のさらなる措置が今や緊急に必要とされる。

EBCは、予想されるシードロット (seed lot) 制実施や、医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準 (Good Manufacturing Practice ; GMP) のもとで、製品適合性の確保は自主的な管理に頼る世界的傾向が加速化しつつあることを考慮し、日本政府に対し、動物用生物学的製剤の品質管理を国家検定から自家試験に移すよう引き続き奨励する。

### EU-日本経済統合の見通し

動物用医薬品、動物用ワクチン、飼料添加物といった革新的な欧州のアニマルヘルス製品の日本への導入は、コンパニオンアニマルや食用動物についての動物・公衆衛生を強化するために必要不可欠である。日本は最大級の動物用医薬品市場であり、したがって欧州のメーカーにとってきわめて大きな重要性をもっている。しかし、現行の規制体制は透明性を欠いており、骨の折れる管理手続はEUですでに認められた製品の日本市場への導入を妨げている。

#### 優先課題

- 動物用医薬品に関する欧州と日本の製造販売承認の相互承認。差し当たっては、動物用医薬品のGMP認証の相互承認。
- 国家検定の廃止と統一GMP体制のもとでの製品適合性の確保による、動物用ワクチンに関する規制の整合化。

## 主要な問題および提案

### ■ 製品の承認

年次現状報告：後退。安全性上の理由は依然定かではないが、EUですでに承認された製品でも、厳しい検査と試験を受けてからでないと日本では受け入れられない。農林水産省は12ヵ月という標準事務処理期間を定めているが、この目標が守られることはめったにない。遅延は、申請を行ってから農林水産省によるいわゆる「ヒアリング」が開催されるまでに経過する長い期間、食品安全委員会によって実施される審査プロセスの遅れ、さらには、薬事分科会が製品を承認してから承認指令書が発行されるまでにかかる過剰な時間に由来する。手続の迅速化と効率改善のため、申請書類の審査は農水省本省から動物医薬品検査所に移管されたが、結果的に規制の重荷が増大し、審査期間がさらに延びている。事務手続を合理化・迅速化する必要がある。さらに、不要と思われる、あるいは科学的妥当性のない申請要件は廃止すべきである。農水省は、食品安全委員会による審査を必要としない製品について、承認手続が12ヵ月以内に完了するよう事務手続を改善する措置を講じるべきである。

提案：

- 日本政府は、欧州の認証制度の承認を含め、国内規制を国際慣行と完全に整合化するため、製品承認の迅速化のために利用できるあらゆる措置をとるべきである。
- 獣医師が既に広く使用しており、その有効性が十分に実証されている人体用医薬品については、日本における追加の臨床試験を義務づけるべきではない。
- 農水省が海外の試験データを受け入れ国内試験を廃止できるよう、動物における生体内生物学的同等性試験に関するガイドラインを速やかに導入すべきである。
- 繁殖動物での使用が意図されていない小動物用医薬品について、実験動物を用いた催奇形性試験を要求することを廃止すべきである。
- 厚生労働省が既に人体用医薬品の審議において実践しているように、農林水産省におかれても、新規の動物用医薬品の申請時に添付される英語で記載された海外試験報告書はその要約のみを和訳することで十分としていただきたい。

### ■ ワクチンの国家検定

年次現状報告：若干の進展。EBCは、シードロット制を導入し動物用ワクチンの国家検定に基づく現行のバッチリリース要件を廃止する農水省の構想を称賛する。しかし、シードロット制の国際慣行と一致しない、免疫原性試験の要件等、ワクチンがシードロット制の適用資格を得るための新しい独自の要件について懸念している。こうした要件は、欧州のワクチン製造業者の重荷を増やし、新しいシードロット制の価値と有用性を低下させると予想される。EBCは、予想されるシードロット制実施や、GMPのもとで製品適合性の確保は自主的な管理に頼る世界的傾向が加速化しつつあることを考慮し、日本政府に対し、動物用生物学的製剤の品質管理を国家検定から自家試験に移すよう引き続き奨励する。

提案：

- ワクチンの国家検定は、シードロット制の実施によって不要と判断されたなら、できるだけ早急に廃止すべきである。シードロット制の要件を国際基準に沿ったものにして、日本独自の要件を排除すべきである。

**Dr. Isao Ikeda**

Chair, Medical Diagnostics Committee

(Representative Director & Chairman of the Board and President,

Abbott Japan Co., Ltd.)

c/o Abbott Japan Co., Ltd.,

Roppongi First Bldg. 4F., 1-9-9 Roppongi

Minato-ku, Tokyo 106-8535

Phone 03-3589-9441, Fax 03-3589-9404

## 臨床検査機器・試薬（体外診断）

### 規制改革の総括

臨床検査（検体検査）機器・試薬は、病院、検査センター、診療所、血液センター等にて使用されている。これら検査試薬（製品）は多くの医療現場において必須なものであり、とりわけ疾病の予防、早期発見、診断、治療のモニタリング、薬剤副作用の把握、患者さんQOLの向上、そして総医療費の節減において欠くことができないものとなっている。これまでの保険点数の度重なる削減の結果、日本の実勢価格は欧米諸国と比べて同等かそれ以下まで下がっており、このことが、日本の患者医療に役立つ新製品の開発に投資するインセンティブの低下をもたらしている。2006年4月の改定において臨床検査の保険点数（検体検査実施料）は10%削減され、平成元年からの累積では約50%の削減となっており、とりわけ2002年、2004年、2006年は、それぞれ二桁台の削減が実施された。さらに現行制度では、検査法・項目が同じならば、例え検査試薬の性能・質、検査のスピード、検査の患者治療への貢献度がまったく異なっても同じ保険点数が適用されるため、これが、よりよい検体検査の実施に対する阻害要因となっている。

ここ数年間、臨床検査機器・試薬（体外診断薬）に対する法規制の面で、いくつかの改善がみられている。2005年の薬事法改正では、リスク分類に基づく第三者認証・自己認証制度を導入することで、これまでの製品承認期間の大幅な改善を計っている。しかし、現実的には大幅な進展は見られておらず、この改善の障害となっているものとしては、新制度のもと申請や審査を行うための通知・細則の欠如、日本独特のリスク分類やデータ要件、等があげられる。一方で、2年ごとの保険点数改定は、その決定プロセスの情報はほとんど公開されず、かつ、個々の製品が有する臨床上、経済上のメリットや製品イノベーションはほとんど留意されないまま、唯一検体検査実施料の継続的かつ大幅な削減をもたらす結果となっている。こうした要因の積み重ねは、欧州メーカーにとって日本がますます魅力のない市場となるだけでなく、日本の医療制度もコスト削減という目先の課題に囚われ過ぎて、最新の臨床検査製品のもたらすメリットを見逃してしまいかねないとする。臨床検査を単なる医療出費として扱い各製品・検査の付加価値を考慮しない、現行保険点数制度に基づいたアプローチは、不正確な診断や不必要または誤った治療、ひいては過剰な医療へとつながるのではないだろうか。我々EBCは、厚生労働省だけでなく経産省や財務省も参加している新医薬品産業ビジョンの検討会（医薬品産業政策の推進に係る懇談会）のもとで、体外診断薬がトピックとして導入されたことを心強く思うと同時に、これからも対話に積極的に参加していくことで、我々の新しい観点・論点を通し、製品商品や保険点数といった重要分野において、新規の論議が出来ていくことを切望している。

### EU-日本経済統合の見通し

日本が欧日双方のメーカーにとって競争力のある、魅力的な臨床検査市場を創出するためには、臨床検査体制を抜本的に変革しなければならないと考える。我々EBCは、欧州で試験・検査を受け欧州市場向けにCEマークされた（認証された）製品が、日本向けにさらなる試験を受けなければならない理由について、論議が必要であると考え。EU-日本間の規格の相互受け入れと相互認証制度は、日本の消費者に製品提供をすることのみならず、日本のメーカーにも大きなビジネスチャンスをもたらすものとする。

#### 優先課題

- 臨床検査機器・試薬（体外診断薬）の「規格の相互受け入れ」と「相互認証制度」の導入。

## 主要な問題および提案

### ■ 製品承認と円滑な導入

*年次現状報告：若干の進展。*日本の薬事法改正に伴い、新しい製品承認制度が実施された。リスク分類や安全対策の強化などを目指した、大臣承認制度、第三者認証制度および自己認証制度の導入は、国際整合により近づいた制度構築を目指した変更であったものの、解決すべき問題が依然として多い。こうした法規制の側面に加え、日本独特のリスク分類の手法やデータ要件は、申請および審査手続とプロセスを防ぎがたいほど時間のかかる、且つ繰り返し作業を要するものになっている。これにより、多くの製品に於いてそれらの申請手続を開始することができなくなっている（こうした状況は早急に打開すべきである）。一方、欧州では2000年6月に体外診断薬指令（IVDD）が施行され、以降、CEマークの付いた製品は欧州経済地域内での自由な移動を認められている。この事例は、IVDDにおいても、国境を越えて統合された規格・制度使用の、良い例として参照に値する。

提案：

- EUと日本は、双方どちらかの市場向けに認証された製品を、それぞれ本国市場向けに認証された製品と同等のものとして、認証・受け入れをする。
- 製品承認手続を効率的に行えるようにする。日本固有に要求している製品申請データ、要件の排除、革新的製品を優先審査するファースト・トラック・レビューの導入、そして新しい診療報酬分類（E1/E2/E3）の要件を明確にする。

### ■ 保険点数の改定

*年次現状報告：進展なし。*2年ごとに行われる保険点数改定のプロセスに関して、その決定方法や、点数削減の根拠に関するいずれの情報も公開されていない。現在、検体検査実施料は、病院が検査の業務を検査センターに委託（外注）する料金を参照し、再評価されると言われている。しかし、外注料金は患者検体（血液等）の前処理や患者検査結果の履歴管理といった費用を含んでいないことから、この評価法は、公正なベンチマークであるとは言えない。このことから解るように、臨床検査（検体検査）費用は、適切な検査の実施がむしろ総医療費の節減（適正化）に貢献するという臨床検査（検体検査）特有の役割と価値が評価されず、単なる医療材料としてコスト削減の対象となっている。

提案：

- 我々EBCは、より合理的で透明性ある臨床検査の保険点数（検体検査実施料）見直しのプロセスを確立することを切望する。その際、臨床検査の保険点数（検体検査実施料）は、検査の品質（精度、正確性、検査体制の認証）、スピード（診察前検査、緊急検査）、チーム医療への貢献（院内感染管理、患者情報に基づく数値以外の付加価値情報、リスク管理）等の切り口により、各々の臨床価値に応じて設定されるべきである。

### ■ DPC（診断群別包括支払い制度）

*年次現状報告：進展なし。*2003年に特定機能病院においてDPCが導入された。この制度の導入により、導入先病院はコスト削減や業務のアウトソース等に取り組むこととなり、その取り組みは、これまで実施してきた臨床検査数（検体検査数）の削減へと進んできている。このようなコスト削減を最優先させる施策が取り続けられることは、臨床検査（検体検査）が、その役割を果すために必要となる環境やインフラの悪化を招くこととなる。

提案：

- 国民の健康及び安全の確保について最終責任を負う政府は、専門医らの協議・コンセンサスに基づき、臨床検査（体外診断）の効果・有効性に関する疾病治療ガイドラインを策定する必要がある。これを通し、診療の質を向上させ、誤診事故、治療・診断ミス等のリスクを低減し、そして総医療費の節減を目指すべきである。



## Mr. Seiji Kamijo

Chair, Medical Equipment Committee  
(President & CEO, Philips Electronics Japan, Ltd)  
c/o Philips Electronics Japan, Ltd.  
Philips Bldg., 2-13-37 Konan  
Minato-ku, Tokyo 108-8507  
Phone 03-3740-5001  
Fax 03-3740-5012

# 医療機器

## 規制改革の総括

国民皆保険制度導入以来45年を経た今日、その根幹を揺るがす少子高齢化が進展し、特に高齢化による医療費増大（毎年約1兆円：3～4%の伸び）と、先の見えない景気の中、医療費を賄う保険料は伸びず、医療費の伸びと経済成長との間に不均衡が拡大し医療保険財政は厳しい状況下にある。行政はこれらを理由に2002年に診療報酬の2.7%削減断行し、今年4月には過去最大の3.16%の削減を行った。この削減に当たり外国価格参照制度が用いられたが、日本の国が定める管理医療価格と、医療保険制度や購買方法の異なる諸外国市場価格は根本的にその仕組が異なる。この仕組の違う価格を参照することにEBCとしては同意できない。

EBCはかねてから、日本の医療制度への革新的な新療法の導入に関連した時間とコストの削減を求めてきた。手続を促進し、日本の規則をグローバルスタンダードに沿ったものにするという改正の本来の意図とは裏腹に、改正薬事法は、日本独自の基準の組込み、承認に要する時間の長期化、国際慣行との整合性低下につながってきた。2005年の改正薬事法のもとで導入された低リスク製品の第三者認証や下請製造の新しい機会には大いに期待が寄せられた。しかし、改正薬事法が製品承認に要する時間の短縮と、申請手続の合理化につながるかもしれないという期待は打ち砕かれた。事務手続とコストの水準は実際にはむしろ上昇している。

その一方、効率改善のための政府の取り組みは、保険償還制度のもとでの払戻価格の削減にのみ絞られてきた。一律削減がなされ、個々の治療法の長期的な経済的・臨床的メリットや、機器のランニングコスト、研究開発への初期投資を回収する必要性は無視されてきた。EBCは、日本の医療提供が今後、技術革新や、国民の期待、需要と足並みを揃えて行けるようにするには、政府の医療戦略と規制アプローチの根本的見直しが必要であると確信する。

### EU-日本経済統合の見通し

日本の医療は、平均寿命や、世界最低の乳児死亡率に示唆されるとおり、概して高い水準にある。しかし、特定サービスの構造的な過剰消費や入院日数の圧倒的な長さといった制度面の非効率に早急に対処する必要がある。医療制度は今後とも国民健康保険制度によって支えられることになるが、少子高齢化は、抛出の減少と消費の増大につながる。消費者の期待する、より高い質の医療サービスは、今後ますます負担の大きなものとなる。この意味で、効率的な医療機器は、個々の患者にQOLの大幅な向上をもたらすだけでなく、長期的に総医療費の削減ももたらしうる投資と捉えられるべきである。しかし、現行の規制構造や償還制度は、そうした医療機器の日本市場導入の阻害要因をなし、中国や韓国を含む他の先進諸国で利用できる製品へのアクセスを日本の消費者から奪っている。EU-日本間の経済統合協定は、一方の市場で認証された製品がもう一方の市場で自動的に受け入れられることを保証すべきである。そうした措置はコストを低下させ、現在世界市場のほぼすべての医療機器がEN規格に従って認証されていることから、長期的には日本と他の先進諸国との医療機器ギャップをなくすだろう。

#### 優先課題

- 規格と認証の相互受け入れを確立する。
- 共通の臨床試験実施基準（GCP）および品質マネジメントシステム（QMS）規制を設ける。

Agfa-Gevaert Japan  
B. Braun Aesculap Japan  
Biotronik Japan  
Dornier MedTech Japan  
Draeger Medical Japan  
Edaptechnomed  
Gambro  
Japan Life Line  
Laerdal Medical Japan  
Lima Japan

Nippon BXI  
Nobel Biocare Japan  
Philips Electronics Japan  
Plus Orthopedics  
Radiometer  
Sata  
Senko Medical Trading  
Siemens-Asahi Medical Technologies  
Smith & Nephew Wound Management  
Sorin Japan

## 主要な問題および提案

### ■ EN規格の相互承認・受け入れ

年次現状報告：進展なし。2005年の薬事法改正の主な理由の1つは、GHTFによって勧告された、国際基準への国内規則の整合化によって日本市場への医療機器の上市を促進することだった。しかし、国際基準に加えての日本特有の要求事項の追加は、こうした要求事項の適用方法についての明確さの欠如と相まって、今まで以上に大きな相違へとつながっている。1例は、QMSの一環として薬事法に導入された、製品区分に基づく強制的な製造所再審査であり、これはISO 13485とは真っ向から矛盾する。厚生労働省と医薬品医療機器総合機構（PMDA）は「デバイスラグ」に対処するための新しい措置を再び検討中であり、今回は、医療機器業界団体と協力している。

提案：

- 日本政府は、海外で作成された臨床試験データを受け入れることや、臨床試験実施基準（GCP）および品質マネジメントシステム（QMS）要求事項を国際基準と整合化することによって、医療機器認証手続を短縮すべきである。最も重要なことに、作業や申請料金の面で目下申請者に過大な負担を課しているGCP関連の要求事項を修正する必要がある。

### ■ 償還価格

年次現状報告：進展なし。保険償還制度のもとでの払戻価格の2006年の改定は、合計600億円相当の医用材料価格削減につながった。34以上の製品区分では、償還価格が25%以上削減された。この史上最大の削減の理由は、内外価格差を是正することだとされたが、最終価格水準を直接比較することのメリットは明らかに限られている。政府は、さらなる削減を闇雲に追求して、毎年定期価格改定を導入し基準点として他のアジア市場での価格を用いることを検討している。長い目でみるなら、これは日本市場で活動する外国メーカーの利益を損なうことにしかならない。償還価格設定は現在、薬事法で定められた安全・審査手続を経て決定されるが、これは日本と他の先進諸国の間の「デバイスラグ」をさらに悪化させる。

提案：

- 政府によって設定される医療機器の償還価格は、製品の技術的高度さと関連の研究開発コストをよりよく反映すべきである。また、面倒な認証手続や、日本でのみ使用される機器のための古い生産ラインの維持といった、日本特有の上市経費を反映すべきである。日本政府は、C1およびC2区分の機器についての安全性審査手続の終了時ではなく、より早い段階での償還価格設定の申請を認めるべきである。

Mr. Marc Dunoyer  
Chairman, EFPIA Japan  
(President, GlaxoSmithKline K.K.)  
c/o GlaxoSmithKline  
6-15, Sendagaya 4-chome, Shibuya-ku,  
Tokyo 151-8566  
Phone 03-5786-5300  
Fax 03-5786-5239

## 医薬品

### 規制改革の総括

日本の医薬品業界は、開発・審査・登録および資金調達システムが批判的な検証を受けるなか、構造変化を遂げつつある。国民健康保険のコスト削減を目指す一般の意欲は、一線を越えて削減すれば持続可能な医療を確保できなくなることが認識されて、終止符が打たれたようである。医薬品は、単なる出費ではなく、改善された治療的・予防的医療の恩恵を国民にもたらしすことで社会コストを削減し経済活動を押し上げる手段である。コストを削減し命を救うイノベーションは、投資として扱われ、それ相応の見返りが提供されなければならない。2006年の薬価改定は、そうした方向へ注意深く踏み出す最初の一步となったが、現行制度を全面的に見直さない限り、少子高齢化が今後制度にもたらしす負担の十分な考慮とは言えないだろう。医薬品メーカーが市場向けの新製品を継続的に開発することに自信をもって取り組めるためには、知的財産権の正当な保護も重要である。日本が欧州のデータ保護規則に歩み寄るなか、徐々にではあるが進展が達成されつつある。日本は、新薬の開発と、国民への新薬導入面の長いリードタイムも取り組んでいる。治験環境の明白な改善はまだ見られていないものの、政府は、日本が医薬品開発の国際協力に参加せずにいることはもはや不可能であることを認識しているようであり、治験環境を整備する意向を表明している。EBCは治験環境の整備に関する対話に積極的に参加しており、今度こそ、好ましい意図が政策変化として結実するよう願っている。政府は、日本と他の先進諸国の間のドラッグラグをなくすことを目指して、PMDAの審査・承認処理能力を高めることも決定した。

### EU-日本経済統合の見通し

世界の医薬品業界が整理統合を図り、努力の大半をグローバル規模の創薬へと注ぐなか、日本の医薬品業界はほとんど孤立したままとなっている。医薬品の臨床試験の実施の基準（GCP）は、グローバルスタンダードと異なったままであり、日本での治験をよりコストのかかるものにするるとともに、多国籍企業の市場参入を困難にしている。EUと日本は、共通のGCP規則をもつことで、医薬品開発面の協力を拡大し、上市コストを削減し、そうすることで国内産業の競争力を大幅に強化できるだろう。

承認・審査には依然問題が多い。医薬品医療機器総合機構（PMDA）は、2004年の設置以来、処理能力問題と苦闘してきた。EBCは処理能力を拡大する新しい計画を歓迎する一方で、欧州市場で流通している医薬品に関して欧州医薬品審査庁（EMA）によってすでに保証されたデータと評価の利用を検討することを日本政府に招請する。医薬品の上市承認の、EU-日本間の相互受け入れは、コストを大幅に削減し、上市に要する時間を短縮し、EU-日本間のドラッグラグをなくして、患者、社会、業界のすべてに利益をもたらすだろう。最後として、EUと日本は、さらなるイノベーションを促進するため、申請データとブランド名の保護の確保にも協力して取り組むべきである。日本は、イノベーションが栄える環境を整備しなければならない。イノベーションは、患者のQOL向上、社会コスト低下、力強い産業につながる。欧州との協力は、このすべてを実現するためのきわめて費用効率的な方法だろう。

#### 優先課題

- 医薬品の臨床試験の実施の基準（GCP）の整合化。
- 医薬品の上市承認の相互受け入れ。
- データ保護および新薬ブランド名の規則など知的財産保護に関する前向きな取り組み。

## 主要な問題および提案

### ■ 薬価算定に関する改革

年次現状報告：限られた進展。2006年の制度改革により、新薬における加算率の改善及び有用性加算の要件の緩和がなされた。しかし、小児に適用される新薬の薬価算定においては加算要件が依然非常に厳しく、加算率もまだ限定的である。新薬全般については、薬価算定のための評価に用いる事が出来るデータやエビデンスの緩和についての議論が不十分である。個々の医薬品を適切に評価し、イノベーションに報い、知的財産権を尊重する必要性を考慮に入れた新しい薬価制度が日本には必要である。

提案：

- イノベーションが報われ医薬品の価値がより適切に評価されるよう、日本政府は薬価基準制度を改めるべきである。

### ■ 臨床研究環境の整備

年次現状報告：限られた進展。本邦のGCPとICH-GCPとの間に存在する不整合のため、依然として、治験コストが高く、国際共同治験への参加が不必要に複雑になっている。EBCは、日本政府がここ1年間に、厚生労働省の枠を超えた一般的問題としてこれに取り組んでいることを喜ばしく思うとともに、「新医薬品産業ビジョン」において下された結論を歓迎する。

提案：

- 日本のGCPをICH-GCPと整合化すべきである。

### ■ 医薬品の承認審査

年次現状報告：限られた進展。PMDAは処理能力を高めるための重要な措置をとり、2011年をめぐりに内外のドラッグラグ（現在、米国と比べて2.5年の遅れ）を解決するためのいくつかの措置を提案した。PMDAとの治験相談件数はさらに伸びると予想され、バイオテクノロジー関連の医薬品開発、細胞治療、ワクチン、国際共同治験が増えつつある。したがって、PMDAがスタッフを増員し処理能力をさらに高めることが必要不可欠である。

提案：

- EBCは日本政府に対し、内閣府の総合科学技術会議によって発表された報告書に沿ってPMDAの審査・承認処理能力を高めるよう要望する。とりわけ、2009年に予定されている申請前相談制度の導入が計画どおり実施されることが肝要である。

### ■ 知的財産の保護

年次現状報告：大幅に進展。厚生労働省は、新薬の再審査期間が6年間から8年間へと2年間延長する旨の通達を2007年4月に出した。これは新薬のデータ保護期間を8年間にすべきであるとのEBCの要望に沿うものであるため、EBCはこれを歓迎するが、この通達の適用対象が新有効成分含有医薬品のみであり、新医療用配合剤や、新効能医薬品、新投与経路医薬品が含まれないことを遺憾に思う。EBCは、厚労省が新薬のブランド名の選択についての見解を変えつつあることも懸念している。グローバル企業は特定のブランド名に多額の投資を行っており、そうしたブランド名が日本でも認められなければ深刻なダメージを受けることになる。

提案：

- EBCは、新医療用配合剤、新効能医薬品、新投与経路医薬品も8年間への延長の対象となるよう要望する。
- 知的財産保護と医療過誤防止のため、日本政府は、国際的に使用される医薬品ブランド名が日本でも認められるようにする措置をとるべきである。

## Mr. John F. Jabara

Chairman, Vaccine Committee, EFPIA Japan  
(Marketing Director, GlaxoSmithKline K.K.)  
c/o GlaxoSmithKline  
6-15, Sendagaya 4-chome, Shibuya-ku,  
Tokyo 151-8566  
Phone 03-5786-5300  
Fax 03-5786-5239

# ワクチン

## 規制改革の総括

少子高齢化に起因して財源が制約されるという困難な状況のもとで、日本政府は持続可能な新しい医療制度を構築しなければならない。このような困難な状況下、医療費を大幅に抑制し、またワクチンで予防可能な疾病から日本国民を守るという恩恵をもたらすため、予防医療の重要性は増加してきている。将来、日本において、ワクチンがエビデンスに基づいた証明済みの主要な予防医療ツールになることは明白である。日本における最近ののはしか、脳炎その他の感染症の発生は、最新のワクチンと支援的なワクチン政策の必要性を国民に認識させてきた。

日本のワクチン市場は99%が国内製造の製品で占められており、国際的には入手可能な最先端のワクチンが使用されていない。日本は、国民を守るために利用可能なワクチンに関し、他の先進諸国からますます急速に遅れをとってきている。日本国民は、EUや米国において広く使われているMMR（麻疹・おたふく・風疹）、ロタウイルス、ヒト乳頭腫ウイルス、IPV（不活化ポリオ・ワクチン）、針刺し回数を減らし接種率を高めるDTPa（3種混合）ワクチン、7価肺炎球菌（Pneumococcal 7v）、一部の海外旅行者用ワクチンなどのワクチンに未だアクセスできない。公衆衛生的観点から見ても、こうしたワクチンギャップは、日本でまだ入手できない新規ワクチンを用いれば防げるはずの疾病の多発のリスクがあることを示している。

国内製造ワクチン供給政策は、日本国民の健康を守るために必要不可欠なワクチンの安定供給を確保するための唯一の方法であるという考えに基づいている。しかし、国内の製造能力は必ずしも安定供給確保の前提条件ではない。複数の供給会社、国内での備蓄、他国との密なコミュニケーションネットワークは、欧米におけるワクチン安定供給の基礎的要素となっている。これは、国内生産と海外からのワクチン輸入の組み合わせによって達成可能である。さらに、日本のワクチン市場がより魅力的になれば、国民の健康を守るための既存および革新的な新規のワクチンへの日本国民のアクセスが提供されることになる。それによって、革新的なバイオテクノロジー研究開発への海外からの投資にとって魅力的な環境も整うことになる。

欧州のメーカーは、ここ5年間、日本のワクチン政策及びワクチン市場に関して、改善の兆しを見ることがなかった。しかし、厚生労働省は「ワクチン産業ビジョン」を発表した。このビジョンは、日本政府が日本のワクチン産業をとりまく環境を改善しようとする最初の兆しである。現在のワクチン産業は改革の主眼に据えられるべきであり、外国のワクチン・メーカーは日本国民のヘルスケアの改善に大きく寄与することができるため、EBCはこれらの取り組みを大いに歓迎する。

### EU-日本経済統合の見通し

現在、ワクチンはICHの枠組みに組み込まれていない。その結果、ワクチンの品質、有効性、安全性を最も効率的な方法で確保できるよう、WHOや、EU、米国、日本等の間での整合化をもたらすための、ワクチンと生物学的製剤基準（MRBP）に関するグローバルなハーモナイゼーションと適切な法規制の枠組はまだ達成されていない。日本政府はこうした構想に積極的に参加し、他の先進諸国の経験を共有すべきである。EMAとのハーモナイゼーションにより、不必要な資源の重複を排除することができであろう。さらに、日本企業および外資系企業が日本で製造したワクチンを世界の市場に供給することを可能にするように、日本のワクチン製造機関及び日本政府は、規格、品質基準などについてハーモナイゼーションを検討すべきである。そうすることで、高品質のワクチンの日本市場導入が容易になるだろう。

#### 優先課題

- ワクチンの承認・規制基準のEU-日本間での整合化。

## 主要な問題および提案

### ■ 新規ワクチンへのアクセス改善

*年次現状報告：限られた進展。* 内・外資系企業の製造したワクチンは、日本国民の健康に有意義・建設的な貢献をすることができる。ワクチンは、公衆衛生、特に子供や高齢者などの2つの重要な年齢層の健康に重要な役割を担うにも関わらず、米国や欧州と同水準のワクチンによる予防医療へのアクセスが制限されている。

提案：

- 日本政府は、日本国民の新規ワクチンへのアクセスを改善すべきである。

### ■ EUとのワクチン基準・要件のハーモナイゼーション

*年次現状報告：限られた進展。* 現在、ワクチンはICHの枠組みに組み込まれていない。日本においては、独自のワクチンの品質・規格を採用しているため、ワクチン製造会社は、日本にワクチンを導入する際、また日本のワクチンを外国市場に輸出する際に複雑な過程を経なければならない。日本の要求事項をEUおよびEMEAのそれと整合化することでこうした問題が解消され、日本における新規ワクチンの開発と導入が促進されるであろう。

提案：

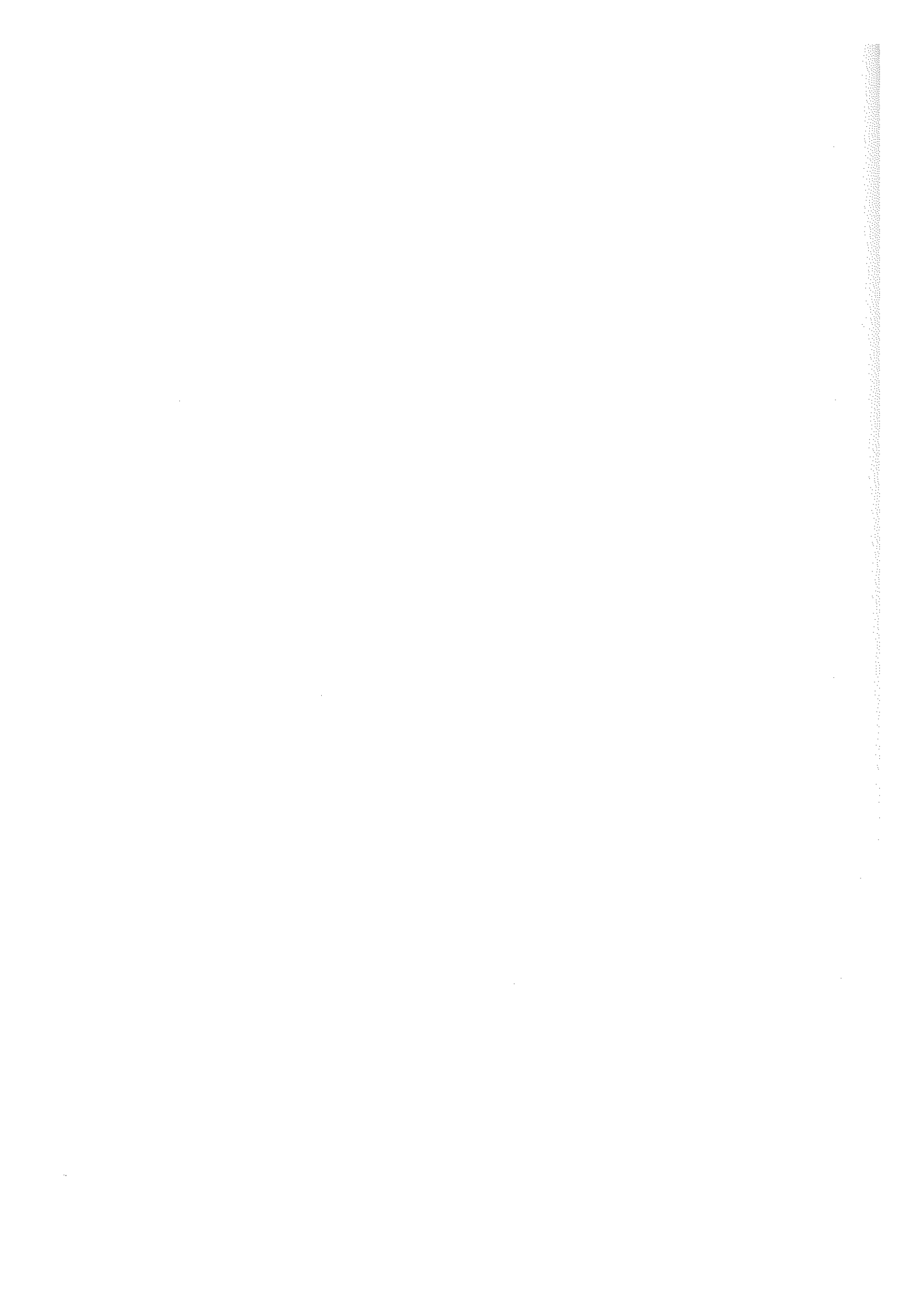
- 生物学的製剤基準に特化し、ハーモナイゼーションの観点から日本におけるワクチンの承認取得、及び規制標準化などを論じるグローバルなICH様のワーキンググループを設立することを求める。
- この枠組みの中で、現在、日本で適用されているワクチンの品質管理などの規格、生物学的製剤基準を欧州と米国で採用されている基準と整合化することを提案する。そして、海外のワクチンを日本に輸入するとともに、日本のワクチンを海外に輸出を容易にすることを提案する。

### ■ 新規ワクチンの公的財源確保

*年次現状報告：限られた進展。* 日本国民に提供できる新規ワクチンを飛躍的に増加させるためには、これらのワクチンに対する新たな財源措置が必要となる。日本においては、政府がワクチンを推奨し自治体が資金提供を行う現在のしくみでは、将来、予防医療の財源確保が困難に直面する可能性がある。政府は、ワクチンを全体の医療費を減少させる費用効果的な手段として、また、経済生産性を向上させる健康投資の好例として位置づけるべきである。

提案：

- 政府は、新規ワクチンの財源をいかにして国の医療費の中で確保するかについての検討をただちに開始するべきであると考えている。



# 消費財

化粧品  
切花  
酒類  
食品



# 化粧品

## 規制改革の総括

欧州においては、日本の化粧品業界が製造販売する医薬部外品の殆どは化粧品の範疇として規制されており、日欧間で化粧品が標榜できる効能の範囲に差異が存在する。また、ポジティブリスト成分においても依然として大きな規制上の差異が存在する。製造販売の規制については、欧州では事前審査ではなく市販後安全監視に重点をおいた方式が採用されている。化粧品の国際的な流通を一層推し進めるために、日本政府は欧州の現状を考慮し、欧州との規制の調和に積極的に取り組んでいただきたい。

2005年に施行された改正薬事法は、業界にとって近年では最も大きなイベントであった。国際的整合性の観点から製造販売業を新設し、製造販売後安全管理（GVP）及び品質管理（GQP）を業許可要件とし、市販後の対策にも重点を置くシステムを採用した。しかし一方、薬用化粧品をはじめとする化粧品業界の取り扱う医薬部外品においては、施行前と全く同じ事前審査（製造販売承認）が依然として維持されたままである。

現行の医薬部外品の制度については、以下の点で改善が必要と考える。1）既承認成分に関する情報の開示が不十分で透明性に欠けること、2）承認あるいは一部変更承認に長期間を要し過ぎること、3）汎用化粧品成分を新規に医薬部外品の添加剤として使用する際には当局による審査を必要とし、制約が存在する。

化粧品の効能については、2001年に55項目の効能範囲が通知されたが、広告表現等製品訴求において大きな制約があり、またその後新たに追加された効能はない。この現状は、消費者の適正な商品選択を困難にするとともに、企業の製品開発の意欲を削いでいる。運用面での見直しや55項目の改訂が必要である。虚偽誇大な広告宣伝については、現行の「不当景品類及び不当表示防止法」で十分有効な規制が可能であると考えられる。

日欧のポジティブリスト成分には依然として差異が存在する。化粧品のポジティブリストへの新たな成分の収載要領については、2001年の通知により示されているが、当局による安全性評価に多大なる時間を要しているのが実状である。欧州で汎用されている成分や新規に使用が承認された成分を容易にポジティブリストに収載できるように、日欧政府間の密接な連携が必要である。

### EU-日本経済統合の見通し

日本は年間約1.4兆円規模の世界第2位の化粧品市場である。国産製品に比べて輸入製品のシェアは引き続き伸張しており、欧州企業はその大きな部分を占めている。しかし、欧州企業はビジネスを更に拡大していくにあたり、日欧における成分規制及び許可された効能表現の差異並びに医薬部外品制度に見られる日本固有の製品認証手続きのために困難に直面している。

#### 優先課題

- 薬用化粧品に係る規制（既承認成分の開示、標準的事務処理期間）
- 効能表現及び広告に係る規制
- 化粧品のポジティブリスト成分
- 動物実験代替法について共同のスタンダード確立

## 主要な問題および提案

### ■ 医薬部外品の規制・制度

*年次現状報告*：薬用化粧品の承認取得に要する標準的事務処理期間は過去20年間全く短縮されていない。既承認成分に関する情報の開示は不十分で透明性に欠けており、申請の準備段階から承認取得に至る時間が長くなっている一因である。企業の知的財産権に配慮しつつも、情報の開示を進めてゆく必要がある。特に、既存の承認内容と同一性を有するもの（区分2）については、既承認成分の開示を進めてゆくことにより事務処理期間の短縮が図れるものとする。

提案：

- 既承認成分に関する情報の開示を進める。
- 承認制度（一部変更承認を含む）の簡素化により、標準的事務処理期間の大幅な短縮を進める。

### ■ 化粧品の規制・制度

*年次現状報告*：化粧品の効能表現及び広告宣伝については、科学的実証データを基に製品訴求できる欧州と比較して、画一的表現により製品の差別化が困難である。また、2001年に55項目の効能範囲が通知されて以来追加されたものはなく、日欧の間に差異が存在する。一方、ポジティブリスト収載成分には依然として隔たりがあり、本国と同一処方の製品を上市できない場合がある。化粧品の輸入については、2005年の改正薬事法以前に比べて企業は多大な時間と労力を費やしている。現行の手続きは、実務面から政府が目指す効率的な電子政府と逆行する内容である。輸入化粧品においては、GVP及びGQPを遵守した責任体制が確立できていない業者による不正な輸入品や不正表示品が市場に依然として見受けられる。消費者にとっての品質・有効性及び安全性の確保の観点から、行政による改善指導を強化していただきたい。

提案：

- 現行の55項目の効能範囲拡大を進めると共に、科学的実証データに基づき、製品の差別化が行えるような化粧品の効能表現及び広告宣伝を可能にする。
- 日欧のポジティブリストのさらなる調和を図るとともに、欧州で汎用されている成分や新規に使用が承認された成分をポジティブリストに容易に追加収載できるメカニズムを構築する。
- 輸入関連届出については、制度の効率化を図り、オンライン申請を行えるようにする。

### ■ 動物実験代替法

*年次現状報告*：現在化粧品業界では、EU化粧品指令に呼応して動物実験代替法の開発が精力的に進められている。2006年7月に発出された「医薬部外品の製造販売承認申請及び化粧品基準改正要請に添付する資料に関するQ&Aについて」は、厚生労働省の代替法に対する姿勢を示したものとして評価する。今後は、医薬部外品の承認申請や化粧品基準改正要請にあたり、代替法を用いた試験成績を適切かつ迅速に評価できる体制が必要である。

提案：

- 欧州連合における動物試験禁止の決定を考慮し、医薬部外品の承認申請及び化粧品基準改正要請において、国際的に認知された代替法を用いる申請及び要請の審査に遅滞がないようにしていただきたい。

# 切花

## 規制改革の総括

日本への切花輸入に関心をもつ外国企業にとり、ビジネスの改善はきわめて遅々としたものとなっている。日本政府は、切花のいくつかの貿易障壁に徐々に取り組んできた。空港手続は検査スケジュールの拡充を通してやや改善し、検査料が引き下げられ、植物検疫官が増員され、いくつかの有害動植物が非検疫有害動植物リストに追加された。

とはいえ、温度制御された適切な倉庫や燻蒸キャパシティの不足はたびたび問題となっている。また、2005年に非検疫有害動植物リストが拡大されたものの、日本に広く生息している多くの無害動植物に高コストの燻蒸要件が依然適用されている。制限的な植物検疫規制が、現在までのところ切花貿易にとっての最大の貿易障壁となっている。理論的には、「許容度ゼロ」基準は、GATTウルグアイ・ラウンド協定の「衛生および植物衛生」の章を根拠として、有害と目される動植物にのみ適用される。1996年には、日本の植物防疫法にリスクアセスメントに関する章が追加された。しかし日本政府が有害動植物と無害動植物の実用的な区別を行っていないため、この改正は切花輸入に何ら有益な影響を及ぼしてこなかった。2005年4月、日本政府は、EBCとEUからの要望に応じて、非検疫リスト掲載有害動植物の数を増やした。しかし、要請された9種類の有害動植物のうち、リストに追加されたのは、ネギアザミウマ、ナミハダニ、リンゴハダニの3種類のみである。例えば、ダニ、アブラムシなどは日本の至る所で見られる有害動植物であるにもかかわらず、リストに記載されていない。さらに、到着貨物が検査や通関に回されるまでにも、また通関貨物の出荷にも、依然時間がかかりすぎる。

2003年に日本公正取引委員会は、成田空港で燻蒸サービスを提供する2社のみの方の間の価格協定およびその他の共謀行為の排除を求めたが、この発表はその後、価格の引き下げはもとより、いかなる具体的な措置も伴わなかった。EBCは引き続き、検査済みの花卉を通関手続地において再検査する現在の方式を、無作為検査制度に代えるよう要請しているが、まだいかなる措置もとられていない。

切花産業の動向は半ば不可逆的であり、自然な市場要因と人口統計に照らすなら、今後輸入が増えること確実である。日本の栽培農家の高齢化や、平均的苗床の小規模さは、日本での事業コストの高さと相まって、日本の栽培農家が国際規模で競合することをきわめて困難にする。安全な輸入品を保証する必要があるのはもちろんだが、より安価な良質の切花をより幅広く市場に取り揃えることが消費者にもたらす利益も考慮に入れなければならない。日本政府は、良質の切花の輸入を促進する適切なインフラを提供する必要がある。そのためには、植物検疫検査場のキャパシティを拡充し、冷蔵キャパシティを増大させ、通関手続地での商品取扱を改善し、非検疫動植物リストを国際標準に沿ったものにすべきである。燻蒸されておらず、通関手続中、低温に保たれる輸入切花は、日本のすべての消費者にとって一層歓迎すべき切花である。

### EU-日本経済統合の見通し

日本は、欧州や米国と並んで、花卉の主要消費国であるが、国内栽培農家が90%近い異例に高いマーケットシェアを握っている。他のほとんどの先進工業国では、消費される花卉の85%以上が輸入である。日本では、過度に厳しい植物検疫規制、成田空港の貨物取扱キャパシティの不足、燻蒸会社間の競争の欠如のため、切花の輸入はコストがかかり、リスクが大きく、かつ困難である。価格を引き下げて日本の消費者に良質の切花の一層幅広い品揃えを提供する公正で効率的な市場を確保するためには、迅速かつ決定的な政府の措置が焦眉の急である。

#### 優先課題

- 共同の植物検疫基準を設ける。
- 競争ルールは、会社による不当な価格設定に関する規定を含むべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 植物検疫法規

年次現状報告：若干の進展。2006年3月に非検疫リストが拡大されてアサミウマが含まれた。検疫検査の公平性と徹底性を確保するため、さらなる措置がとられるべきである。輸入業者は往々、入荷品でどの有害動植物が見つかったかについて体系的かつ徹底的に通知されることなく燻蒸を命じられることがあるため、手続は透明性を欠いている。

提案：

- 日本の当局は、非検疫動植物リストの枠を、切花に見られるすべての無害動植物を含めるように広げて、植物検疫規制をGATTの「衛生および植物衛生」の章に沿うものにすべきである。主要害虫（ダニ、アブラムシおよびアザミウマ）に検疫対象を絞ると共に、日本で当たり前の存在となっている全動植物についての「許容度ゼロ」の慣行の廃止を目標とすべきである。さらに、恣意的な判断や不必要な燻蒸を避けるため、見つかった有害動植物種の正確な名称を明記した検疫報告書をまとめることを検疫官に義務付けるべきである。

### ■ 成田のキャパシティ問題

年次現状報告：進展なし。検査能力は近年いくぶん改善され、休日および時間外に請求される手数料も引き下げられた。5月から10月まで利用可能な冷却機付温度制御貯蔵庫はあるが、キャパシティが限られており、料金は依然高い。この施設は、切花やその他の生鮮品の現在の入荷量には対応できない。

提案：

- EBCは、貯蔵倉庫および発送エリア、特に輸入品の最大量を取り扱っている成田空港の貯蔵倉庫および発送エリアのさらなる改善を提言する。大きなダメージをもたらす熱にさらされるのを避けるため、冷蔵キャパシティは大幅に向上されなければならない。検査は冷却された倉庫スペースで行うべきであり、燻蒸施設は倉庫の隣に設けるべきである。いまだに長い時間のかかる検査手続を真にスピードアップするための検疫官増員と施設規模拡大によって、検査能力を大幅に向上させなければならない。

### ■ 燻蒸の費用

年次現状報告：進展なし。料金は引き下げられておらず、ニュージーランド等、同様の制限が設けられている国々の空港の場合より依然約5倍も高い。

提案：

- 日本の空港での燻蒸の費用を削減するため、燻蒸業務の提供者間競争を促進するよう奨励すべきである。高額な費用が続くようであれば、日本政府による先を見据えた介入をEBCは提言する。

**Mr. Fabrice Audan**  
Chair, Liquor Committee  
(President & CEO, Pernod Ricard Japan K.K.)  
c/o Pernod Ricard Japan K.K.  
5F Sumitomo Fudosan Iidabashi Bldg.  
2-3-21 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0004  
Phone 03- 5802-2670  
Fax 03- 5802-2677

## 酒類

### 規制改革の総括

過去5年間、欧州産酒類の販売にとっての市場条件は、一連の改革と規制緩和を通じ、大幅に改善した。WTO裁定に従い、日本政府は国内産蒸留酒すなわち焼酎と、輸入酒類の間の酒類税率の格差を減らした。日本は2002年までにウイスキー、ブランデー、ウォッカ、ラム酒、リキュール、ジンの関税を撤廃していたが、こうした進展に続いてさらに2003年、小売業免許取得者間の最低距離基準の要件を廃止することによって、小売業の規制緩和が試みられた。規制緩和は、緩和が適用されない多数の指定「緊急調整地域」によって一時的に骨抜きにされたが、幸い、そうした特例措置は2006年9月までに打ち切れ、小売業の規制緩和が一律に適用された。2006年、財務省は、酒税カテゴリーの合理化と税率の調整を伴う、酒税制度の長期的改革を目指したプログラムに着手した。

改革プログラムによって構想された目標は建設的だが、プログラムの特定の規定は、現行の製品分類を含め、WTO裁定や国際基準に適合していない。財務省は、ワインと日本酒の根本的な相違を無視して両者を同じカテゴリーに含める長期目標を明らかにしている。EBCはこれが、アルコール飲料の酒税カテゴリーを定める際には生産・消費面での代替可能性の水準が最優先の決定要素であるべきだとした1998年のWTO裁定に反している点を危惧する。これとは対照的に、EU、米国、オーストラリアはWTO規定を実施しており、したがって、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品はそれぞれ別個の一般カテゴリーとされ、その国を代表する酒類製品についての特殊カテゴリーを設けてカテゴリーが補完されている。正確な製品定義の欠如と課税目的での分類は、国内生産者を間接的に保護し、長期的には欧州企業の競争力を制限することになる。

### EU-日本経済統合の見通し

欧州は酒類とワインの世界随一の輸出国である。日本の酒類市場は世界最大級の市場の一つであり、酒類の年間売上高は推定6兆円にのぼり、ワイン消費も拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売量で見ると、外国産輸入品は日本の酒類市場全体（ビールおよびビール類似品を含む）のわずか3.7%を占めるにすぎず、日本の生産者が市場全体の96.3%近いシェアを握っている。政府は税率の顕著な引き下げを実施してきたが、日本は、製品定義の国際基準の適用面と、市場アクセスにとっての非関税障壁の撤廃面で遅れをとっている。

#### 優先課題

- アルコール飲料の関税を撤廃する。
- 国際基準・仕様に沿った酒類の定義とカテゴリーを採用する。

## 主要な問題および提案

### ■ 製品定義

年次現状報告：進展なし。アルコール飲料の製品定義が大まかであり、製法や地理的表示に基づく国際的に受け入れられた製品仕様に適合していない。「ウイスキー」や「リキュール」の名称で販売される日本の酒類の多くのブランドは、欧州ではそうした名称の製品としては販売できないだろう。焼酎や日本酒といった国産製品は、欧州から輸入される正真正銘のウイスキー、リキュール、コニャックとは同じ酒税率の適用を受けない。これはコスト低下の形で国内生産者に競争上の優位性をもたらす。そうした不正確な定義の使用は、国内生産者に不公正な競争上の優位性をもたらし、日本の消費者を惑わし、本物の欧州産酒類の品質とブランド・インテグリティを損なう。

提案：

- 日本におけるアルコール飲料の定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

### ■ 販売免許

年次現状報告：進展。2006年、最低距離基準や人口基準といった小売業免許要件が廃止された。しかし、卸売業と小売業の免許申請は依然として複雑であり、明確で透明性のある一貫したやり方で処理されていない。

提案：

- EBCは、日本における酒類小売の規制緩和を支持し、小売業と卸売業双方における酒類販売免許の簡素化をさらに進めるよう、日本政府に要請する。

### ■ 酒税

年次現状報告：進展なし。現行の酒税制度は複雑であり、ビール、ワイン、蒸留酒には10種類の税率が適用される。財務省は日本酒の税率をワインに適用する意向を表明しているが、そうになると、税率が現在の1リットル当たり80円から、120円に引き上げられるおそれがある。

提案：

- 課税目的でのアルコール飲料の分類は、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品を区別している欧州や米国と同じカテゴリーを用いるべきである。

### ■ 関税

年次現状報告：進展なし。1996年に下されたWTOの裁定に従って、日本政府はここ5年間で焼酎以外の酒類に対する税率を大幅に引き下げた。しかし、スパークリングワイン、スティールワイン、シェリー酒、酒精強化ワインには依然一定の関税が適用されている。

提案：

- EBCは日本政府に対し、輸入酒類の関税を最終的に撤廃する方向で努力を継続するよう、強く要請する。

## 食品

### 規制改革の総括

日本は、食品市場の発達面で主要貿易相手国に大きく遅れをとっている。日本国民は選択肢が狭く、欧州の食品に対し、世界の他の先進経済国のおそらくどこよりも相当高い金額を支払わなければならない。これは、懲罰的関税のみならず、制限的かつ煩雑な規制が課されていることに起因するものである。豊かな伝統とよく発達した食品市場を有する欧州には、好奇心旺盛で品質にうるさい日本の消費者に提供しうるものがたくさんある。世界の主要な産品や原材料が入手可能になることによって、選択肢拡大は消費者の利益になるだけではない。日本の食品メーカーは、国産・輸入両方の原料に依存して最大限の創造的可能性を実現しているため、選択肢拡大は食品産業にとってもプラスになる。

高品質の食品の日本市場進出を妨げている主な要因は、他の先進工業国からいまだに大幅なずれがある日本の認可食品添加物リストである。日本で認可されている786種類の添加物のうち、FAO/WHOが認めているものは僅か294である。その一方、FAO/WHOによって安全と認められ世界中で広く使用されている600余の添加物は日本では使用が認められていない。この問題を認識して、2002年12月19日、厚生労働省(MHLW)は、見直し対象として46物質のリストを提示した。進展が遅々としたままで、システムが不透明であることが明らかになるにつれ、当初の楽観は急速に色あせた。厚労省は2005年に透明性とスピードを高める措置をとった。透明性は、定期的に更新情報を発表することで改善をみている。しかし、この構想がスタートしてから5年経っても、46物質のうちまだ7物質しか承認されていない。こうした遅い進展速度については、食品安全委員会の資金不足や時代遅れのデータなど、いくつかの理由が挙げられている。当然ながらEBCは失望を禁じえない。

さらに、欧州の食品に適用される基準や制限が国産品や他の貿易相手国からの輸入品に適用される基準と必ずしも一致していない点をEBCは懸念している。例えば、欧州でのBSEや豚コレラの発生が、輸入に対する即時的な厳しい制限の引き金となってきたのに対し、国内でのBSEやインフルエンザA(H5N1)型、別名トリインフルエンザの発生は、製品の不適切な表示や、違法食品添加物の使用、乏しい品質管理にからむいくつかの国内スキャンダルと同様、それ相応の厳しい措置にはつなげていない。また、米国産牛肉の輸入禁止が2003年に解除されたのに対し、欧州産牛肉の輸入禁止解除についての話し合いは2006年まで開始されなかった。EU-日本経済統合協定は、食品におけるすべての関税、割当、最低価格、国による管理貿易を廃止して、食品安全と食品成分に関する基準、および輸入食品の検査手続を含む規制の相互受け入れを可能にすべきである。そうした協定は、良質の食品の自由貿易の促進ならびに消費者の安全保証の見本の役目を果たすだろう。

#### EU-日本経済統合の見通し

日本の食糧供給の60%以上は輸入に依存している。2006年には、日本の食糧輸入額は約350億ユーロだった。少子高齢化によってさらに悪化する限られた国内食糧生産能力を考慮するなら、食品面の貿易制限の削減は大きく出遅れている。関税、割当、最低価格、国営貿易は、自由市場のメカニズムを乱し、消費者にとっての選択肢減少と価格上昇につながる。完全に安全な高品質の食品を日本に輸入することの困難さは、日欧間の食品安全基準の相違によってさらに悪化する。EU-日本経済統合協定を通じて市場を無条件に開放し食品関連規制の相互受け入れを確立することで、消費者保護を損なうことなしに、より手頃な価格の高品質の食品が日欧双方にもたらされることになる。

その結果、日本と欧州は、主要な食品・料理市場としてのグローバルな立場を強化することになるだろう。

#### 優先課題

- 食品のすべての関税、割当、最低価格、国営貿易を廃止する。
- 食品および食品成分に関する安全基準ならびに規制の相互受け入れ。

## 主要な問題および提案

### ■ 関税

年次現状報告：進展なし。多くの食品および食品成分の輸入税率は依然あまりに高すぎる。例えば業務用チョコレートは29.8%、菓子類は25%、乳製品は30%以上となっている。関税は、欧州産の包装食品や食品半製品を日本の消費者にとって不必要に高価なものにする。

提案：

- 日本とEUの政府は、EU-日本経済統合協定の一環としてすべての食品の関税を廃止すべきである。

### ■ 食品添加物

年次現状報告：わずかな進展。2002年12月以降、政府自身の「優先的リスト」にある46種類の添加物のうち、まだほんの7種類しか承認されていない。食品安全委員会によってさらに19種類の添加物の評価が行われてきたが、このうち6種類が厚労省に通知され、小委員会によって検討が終了した（ポリソルベート20、60、65、80、ケイ酸カルシウム、L-アスコルビン酸カルシウム）。さらに6種類が目下検討中であり、更に、4種類の評価が要請されている。残る10種類はまったく進展がみられていない。また、現行の基準は、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、二酸化硫黄といったすでに認められ広く使用されている保存料の使用を、あらかじめ規定された特定の食品カテゴリーに制限している。これは、こうしたカテゴリーに適合しない傾向のある輸入食品にとりわけ不利に働く。

提案：

- 日本政府は、2002年に政府が採択した優先的リストにある残りすべての添加物の承認期限を2008年12月31日とすべきである（すなわち合計6年の年限）。使用基準も見直し、輸入食品が不利にならないようにすべきである。

### ■ 市販されている食品の検査

年次現状報告：進展なし。現行制度では、市場に流通している食品の検査は地方自治体が行う。定められた基準を満たしていない製品が見つかった場合、製造者や輸入業者よりも先に小売業者に通知がなされる。こうした通知慣行は往々、小売業者の側の過剰反応を引き起こし、たとえ基準からの逸脱がわずかで、健康面のリスクがない場合でも、小売業者は当該の製品と関連製品を市場から引き上げる。

提案：

- 日本政府は、保健所の食品検査官に対し、小売業者よりも先に製造者または輸入業者に違反を伝えることを義務付けるべきである。即時的リコールの要求は、健康リスクがからんでいる場合にのみ行うべきである。

### ■ 欧州産牛肉

年次現状報告：進展なし。2005年5月、食品安全委員会は、20ヶ月齢以下の牛の肉を輸入向けに安全とみなすべきであると勧告し、これは農林水産省から支持された。欧州牛肉業界は、個々の牛の年齢を調査し保証することが完璧にできるが、日本政府は欧州産牛肉の輸入禁止措置を解除するための条件の検討について最近着手したばかりである。さらに、国際獣疫事務局（OIE）は安全な牛肉とみなしうるものについての国際的に受け入れられた科学的基準を定めているが、日本はOIEの加盟国でありながら、自国の国内安全アセスメントにおいて国際科学界の発見事項を無視している。

提案：

- 日本政府は、牛肉安全性に関する国際的に受け入れられた科学的基準を考慮して欧州産輸入牛肉への制限を見直すとともに、すべての牛肉輸入国の条件と基準の適用面で一貫性と均一性をもつべきである。米国産牛肉輸入再開についての条件は、欧州からの牛肉輸入にも適用されるべきである。



## ■ 有機農産物

年次現状報告：進展なし。日本の有機農産物市場は、消費者の関心増大にもかかわらず、依然世界最小級の規模のままである。2006年の有機JAS法の改定は、欧州の有機農作物生産者にとって市場参入をなお一層困難にした。第三者認証機関は今では、輸入業者にとって不必要な複雑さとコストを生み出すさまざまな一貫性に欠ける不透明な規則や課金制度を適用する権限を与えられている。現行の制度は、無駄な事務手続も伴っており、例えば欧州で有機認証された農作物は、製品を輸入する都度、日本の各国大使館から発行される補足的な有機証明書を必要とする。さらに、欧日間で有機基準の小さな相違があるため、多くの重要な欧州産有機農産物は日本では有機と呼ぶことができない。現行の制度は、日本の消費者が望む有機農産物の選択肢の制限や価格の上昇につながっている。欧州は、有機農産物市場のリーダーであり、日本における有機農産物の需要を満たす助けをする格好の立場にある。こうした需要は、国内で調達される農産物だけでは満たすことができない。

提案：

- 日本政府は、EUとの有機農産物基準の相互受け入れを至急模索すべきである。その一方、欧州産有機農産物を日本で販売するための手続を簡素化すべきである。

## ■ 最大残留基準値

年次現状報告：わずかな進展。2006年に導入されたポジティブリスト制度は、食品の残留農薬について厳しい基準を定めている。中国から輸入された食品が、きわめて高い残留濃度を示し、市場から回収されるケースが数回あった。EBCは、明確な健康リスクが存在する場合にはそうした措置を支持するが、潜在的に1,000種類ほどもある農薬のうちのある1つの農薬が規定の限度をわずかに超えていることが判明した場合の過剰反応を懸念する。ほとんどの輸入業者と製造者は新しい規制の遵守に必死に努めているが、生産チェーン全体を管理しなければならないため、完全な遵守の確保にはなお多くの時間と資源を必要とするだろう。

提案：

- EBCは、2006年5月26日から施行されている残留農薬等のポジティブリスト制度の明白な違反の処罰を支持する一方で、あいまいな点がまだ目立つため、適当な暫定期間のあいだ、些細な違反に過剰反応することを避ける措置をとるよう政府に要望する。

## ■ リステリア菌

年次現状報告：新たな問題。リステリア菌に関するEUと日本の規制の相違は、シャルキュトリーなど多くの製品の、EUから日本への輸出を阻んでいる。EUの規制は、消費期間全体を通じグラム当たり100 cfu（コロニー形成単位）までのリステリア菌の存在を許容している。そうした最低限のレベルなら、人が消費してもまったく安全だからである。しかし日本は、今のところ安全性の評価確認を行うことなく、リステリア菌を含んだすべての食品を禁止している。

提案：

- 日本の規制は、リステリア菌に関する欧州の規制と整合化すべきである。シャルキュトリーなど、100 cfu/gまでの微量のリステリア菌を含む可能性のある製品も、日本市場で認められるべきである。

# 産業

自動車部品  
航空  
宇宙  
防衛  
建設  
産業用材料  
環境技術  
自動車

**Mr. Richard Kracklauer**  
Chair, Automotive Components Committee  
(President, ZF Japan Co., Ltd.)  
c/o ZF Japan Co., Ltd.  
Palazzo Astec 7, 8F, 2-8-1 Higashi-Shimbashi  
Minato-ku, Tokyo 105-0021  
Phone 03-4590-7700  
Fax 03-4590-7770

## 自動車部品

### 規制改革の総括

日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、当地のインフラへ投資し、技術競争力を向上させることによって、より多くの欧州自動車部品企業が、日本における事業を獲得するため資源を傾注するようになってきている。欧州企業は、日本の自動車産業部門が最近変容してきた結果現れることとなった機会を活用しようと注視している。グローバリゼーションと熾烈な国内外の競争圧力により、日本の自動車メーカーは、グローバルな調達戦略と費用効率に優れた製品を開発することを重視して、調達戦略の再評価を行わざるをえなくなった。

残念ながら、欧州の自動車部品/システムメーカーは依然として、欧州の技術的専門知識を日本の自動車業界に売り込むのに苦勞している。これは主として、日本企業が製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで行うことに未だ消極的であることに原因がある。専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを最優先にしているのだ。企業特有の要求事項に固執するために、顧客に「日本式の解決策」を提供しなければならないことも、依然として珍しくない。これはシングルプラットフォーム開発と大量生産に向かう世界的な流れに逆行している。

グローバリゼーションと競争熾烈化のプロセスは、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着することにつながってきた。こうした欧州のシステムは、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティを提供する。しかしながら、欧州の部品メーカーにとって、こうした利点は、日本の自動車業界へ供給を行う重要な新しい機会にはまだつながっていない。欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた部品メーカーが、それを足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。こうした背景に照らし、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。

### EU-日本経済統合の見通し

日本は世界第2位の市場であるにもかかわらず、欧州の自動車メーカーは市場のほんのわずかのシェアしか握っていない。日本の自動車製造業が海外で着実に成長しつつあるため、これは欧州の自動車部品メーカーに成長の機会をもたらすはずである。グローバリゼーションと競争熾烈化のプロセスは、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着することにつながってきた。こうした欧州のシステムは、競争価格、信頼性、フレキシビリティを提供する。しかしながら、欧州の部品メーカーにとって、こうした利点は、日本の自動車業界へ供給を行う重要な新しい機会にはまだつながっていない。

## 主要な問題および提案

### ■ 自動車産業のグローバル化

*年次現状報告：限られた進展。* EBCは、国際化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。欧州企業は欧州の特定の自動車メーカーに拘束されることなく、他の自動車メーカーにとっても価値ある製品をもっている。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。さらに、多くの企業が調達戦略の再評価を行っている。とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なおも多くの難問に直面している。一般に、日本のメーカーは製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで進めること、これまでつきあいのなかった取引先から調達することに未だ消極的である。日本車特有の要求事項というものも一般化しており、同一の会社内であっても、国内向けの生産と海外向けの生産で仕様が違うことも希ではない。そのため、欧州にある日本メーカーの現地工場に現に供給を行っている欧州の部品メーカーですら、それを足掛かりに日本の親会社の供給業者になれることはめったにない。

提案：

- EBCは、部品やシステムを調達するにあたって、自動車生産の技術、取引およびロジスティックな面を重視するよう、日本の自動車業界に対し強く望んでいる。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性にさらにプラスに働かだろう。

### ■ 情報交換の促進

*年次現状報告：限られた進展。* 1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの直接の会議が設けられた。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。次の会議はトルコで 2008 年秋に開かれる予定であり、EBCは日本の業界上層部の参加を奨励する。EBCはまた、2008年5月21-23日に横浜で開催される予定の自動車技術会 (JSAE) のエキシビションと年次会議/論文発表で、大きな進展の可能性のあるものと理解している。

提案：

- EBCは、日本自動車業界の主要代表者が集う欧州での会議が継続されることを強く支持している。こうした会議は、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めることにつながっており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることが望まれる。

### ■ グリーン調達

*年次現状報告：新たな問題。* 相当数の日本メーカーの購買部門は、「グリーン調達」要求事項を導入している。部品供給業者は、RoHS（特定有害物質使用制限指令）タイプの「ネガティブリスト」への準拠を受け入れるのではなく、製造プロセスで使用される物質のリストを特に日本向けに作成することを要求される。

提案：

- EBCは日本の自動車業界に対し、調達要求事項を定める際には、公正妥当と認められている国際慣行に従うよう要望する。

## Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space & Defence Committee

(President, Eurocopter Japan Co., Ltd.)

c/o Eurocopter Japan Co., Ltd.

Pola Aoyama Bldg. 8F., 2-5-17 Minami-Aoyama

Minato-ku, Tokyo 107-0062

Phone 03-5775-6262

Fax 03-5775-6265

# 航空

## 規制改革の総括

政府の規制改革は航空分野までは及ばず、近年、特筆すべき改善はみられなかった。日本の当局は、対日投資を促進するよりむしろ、日本と諸外国の間における協力の潜在性を阻害するおそれのある一層厳しい規則群を準備しているように思われる。すでに、日本の航空関係企業への外国の資本参加の法的制限は、欧州から日本への投資や参入の大きな妨げとなっている（航空法第4条参照）。民間航空機プログラムに関し日本企業から長年にわたって供給されてきた機器の輸出承認を経済産業省が差し止めまたは再評価した最近の事例は、すべての日本企業の利益に反していると思われ、日本の供給業者の信頼性に対する信用を損なう恐れがある。それは、業界協力の促進を目指す経済産業省の取り組みとも矛盾しよう。第二次世界大戦後、日本の航空機産業は、日本政府から強力な財政的支援を受けて国内輸送能力を再生させるよう努めてきた。日本は、経済産業省の指導のもとで国家プロジェクトを立ち上げ、日本の航空機産業の自立を促そうとしたが、未だ期待された成功水準に達していない。日本の企業は依然として防衛予算に基づく契約に大幅に依存しており、その比率はそれら企業の航空部門売上の50%超を占めており、また、ボーイング社とのパートナーシップに基づく契約にも大いに依存している。

日本の民間航空機・ヘリコプター市場は世界最大の市場の一つであるが、歴史的にみてこの市場は米国が支配してきた。EBCは、日本企業が競争のメリット、単一の供給源へ頼ることの危険性、供給元を多様化することのメリットを認識するよう望む。欧州企業は、最先端の技術、高品質の最終製品、ならびに販売後の顧客サポートを提供する。

### EU-日本経済統合の見通し

BK117ヘリコプターにおける川崎重工業(株)とユーロコプター社との協力や、トレント1000における川崎重工業(株)／三菱重工業(株)とロールスロイス社との協力は、日欧航空産業間協力の心強い成功例である。しかしながら、北米企業との長きにわたる協業関係や、欧州航空宇宙分野にまつわる情報が限られているため、日本の産業は時として、欧州企業との協力が消極的である。成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに、必ずや役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことは、日本企業の国際ビジネスチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展につながるものと考えられる。EBCは、日欧間の業界における大規模共同開発プログラム、特に輸送航空機の分野での共同開発プログラムには、かなりの事業機会があると感じており、日本政府と日本の産業界に、このような事業を真剣に検討するよう強く求めたい。

経済統合協定(EIA)は、航空分野が直面している諸問題を効率的に解決し、建設的な商業・産業協力を促進しうるだろう。航空基準の相互承認は、貿易パートナー同士が互いの規則と管理手続を受け入れることを含意している。欧日間の規則や規制の違いは大きくないため、包括的な相互承認が実現可能である。

#### 優先課題

- とりわけ耐空性認証と輸出規制に関する、航空基準の相互承認を確立する。

## 主要な問題および提案

### ■ 競争の促進

*年次現状報告：限られた進展。* 民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても安価な価格で提供しているが、日本の民間航空機および関連機器の市場における欧州企業の占有率は、世界平均を大幅に下回っている。日本の航空セクターは、航空管制の近代化に例示されるとおり、機器調達における透明性の全般的欠如に悩まされている。一方、欧州企業は最先端の基準を確立する存在として世界的に認められているが、日本における新規機器調達に関しては最大の困難を抱えている。EBCは、日本が安全基準の最新の進展から取り残されるおそれのあるこうした状況を誠に遺憾に思う。

提案：

- 調達の意思決定は、政治的な影響を受けることなく、競争に基づいてなされるべきである。EBCは、日本の企業が供給源を分散させて、顧客、株主および公衆一般の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。外国企業は航空輸送安全向上の必要性に応える助けとなりうるため、日本の当局は、外国企業の機器の使用を緩和すべきである。

### ■ 業界間の協力促進

*年次現状報告：限られた進展。* 民間航空機の開発分野における協力は、依然として北米に大きく偏っている。経済産業省のボーイング787プログラムへの支援は、欧州との将来の提携の可能性を制限するものであってはならない。EBCは、日欧の企業の相互の利益となる協力を行える機会が存在するものとなおも確信している。トレント1000エンジンや先頃の超音速技術についての協定に対する経済産業省の支援は、航空分野における協力拡大の道筋を示すものである。これは象徴的な意義をもつものであると言えるが、欧州企業とのそうした活動への日本の財務支援の規模は、依然、米国企業との活動への支援を大きく下回っている。

提案：

- EBCは、特に、欧州の民間航空機、エンジン、部品、航法システムの開発分野での、日本と欧州の間の協力関係が強化されることを期待している。民間航空輸送における将来のニーズに沿うよう設計された革新的なソリューションを開発するにあたっては、新たな課題が横たわっている。EBCは、これらの課題を、日欧間の協力範囲を大幅に広げる大きなチャンスであると考えている。EBCは、北米企業との提携に前向きに資金拠出するのなら、それと同様に欧州の企業との提携も前向きに支持し、資金拠出するよう、経済産業省 (METI) やその他の政府関連の諸機関に対して求めたい。

## Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space & Defence Committee

(President, Eurocopter Japan Co., Ltd.)

c/o Eurocopter Japan Co., Ltd.

Pola Aoyama Bldg. 8F., 2-5-17 Minami-Aoyama

Minato-ku, Tokyo 107-0062

Phone 03-5775-6262

Fax 03-5775-6265

# 宇宙

## 規制改革の総括

日本は宇宙への独自アクセス手段を有する宇宙分野主導国の1つである。最先端のプログラムは、打上げ機、衛星、地上設備を含んでいる。そうした進歩にもかかわらず、国内事業規模が小さく、また米国の政治的圧力もあって、日本の宇宙産業は限られた分野でしか商業的に成功を取めていない。三菱電機株式会社が日本の商業衛星通信事業者への通信衛星売り込みに成功したのはごく最近のことにすぎない。政府予算の減少は、最近になって、地震・災害予防分野ならびに安全保障分野への予算投入でようやくバランスがとられるようになった。

アリアン・ロケットは日本で成功を取めてきた。日本の宇宙産業は宇宙機関と生産的な関係を維持しており、アリアン5とH-IIAの協力が目下進行中である。商業面では、アリアンスペースと三菱重工業株式会社が、本来の契約打上げ機に技術的問題が生じた場合に顧客がアリアンからH-IIAへ、またはH-IIAからアリアンへと衛星をより容易にシフトできるようにするため協力している。日欧の宇宙機関は、政府ミッションを対象とした相互バックアップについて同様の政府間の枠組みを検討している。

地上設備は、安全保障・防衛用途への最近の日本の宇宙活動推進によって拍車がかかっている。新たな分野である。日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学（津波警報等）用途向けの、画像処理・判読のための宇宙撮像および関連地上設備にからむものとなっている。さらに、いくつかの安全保障（本土防衛）タイプのアプリケーションは、当然ながら国防能力を高める。この分野では、透明性のない調達方法が用いられており、外国の供給業者には不利となっている。

日本は宇宙を、科学技術の国家的「フロンティア分野」の1つに指定している。内閣総理大臣は、日本トップの公的な宇宙戦略グループ[宇宙開発戦略本部（仮称）]の長を務めることになる。新しい宇宙基本法が完成間近であり、宇宙の限定的国家安全保障利用と、産業的・組織的効率向上のための基礎を敷くことになる。2007年、日本の防衛庁は省に昇格し、国家安全保障および有人飛行がこのほど、電気通信とならんで優先分野に指定された。

## EU-日本経済統合の見通し

日本の商業衛星市場は比較的開かれている。欧州の衛星メーカーが日本において衛星一式の初受注を果たすのももう間もなくだろう。欧州の衛星メーカーの高い信頼性は、不透明で信頼性に欠ける米国の輸出規制政策とは対照的な、欧州の日本に対する透明性方針と並び、重要な要因となる。衛星開発における日本の協力関係は米国に偏っており、米国の政治的影響力は、日本における日欧宇宙産業協力の発展に悪影響を及ぼしてきた。宇宙航空研究開発機構（JAXA）は目下、宇宙電子部品分野においては欧州寄りとなっている。これは、収益性の問題や米国製部品のリードタイム問題による、国内調達先の欠如に起因する。JAXAは現在、欧州の宇宙用部品委員会のメンバーとなっている。

### 優先課題

- 輸出規制手続の相互承認を確立する。

## 主要な問題および提案

### ■ 一般環境

年次現状報告：限られた進展。日欧の宇宙機関の間には関係が存在し、双方とも協力拡大への関心を表明してきたが、協力はこれまで限られてきた。欧州の最良の協力案件に対して形ばかりの反応を示す日本のいつものやり方は、欧州の協力の意思を踏みにじってきた。他の諸国からはもっと大きな手応えがあるため、欧州が協力努力のより多くを、努力の報われる公算がより大きいところに集中させる理由を日本の当局者が理解できないのは意外である。EBCは、一度も問題視されたためしのない日本製部品の調達面で欧州企業が今年遭遇した輸出承認の遅れを懸念している。

提案：

- EBCは、日欧宇宙機関の間のより緊密な協力を要望する。そのためには、欧州側の不満度を認識していない日本政府による意識的努力が必要となる。宇宙機関は、協力機会をよりよく活用するため、より早い段階に新しい応用分野の計画を比較すべきである。
- EBCは日本の新しい宇宙基本法に大きな期待を寄せている。これは日欧協力を拡大して、双方が限られた宇宙予算をより有効に活用することを可能にしうる。EBCは、欧州の顧客企業に影響を及ぼす輸出承認の遅れの解消を期待する。

### ■ 衛星

年次現状報告：限られた進展。この分野では若干の限られた進展がみられる。2007年には、JAXAとイタリア宇宙機関が、防災・災害対策分野での今後の協力機会を探るための公式交流を目的とした初の共催イベントを東京で開催した。

提案：

- EBCは、衛星技術開発・利用面の宇宙機関間の一層緊密な協力を期待する。協力プロジェクトの積極的な推進と実際の実施も強く要請する。日本の新しい宇宙基本法が発布され次第、日本政府は、国家安全保障に関係した分野における衛星調達または衛星機器調達を通じて欧州との国際協力を奨励すべきである。

### ■ 打上げ機

年次現状報告：限られた進展。日欧の宇宙機関は、日欧政府の打上げミッションの相互バックアップの可能性について検討している。これは、打上げ機に技術的トラブルが生じた場合に政府ミッションに遅れが出る問題を解決するとともに、一方的なバックアップによって打上げミッションが減少することのないようにするものである。このアイデアは新しいものではない。日欧双方の宇宙産業は商業・産業協力へ向けて進みつつあるが、政府の一層のリーダーシップが必要とされる。

提案：

- EBCは、政府および機関レベルの話し合いが、日欧それぞれの大型ロケット間の活発な協力につながるよう願っている。技術上の理由から、こうした協力が仮にも機能するためには、包括的で組織立った協力でなければならない。新しい打上げ機プロジェクトが既存の協力案件を統合する助けとなるよう期待している。

### ■ 地上設備

年次現状報告：進展なし。この分野における日本の国際調達活動は、一般に、システム全体を除外し、小規模のサブシステムと部品に依然限定されている。この分野では、透明性のない調達方法が用いられており、外国の供給業者には不利となっている。

提案：

- EBCは、地上設備分野の日本の国際調達活動が近々システム全体を含むようになるよう期待している。また、標準地上処理製品の調達に関して完全な透明性がもたらされるよう期待している。



## Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space & Defence Committee

(President, Eurocopter Japan Co., Ltd.)

c/o Eurocopter Japan Co., Ltd.

Pola Aoyama Bldg. 8F., 2-5-17 Minami-Aoyama

Minato-ku, Tokyo 107-0062

Phone 03-5775-6262

Fax 03-5775-6265

# 防衛

## 規制改革の総括

政府の改革は防衛分野までは及ばず、ここ数年間、何の改善もみられなかった。それどころか、例の137品目関連会社への投資に適用される新しい規制が、欧州の投資および技術移転活動を締めつけかねない。

日本の現行の防衛力整備5ヶ年計画には約4兆円の武器調達予算が含まれているが、そのうちおよそ85%が国内で開発、製造される兵器システムに費やされるものと予想される。米国メーカーからのライセンス供与によって製造される製品または米国から直輸入される製品が、日本の防衛用ハードウェア市場の残り15%の大半を占めている。欧州が日本に販売している防衛関係製品は、ほんの一握りの例外を除くと、日本製兵器システム用の副次的な装備品と部品が主体であり、この状況は今後改善の余地がある。

日本経済の他の多くの部門同様、欧州企業は防衛産業の部門でも日本市場への参入を制限する多数の非関税障壁に直面している。日本の防衛装備品の調達手続は透明性を欠いており、外国企業が、新規計画の時期、関係当事者および要求事項を知るには困難が伴う。これは、公正な競争が欠けていること及び日本の防衛当局が欧州の防衛装備品に関する情報を入手することに消極的であることにより、倍加されている。防衛当局は欧州の防衛装備品については相対的に情報不足であり、これが防衛および調達政策についての視野を狭めている。そのため、欧州の防衛関連企業は、日本企業との製品開発協力を拡大するために悪戦苦闘しなければならない。貿易不均衡をめぐる米国の政治的圧力、対外有償軍事援助を通じての米国製品を購入させる金銭面での誘因、そして、相互運用性に欠けるのではないかという日本の根拠のない不安が、日本の防衛産業市場に欧州企業が参入することをさらに制限している。

### EU-日本経済統合の見通し

今のところ、日本では、米国を除くいかなる国々とも、軍事装備品の仕様を含め、防衛関連情報の交換を伴う共同開発を行うことが禁じられている。現在、武器輸出三原則の修正が検討されているが、まだ結論は出されていない。しかし、世界の不安定な状況は、防衛関係の問題における他の諸国との交流拡大の方向へと日本を推し進めている。

PKO活動、同盟軍の対テロ戦争、敵地での人道作戦のための国際活動は、日本も無関心ではいられない新たな環境を生み出す。国連やその他の国家集団による集団的対応は、相互運用性と、戦闘で実証された機器を必要とする。この点で欧州は、機器だけでなく、専門知識や設計協力能力に関しても、日本に提供しうるものが多くある。

「孤立」アプローチから脱却する重要なステップとして、成熟した欧州防衛産業との踏み込んだ協力関係を築くよう防衛省が日本の産業界に求めるようEBCは提言したい。情報交換を奨励するとともに、欧州の政府及び機関との安全保障協定に取り組むべきである。これは、ほんのいくつかの例を挙げるだけでも、作戦用航空機、地上特殊車両、無人機(UAV)技術、C4ISRシステム、海上システムといった多数の分野で想定可能なアプローチである。

#### 優先課題

- 日本政府は、運用及び産業両分野での実際の協力に必要な防衛関連情報の交換についての一般的枠組協定を規定するため、欧州の政府機関と話し合いを行うべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 競争の促進

日本の現在の経済情勢は、周辺地域における緊張の高まりや、日本の防衛力の国際的役割の増大、そしてミサイル防衛計画といった新しい大きな新構想と相俟って、防衛調達品の予算（その伸びはささやかであるとはいえ）に大きな圧力を及ぼしている。近い将来実施されるべき、主要なプロジェクトの多くは、調達政策を大幅に見直し、費用対効果をより一層重視しない限り、現在の予算内では達成できないであろう。

これまでに防衛省においてロールスロイス社が、また、海上自衛隊においてアグスタ・ウェストランド社が受注を獲得したとはいえ、欧州製品が唯一要求事項を満たしているとき、あるいは納税者の納めた税金を最も効率的に活用できるときですら、欧州製品を選択する用意が日本にあるという心強い兆しはほとんどない。EBCは、日本における欧州企業の存在感を高めたいと思っている。しかし、調達手続はなおも真に公平な土俵を欠き、欧州製の防衛装備品の評価は、多くの最近の例が示すとおり、いまだに不十分である。欧州企業が、日本企業および米国企業と真に平等な立場で競争できるようにするためには、さらなる改善が必要である。

EBCは、日本の安全保障体制において米国が担っている役割の重要性は認識しているものの、相互運用性に対する日本の姿勢を大袈裟すぎると感じる事が少なくない。海外調達を米国製品に限定しているからといって、米国との相互運用性が保証されるわけではない。むしろ、こうした姿勢は、相互運用性の問題に対する欧州の革新的な解決策を利用する機会を制限しているのである。その反例として、米国の最も緊密な友邦である英国は、ほぼ全面的に欧州で設計されたシステムを装備した、完全に相互運用可能な軍備を配備している。

提案：

- EBCとしては、日本に対してこの機会を改革の好機として活かすよう強く勧める。調達手続の透明性が高まり競争が強まれば、日本は、性能に定評があって即戦力となる最先端の防衛装備品を入手しやすくなり、日本政府は現行の防衛予算内でより価値の高い装備品を取得できるようになるであろう。欧州企業は世界に負けない低価格と、実戦で性能が証明された装備品を提供している。それに加え、日本と欧州の間には政治的な関係を複雑化する安全保障の同盟関係が存在していないため、「政治的なヒモ」付きでなく、完全な技術移転を実現できる。財政が逼迫する中で軍事的な即応態勢を確保するために、これは非常に大きな利点となることであろう。

### ■ 産業協力の推進

PFI（民間資金等活用事業）やLCS（ライフサイクル・サポート）契約といった、世界で利用されている、調達への新しいパートナーシップ・アプローチは防衛省ではまだ検討されていない。今のところ、日本では、米国を除くいかなる国々とも、軍事装備品の仕様を含め、防衛関連情報の交換を伴う共同開発を行うことが禁じられている。現在、武器輸出三原則の修正が検討されている。

提案：

- EBCは、日本政府に対してこの機会を利用して、欧州の防衛産業界とも協議を開始し、日本企業と欧州企業との間の相互に利益をもたらすパートナー関係の構築を支援するよう強く求める。この緩和措置が実現すれば、日本の防衛産業と関係省庁は、実運用経験要件を満たすよう開発された新しい技術や手法を入手できることになる。

## Mr. Philippe Valery

Chair, Construction Committee  
(Architectural Project Director,  
Saint-Gobain Hanglas (Japan) Ltd.)  
c/o Saint-Gobain Hanglas (Japan) Ltd.  
3-7 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083  
Phone 03-5275-0866  
Fax 03-5275-0913

# 建設

## 規制改革の総括

日本の規制では、発注額500万円以上のプロジェクトの請負業者や、ゼネコンの直接下請業者となるには、建設業許可証を保有していなければならない。会社がこの許可証を取得するには、その会社または同じ分野の他の会社で5年以上の関連経験を有する常駐の役員が1名いなければならない。適切な人が見つからなかった外国の小企業は、許可証を保有している業者を「経由して」取引を行わざるを得ない。建築基準法は今では基本的に性能ベースとなっているが、従来の規制のもとで策定された詳細な仕様がいまだに広く通用しており、そのため、高品質の代替（外国製）材料の市場普及が妨げられている。一貫性ある性能基準を欠いていることで、より安全かつエネルギー効率の高い建物の開発面で日本は遅れをとってしまっている。例えば、児童の死亡事故を含む日本で起きた数件の事故の原因となったフロート板ガラスは、日本のほとんどの地域では建物の外面・内部ともに使用が認められているが、欧州では、保護されていない箇所や天井部には、外からの衝撃にさらされた際に大きな破片へと容易に砕けることのない強化ガラスや合わせガラス等、より安全な材料の使用が義務付けられている。

とはいえ、ここ数年間、日本の建設業界は、建設コストを国際水準に近いところまで引き下げた公共支出の大幅削減におおかた起因して変容を遂げてきた。日本の建設業界における競争を実際に増大させる方向への変化はまだ比較的少ない。実際、入札手続の複雑さ、透明性の欠如、性能要件と品質管理に関する明確な入札基準の欠如等を考慮すると、欧州企業は、プロジェクトの入札に参加することが往々、成果に比べて多大な労を要するとまだみている。外国企業の市場参加は比較的少なく、ほんの少数の欧州企業が市場のニッチ分野で活動しているにすぎない。

望まれる競争増大を達成するためには、政府は建設業界を合理化する新たな確固たる措置を実施する必要がある。公共入札における上限価格（予定価格）制度を廃止し、入札参加資格要件を緩和すべきである。公共工事に特有の規則、例えば、2500万円を超えるすべての事業に関し国内の資格・免許をもつ技術者を義務付ける要件や、民間工事では要求されることのない煩わしい検査要件等も撤廃すべきである。広く行われている「天下り」慣行を制限すべきである。最後として、現行のPFI/PPP制度が実現手段面でほとんどあるいはまったく自由度を与えておらず、イノベーションに報いることがなく、また、真のPFI/PPPプロジェクトというよりむしろ（購入者による支払が延期された）「請負業者融資」の変種となっているという事実に対処する措置をとるべきである。

### EU-日本経済統合の見通し

日本のGDPに占める建設業界の相対的シェアは1998年の14.2%から2006年には10.2%に減少しているものの、業界の絶対的規模（2006年には3630億ユーロ）から見れば、世界最大級の業界である。政府は過去8年間に年間公共支出をほぼ半分（54%）まで削減することによって業界の効率を高めるべく多大の努力を払ってきたとはいえ、非能率的な建設部門の構造および経営管理は費用効率の高さのみを基準とする市場環境の創出を依然阻んでいる。日本では、特に新しいビルの建設プロジェクトにおいて、外国企業が建設材料・設備を直接、発注者に販売・搬入することは依然ほぼ不可能である。さらに、欧州企業の競争力の要は革新的な設計、輸入建材、最新の工法を駆使して建設を行う機会にあるのだが、過剰に規定的な規制や、変革への地方公務員の抵抗、必要な認可を取得するための手続の複雑さによって、この機会も事実上排除された形になっている。

#### 優先課題

- 建設材料の規格と認証の相互受け入れ。
- 政府調達の見通し向上および共通規則の厳密な実施。
- 持続可能な社会を推進する面での建設の役割の共同承認。

## 主要な問題および提案

### ■ 建設材料規格の整合化

年次現状報告：限られた進展。日本に輸出される建設材料は、欧州と日本双方の規格に従って試験される。ほとんどの試験はきわめて似通っているにもかかわらず、である。日本向けの建設材料を試験することを認定された欧州の試験機関はほとんどない。これは必然的に日本への輸入のコストを高め、国産品よりも競争力を低下させる。2001年に建設省（現・国土交通省）は、構造木材とグルーラムについて構造強度を証明する方法として、外国の規格・認証が承認されうるとする趣旨の政令を發布した。これらの建設材料に関するCEマーキングの受け入れの申請が目下進行中である。

提案：

- 日本政府とEUは、建設材料に関するJAS/JIS規格とEN規格の相互承認を目指すべきである。建設材料のCEマーキングは、高品質と安全性の保証手段として十分なはずである。

### ■ 安全で環境にやさしい建設の推進

年次現状報告：限られた進展。日本では1998年の建築基準法改正で性能規定化が正式に導入されたが、実際にはいまだに仕様規定型基準が広く使用されている。そうした詳細な仕様規定は、伝統的に国内規格を偏重しがちであるため、外国メーカーには履行が困難であるだけでなく、エネルギー効率に優れた、より安全な建物の促進にもつながっていない。日本は依然、欧州が危険材料に分類している建設材料を使用しており、当局はエネルギー効率にすぐれた建設を積極的に奨励していない。

提案：

- 政府は、残るすべての仕様規定を性能規定に取って代えるべきである。多くの面で日本が他の先進諸国に遅れをとっている環境や安全といった分野では、これは絶対必要不可欠である。とりわけ、エネルギー消費（およびその延長線上にあるCO2排出量）の削減や、ガラスを大量に使用したビルの占有者および通行人双方にとっての地震・台風安全性の向上には、国際的なベスト・プラクティスに基づく性能基準（U値（熱貫流率）など）が必要とされる。

### ■ 公的調達

年次現状報告：限られた進展。EBCは、独占禁止法の施行強化と、近い将来に実施される公共工事プロジェクトに関する情報を提供するための政府側の取り組みを評価する。しかし實際上、公共工事調達状況は依然理想とはほど遠く、欧州企業の参加機会を相変わらず制限し、日本の納税者にとっての公共工事のコストを増大させている。例えば単年度予算編成方針は大規模プロジェクトが工事内容とは無関係な恣意的な入札パッケージに分割されることにつながり、以降の年度のパッケージは往々、ほとんどあるいはまったく実質的競争なしで第一期工事落札者に発注されるため、効率が低下し価格が上昇する。この慣行は、個々の落札額がWTOの下限を下回ることにもつながりうる。これはWTO政府調達協定（GPA）に違反する操作である。日本におけるPFI/PPPの適用方法は依然拙劣であり、請負業者融資を通しての延べ払い同然となっている。日本には公共工事調達の透明性と効率を大幅に向上させるであろう調達政策がすでに存在しているものの、広く適用されていない。例えば総合評価一般競争入札制度の大幅な適用拡大をEBCは望みたい。この制度では、入札者は競争上の優位性をもたらさしめる技術提案を提出することができ、請負業者や発注母体が入札プロセスを不正に操作することをはるかに困難にする。

提案：

- 日本政府は、日本ですでに利用可能な総合評価一般競争入札等の制度の使用拡大を確保すべきである。同様に、EBCは、第三者CMr [Contractor Management review－請負業者管理レビュー] サービスの一層幅広い利用も、調達プロセスの専門的技術と説明責任の向上につながるとみている。

**Mr. Vincent Trelut**  
Chair, Materials Committee  
(Chief Representative, Eramet International)  
c/o Eramet International  
Jimbocho NK Bldg. 9F, 2-7 Kanda Jimbocho  
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0051  
Phone 03-3265-3931  
Fax 03-3265-3932

## 産業用材料

### 規制改革の総括

日本は、産業用材料加工面の深い知識と専門技術を持っており、ハイブリッド車用の充電式バッテリーや、半導体等の各種電子部品製造向けのナノテクノロジーといった多数の機密技術の最先端にあり。こうした先進技術は大方、主要原材料の入手可能性と、高品質材料の安定供給を確保する日本の能力に基づいている。したがって日本が、セキュリティ、競争力、および原材料海外供給者の国内市場アクセスを基本に据えた戦略を採用することによって原材料供給を確保することが何よりも重要である。

日本は、WTOの主導下で関税引き下げに関する正式交渉が行われるより前に、工業原料の関税を一時的に引き下げることに難色を示してきた。政府はこれを口実に、協議においてこの案を取り上げることを事実上拒んできたため、進展はまったく見られていない。世界の主要な産業用材料消費国の1つである日本は、信頼できる供給元から、欧州企業の提供しうる市場ベース価格で高品質製品を自由に入手できるなら、大きな恩恵に浴する。この意味で、EBCは、チリから輸入されるフェロ・モリブデン鉄に対する関税撤廃を歓迎した。さらに、国内ステンレススチール業界からの要望を受けて、日本政府は目下、あらゆるステンレススチール製造における主原料であるクロムの関税撤廃を検討している。現在分かっているところでは、経産省はクロム製品の輸入税の撤廃を支持しており、この要望は目下財務省によって検討されている。

### EU-日本経済統合の見通し

関税は、日本の国内産業の競争力を損ない将来を脅かす。ステンレススチール生産等の業界各社が海外企業、とりわけ韓国企業と中国企業からの手強い挑戦に直面するなか、加工ニッケルへの関税は国内調達コストを大幅に高める。耐火物・研磨工業や電気部品で広く使用されている溶融アルミナ（人工コランダム、関税コード281810010（一定サイズ粒）、281810090（不定サイズ粒））と炭化ケイ素（関税コード284920010（一定サイズ粒）、284920090（その他））も同様の状況に置かれている。とりわけ炭化ケイ素は、日本で急速に拡大しているエレクトロニクスおよび光電池用のワイヤーソーイングで使用される。国内での溶融および基材生産は年間所要量のせいぜい10%しか満たすことができないにもかかわらず、輸入溶融アルミナと炭化ケイ素には共に3.3%の関税が課せられる。消費者は現在、溶融アルミナ所要量の大部分を一般特惠制度（GSP）の下での関税免除国から輸入しているとはいえ、より大規模の施設を有する非GSP国へと世界的に生産がシフトしているため、これは次第に困難になりつつある。しかも、いくつかの分類の製品は国内生産もされていなければ、関税免除国から入手することもできない。その結果、日本の消費者は、高い関税が課される輸入品に依存することになり、日本のメーカーの国際競争力がそれ相応に低下する。炭化ケイ素の場合、日本は所要量の97%を関税免除国である唯一の供給源から輸入しており、日本の産業への長期的な供給安定性を脅かす依存状態が生み出されている。

#### 優先課題

- 精製ニッケル、溶融アルミナ、炭化ケイ素といった産業用原材料へのすべての輸入税を廃止する。

## 主要な問題および提案

### ■ ニッケル

年次現状報告：進展なし。ステンレススチール生産量全体の約60%はニッケルを含み、これは生産コスト全体の約40%に相当する。したがって、日本のメーカーがニッケル所要量を競争価格で調達できること、およびニッケル製品への容易で安定したアクセスを保証されることが肝要である。しかし日本は、ニッケル地金（輸入コード 750210000）、フェロニッケル（輸入コード 7202600100 / 7202600100）、酸化ニッケル焼結物（輸入コード 750120100 / 750120210）といった加工ニッケル製品に関税を課している世界で唯一の先進国である。こうした製品には、3.0%~3.3%、あるいは44円 /kgの関税率が適用されている。したがって、輸入加工ニッケル製品に対する関税の継続と、それが欧州の生産者に及ぼす影響は、もはや正当化できない。

高い関税率が精製ニッケルに及ぼす影響は、とりわけステンレススチール産業の国内ユーザーにとってのコストの大幅増にある。日本のニッケル生産者は国内需要の停滞にもかかわらず、固定費用をカバーするために増産を行っている。そのため、現在、総生産量の30%以上を輸出しており、輸入税を殆どあるいは全く払う必要のない韓国や中国の企業と競合している。日本の産業の国際競争力は、日本のどの施設より2~3倍大きい工場を運用している韓国や中国のライバルからの脅威にさらされている。欧州圏のライバルも、生産を少数の巨大工場に集中させることで、競争力を向上させてきた。ニッケルに対する関税の廃止は、日本のステンレススチール産業の競争力強化へ向けての重要な一歩になるとEBCは確信する。

#### 提案：

- 日本政府は、ニッケル製品を始めとするすべての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。

### ■ 溶融アルミナおよび炭化ケイ素

年次現状報告：進展なし。溶融アルミナと炭化ケイ素は共に3.3%の関税が課せられるが、輸入の大半は一般特惠制度により関税が免除されている国々から輸入されている。幾つかの分類に関しては、日本で生産すらされていない製品に関税が課されている。これは輸入溶融アルミナの価格を押し上げ、事実上日本のエンドユーザーに付けを回していることになる。この状況は、現在の供給不足によりいっそう悪化している。炭化ケイ素に関しては、輸入のほとんどを唯一の供給源に頼っている。唯一の供給源へのそうした依存は、供給不足や市場支配の企てに対して日本の立場を脆弱にさせる。

#### 提案：

- 日本政府は、溶融アルミナや炭化ケイ素を始めとする全ての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。

## 環境技術

### 規制改革の総括

日本政府は環境保護、省エネルギー、リサイクル、地球温暖化等の環境問題をますます重視しつつあるとはいえ、汚染、土壌汚染除去、廃棄物管理、水処理等の分野における多数の環境問題に対処する包括的戦略へ向けての進展はあまりみられていない。

環境保護および環境関連事業に適用される規制体制は、特に土壌汚染の改善に関して、規則の一貫性ある適用・施行面で比較的貧弱である。2002年に導入された新しいダイオキシン排出基準などの法律は細切れ式に制定され、政府が長期的な環境課題にどう取り組むつもりであるかについての多数の疑問は答えられないままとなっている。民間部門では、一部日本企業は、燃料効率向上と汚染削減のための革新的な環境技術開発面の世界的リーダーとなっているものの、日本の民間・公共部門双方の諸団体は、現在直面している環境問題や将来予想される環境問題に照らして取り組み課題を明らかにするのを未だにためらっている。当然これは、この分野で豊かな経験をもつ欧州企業が抱く、日本に投資を行い持てる専門知識の恩恵を日本市場にもたらすことへの関心を低下させている。

土壌汚染の改善を担う産業の将来にとって良い前兆と言える最近の様々な進展については、EBCも心強く思っている。例えば、新しい土壌汚染対策法は、汚染土壌土地の浄化に関する厳しく新しい規制環境を生み出すものである。近い将来、土壌汚染改善技術に対する関心の高まりにつながるものと考えられる。この改革が及ぼす長期的影響は、規制当局がこれらの新しいガイドラインを効果的に実施できるか否かにかかっていると看做しても過言ではない。EBCは土壌汚染の改善業務自体の基準となる行政規制の環境に関し引き続き懸念を持っている。日本政府にはまだこれから、サイト特性基準、サンプリングおよび試験方法、汚染改善の緊急度を決定するためのリスクベースの意思決定モデル、並びに汚染サイトのリスト作成と浄化の包括的タイムフレームに関する明確なガイドラインを策定するという課題が残っている。多くの試験方法は広く認められた国際的慣行と著しく異なっている上に、試験コストも欧州に比べて非常に高い。EBCは、サイトアセスメントおよび試験の事業分野における競争が高まれば状況が改善されるばかりでなく、改善事業のコストを削減するというかたちで社会の役に立てるものと考えている。

民間資金等活用事業（PFI）と官民協力手法（PPP）は、日本が行政サービスの開発・提供を強化し、この分野を専門とする欧州企業を誘致するための方法となりうるとEBCはみている。2002年の水道法改正は、上下水道の管理を、PFI/PPP制度を通じて民間の専門事業者へ委託することを可能にしたとはいえ、この新しい規定の利用はまだ限られている。したがってEBCは、日本政府とEUに対し、PFI/PPPの原則と慣行について統一を図るよう要望する。

### EU-日本経済統合の見通し

日本の環境技術市場は世界市場の16%を占める世界第2位の市場となっている。市場規模ひとつとってみても、革新的な環境技術、機械、サービスを有する外国企業にとっての機会は膨大である。しかし、市場参入を試みる外国企業は、閉鎖された政府調達システムによって阻まれる。環境産業と環境技術は、おおかた、政府の環境規制と大規模投資計画を通して創出・開発される。したがって政府の政策は、効率的で革新的なサービスへの市場開放にとってきわめて重要である。

#### 優先課題

- 公正な公共調達とPFI/PPPに関する共通の原則と規則を確立する。
- 都市公害や排出基準を含む環境規制に対する共通のアプローチを確立する。

## 主要な問題および提案

### ■ 環境汚染除去に対する姿勢

年次現状報告：進展なし。日本では、廃棄物の不法投棄、高濃度の土壌汚染、プラスチックのリサイクルの遅れ、廃棄物処理のインフラの老朽化などの環境問題が、大きな健康・財政リスクを突きつけている。環境汚染の改善活動を費用のかかるものとみなすべきではない。環境問題と戦うための新技術の開発は、また、重要な経済的便益を生み出すのであり、この点は強調されて然るべきである。

提案：

- 日本政府は、環境汚染除去に関する教育を向上させ、環境リスクを防止、低減、管理する新技術の開発を促進しなければならない。

### ■ 行政規制の仕組み

年次現状報告：進展なし。日本では、環境保護と環境関連産業を統括する行政規制の体制が高度に発達しているものの、その体制は必ずしも環境問題に対する革新的なソリューションを導入するのに好ましいものではない。

提案：

- 日本は、環境保護および環境関連事業に適用される規制体制を、特に規則を一貫して適用し施行することに重点を置いて、さらに強化すべきである。

### ■ 政府調達

年次現状報告：進展なし。日本でもPFI（民間資金等活用事業）とPPP（官民協力手法）の活用が広がりを見せつつある。欧州では、従来国家の諸機関が資金提供、管理、運営を行ってきた事業分野で、その資金調達を行うためにこれらの方法が以前より用いられてきた。この分野を専門としている欧州企業は日本市場に参入することを望んでいるが、行政サービスを提供するための代替的方法であるこれらの手法に対する保守的な姿勢が、これらを試みる妨げとなっている。例えば、上下水道部門では、公共開発事業は、機器メーカーと建設会社に支配され続けている。私企業はまだ、効率を高めるのに役立つ包括的な経営管理技術を提供できていない。この結果、初期資本投資は多額となり、高い操業コスト、設備過剰、地方自治体の債務負担が増大するといった状況が生み出されている。

提案：

- 行政サービスを提供する効率的な手段としての、日本におけるPFI（民間資金等活用事業）とPPP（官民協力手法）の適用をさらに推進すべきである。EBCは、この分野における欧州の経験が活かされるよう、日本のPFI戦略策定における日本と欧州の協力関係の拡大を強く望んでいる。



## Mr. Hans Tempel

Chair, Automobile Committee

(President and CEO, Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.)

c/o Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.

Roppongi First Bldg., 1-9-9 Roppongi

Minato-ku, Tokyo 106-8506

Phone 03- 5572-7172

Fax 03- 5572-7126

# 自動車

## 規制改革の総括

日本の自動車産業は活況を呈しており、利益は目下、記録的水準にある。2006年には国内生産台数が5年連続で伸び、輸出台数は21%急増して530万台になった。しかし、日本の自動車産業の繁栄は、海外市場の伸びに不釣合いに依存している。対照的に、国内市場は日本独自の軽自動車部門を除き下降気味となっている。したがって、輸入車の販売台数が横ばいとなり、1996年に達した31万1000台というピークをけって回復できていないのも無理はない。

2006年には、輸入車（欧州ブランドはその85%以上のシェアを占めている）は、軽自動車を含む乗用車全体の5%強を占めた。しかし、24万4000台という輸入車販売台数は、ほぼ前年並みだった。日本政府は、2006年に日本車輸入台数が11%伸びて130万台になった欧州を始めとする海外市場において国内メーカーが享受している機会と同様の機会を輸入業者が享受できるよう、国内市場を刺激する一層強力な措置をとる必要がある。

### EU-日本経済統合の見通し

自動車産業は、世界経済のグローバル化の最先端を走ってきた。自動車の規制体制は、業界のグローバルな事業展開を反映する形に変化しつつある。これは、欧州と日本の自動車メーカーに、技術基準の国際的なハーモナイゼーションという共通の関心事をもたらす。市場では熾烈な競争を繰り広げる一方で、日欧の自動車業界は、安全で環境にやさしい製品を求める消費者の正当な要求に業界が最低の規制コストで応えることができるよう力を合わせている。

1998年、日本はアジアの国としては初めて、「UN/ECE 1958年 車両等の型式認定相互承認協定」に加入した。この協定は、ある締約国でECE規則に則った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の締約国の審査を免除されると定めたものである。

UN/ECE 1958年協定の締約国となって以来、日本はUN-ECE基準への国内技術基準の整合化を着実に進めてきた。しかし、騒音試験など、日本が独自の国内技術要件を設けている分野がまだある。最近では、日本の法律にUN-ECE規則を採り入れるペースが落ちてきたように思われる。日本によって採用された基準の数は、EUのそれをまだ大きく下回っている。より早いペースでの採用は、日本の自動車業界と欧州の対日輸出業者に相互利益をもたらすだろう。

日本は目下、車両全体の認証の相互承認制度を2015年までに導入することを他のUN/ECE締約国に提案することを検討している。EBC自動車委員会はこの構想を歓迎する。これが実施されれば、EUか日本でいったん認証された車両は、どちらの地域でもさらなる試験の必要なしに販売できることになる。これは、日欧自動車市場の統合に大きく貢献するだろう。この長期目標を実現する以前にも、日本での輸入車の販売を促進するために日本政府がとりうる措置は、下記のとおり、その他いくつかある。

## 主要な問題および提案

### ■ 技術基準と認証手続のハーモナイゼーション

*年次現状報告：限られた進展。*日本はこれまでに、約120のUN-ECE規制のうち合計32を採択してきた。2006年度には日本はさらに3つのUN-ECE規制を採択するにとどまった。2007年度の予定はより意欲的とは言いがたく、欧州製リア・エンジン高性能車の輸入業者にとってとりわけ重要な項目である規制51：近接排気騒音は予定に含まれていない。国交省はECE規制の英語の文面をそのまま日本の法律に組み入れることを決定した。これが日本の長期的な採択スケジュールに影響することはないだろうが、ECE規制改正の、日本の法律への組み入れはより容易になるはずである。とはいえ、日欧間には、UN-ECE規制解釈面の不一致が依然存在する。

提案：

- 日本政府は、UN/ECE規則の採択を急ぐと共に、既存の規制と矛盾する、またはその範囲外の、新しい国内要件を導入する場合に、これに先立ち、他のUN/ECE加入国との周知な協議を重ねるべきである。また、EU加盟国および欧州委員会と緊密に協力して、車両全体の認証の相互承認制度を可及的速やかに実現すべきである。

### ■ 税制改革

*年次現状報告：限られた進展。*他の主要国と比べ、日本は自動車の取得と所有に過度に重い税金を課している。車の購入者は、消費税に加え、自動車取得税も支払わなければならない。国内自動車市場を刺激する助けとして、EBC自動車委員会は、この二重課税の撤廃を求める日本の自動車業界の要求を強く支持する。

提案：

- 日本政府は、自動車取得税を廃止すべきである。

### ■ ディーゼルの推進

*年次現状報告：限られた進展。*日本政府は、日本が京都議定書のCO2削減目標を達成する上でディーゼル乗用車が一役買いうることをますます認識するようになってきている。しかし、EUや米国の最も厳しい排出基準を満たしているディーゼル車でさえ、工学的変更を加えない限り日本で販売できない。外国メーカーがこうした工学的変更の開発コストを回収できるよう、EUや米国の最新ディーゼル排出規制に適合している輸入車については日本のポスト新長期規制の要件も満たしているものとして、その一定台数を日本政府が引き受けるべきである。

提案：

- EUや米国の最新ディーゼル排出規制に適合しているディーゼル乗用車については、輸入自動車特別取扱制度のもとでの認証を認めるべきである。

### ■ 軽自動車

*年次現状報告：新たな問題。*軽自動車は、法律によって最大全長3.4m、全幅1.48m、全高2m、エンジン排気量660ccまでに制限された車である。軽自動車は本来、低所得層向けの手頃な車として着想された、今では乗用車市場の30%以上を占めている。軽自動車には自動車関連税、自賠責保険、高速道路通行料が普通車よりも安いというメリットがあり、自動車保管場所証明要件も普通車ほど厳しくない。軽自動車の70%以上がセカンドカーとして利用されている現状では、軽自動車区分の本来の設定事由もあやしくなっている。規制によって人為的に設けられたこれに類似した区分は世界の他のどの市場にも存在しないため、この車種区分に供給を行っているのは日本の自動車メーカーだけである。軽自動車が享受している特権の存続は時代錯誤であり、性能と仕様がほとんど変わらないにもかかわらず、日本で軽自動車と同じ特権を享受していない、他の世界市場で販売されている輸入コンパクトカーやサブコンパクトカーとの競争を歪める。

提案：日本政府は、軽自動車に与えられた税制面・規制面の特権を廃止すべきである。

## ■ 仕様変更の取り扱い

年次現状報告：新たな問題。日本で登録される新車1台1台に関し、その車両が型式認定を受けたモデルとあらゆる面で同一であることを証する完成検査終了証を発行しなければならない。欧州メーカーは絶え間ない車両の改善を行っている。しかし、仕様変更が安全性等の規制へのその車両の適合状況に影響を及ぼさなくとも、国交省の承認を取得しなければ、さらなる完成検査終了証を発行することができない。

提案：

- メーカーが車両の仕様変更を行った場合、変更された装置が関連のECE認可を取得しているか、あるいは、変更が安全性等の規制へのその車両の適合状況に影響を及ぼさないことをメーカーが保証するならば、型式認定申請者が完成検査終了証を引き続き発行できるようにすべきである。変更については事後に輸入業者が国交省に届出を行うことを受け入れるべきである。まず、あり得ないことではあるが、もし国交省がその車両を認証要求事項に適合していないと判断するならば、その車両はリコールの対象となる。

## ■ 新しい安全技術の技術指針

年次現状報告：新たな問題。国交省は、実用化段階にある新しい運転支援システムに関する技術指針を定めている。国交省では、欧州の自動車メーカーが適切な技術的論拠を提供する場合には、輸入車に搭載された技術が異なっても、同じ目的を達成するための安全装置ならば、その技術に対応すべく指針を修正できるとしている。しかし現実には、指針の修正は困難で、時間がかかるのが実態である。したがって先進安全機能を搭載した車両は指針に適合できず、その結果、技術指針は輸入を阻害する働きをし、日本の消費者に不利益をもたらす。

提案：

- 日本政府は、技術指針の改定を容易にする方法について日本自動車輸入組合と協議すべきである。

# 補遺

**Blue Star Sponsors  
Special Sponsors  
Sponsors  
Supporters  
Executive Operating Board  
Board of Governors**



**BLUE STAR SPONSORS**

The ArianeSpace logo features a stylized satellite or planet with a curved arrow indicating rotation, positioned behind the text.

**arianespace**  
**Service & Solutions**

**CHANEL**

BLUE STAR SPONSORS

**Deloitte.**

■ ■ **T** Deutsche  
Telekom



## BLUE STAR SPONSORS



**Dresdner Kleinwort**

## BLUE STAR SPONSORS



**FRESHFIELDS BRUCKHAUS DERINGER**



*Powered by*



**H&R CONSULTANTS**

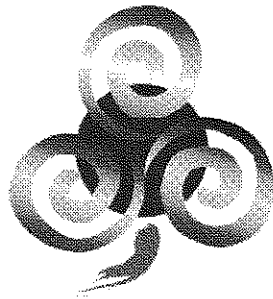
Tokyo 03-5575-2340 Nagoya 052-973-3957

[contactus@JapanHomeSearch.com](mailto:contactus@JapanHomeSearch.com)





BLUE STAR SPONSORS

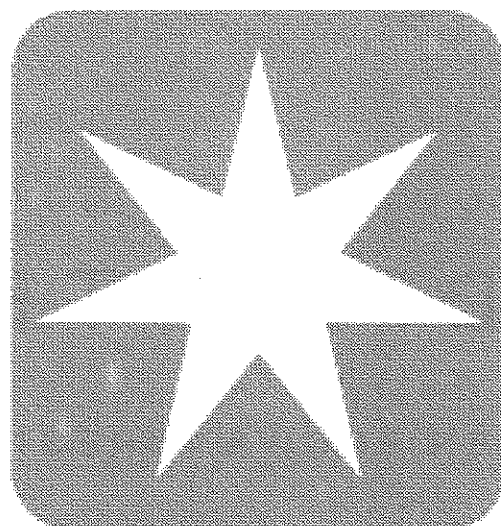


Japan Ireland Economic Association  
日本アイルランド経済協会

## BLUE STAR SPONSORS



# Lufthansa



# MAERSK



BLUE STAR SPONSORS



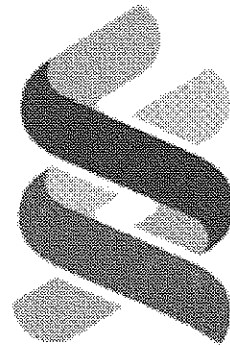
SCANDITASTE.COM

SWEDEN FOOD & FORESTRY K.K.



## BLUE STAR SPONSORS

Standard  
Chartered





## SPECIAL SPONSORS

Givaudan Japan K.K.

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.

IKEA Japan K.K.

Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.

Novo Nordisk Pharma Ltd.

Philips Electronics Japan, Ltd.



## SPONSORS

Baring Asset Management (Japan) Ltd

Bayer Medical Ltd./Animal Health Division

Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Co., Ltd.

Clarins K.K.

Credit Suisse Asset Management Ltd.

Dade Behring Ltd.

Danisco Japan Ltd.

Elektrobit Nippon K.K.

Hartford Life Insurance K.K.

KPMG Tax Corporation

Merial Japan Ltd.

Nestle Japan Ltd.



## SPONSORS

Pictet Asset Management (Japan) Ltd.

Puratos Japan Co., Ltd.

sanofi-aventis K.K.

SOFTBANK MOBILE Corp.

Swiss Business Hub Japan

Syngenta Japan KK

Volkswagen Group Japan K.K.

Wallenius Wilhelmsen Logistics Asia

## SUPPORTERS

a. hartrodt (Japan) Co., Ltd.  
AXA Japan Holding Co., Ltd.  
BAE SYSTEMS (International) Limited  
bioMerieux Japan Ltd.  
Bluebell Japan Ltd.  
Bovis Lend Lease Japan, Inc.  
Burberry Japan K.K.  
C.M.A.  
Chuo University  
Cobra Japan K.K.  
Cosmo Public Relations Corporation  
Credit Agricole Life Insurance Company Japan Ltd.  
Dalpayrat Foreign Law Office  
De'Longhi Japan Corp.  
Det Norske Veritas AS  
Draeger Medical Japan Ltd.  
DSM Japan KK  
Edaptechnomed Co., Ltd.  
Elle International Co. Ltd  
Embassy of Finland  
Enterprise Ireland  
Eureco Ltd.  
Eurocopter Japan Co., Ltd.  
Gadelius K.K.  
German Chamber of Commerce & Industry in Japan  
Golay Buchel Japan KK  
Hartford Life Insurance K.K.  
Hoganas Japan K.K.  
Intervet K.K.  
Knorr-Bremse Commercial Vehicle Systems Japan Ltd.  
Legris K.K.  
Marposs K.K.  
Marsh Japan  
Nihon L'Oreal K.K.  
Nikon Trimble Co., Ltd.  
Nippon Boehringer Ingelheim Co., Ltd.  
Norwegian Chamber of Commerce in Japan  
Osram Ltd.  
Panalpina World Transport (Japan) Ltd.  
RBS Securities Japan Ltd.  
Sata Corporation  
Schindler Elevator K.K.  
Shinsei Bank, Ltd.  
Siemens-Asahi Medical Technologies Ltd  
Societe Generale Securities (North Pacific) Ltd.  
Sonderhoff & Einsele Law and Patent Office  
Swedish Chamber of Commerce  
Treibacher Schleifmittel Japan KK  
Unilever Japan K.K.  
Wallem Shipping Limited  
ZF Japan Co., Ltd.





## EXECUTIVE OPERATING BOARD

### EBC Chairman

**Richard Collasse**

President and Representative Director, Chanel K.K.  
3-5-3 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061  
Tel: 5159-5519; Fax: 5159-5506

### EBC Senior Vice-Chairman

**Hans Tempel (Germany)**

President and CEO, Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.  
Roppongi First Bldg.  
1-9-9 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-8506  
Tel: 03-5572-7172; Fax: 03-5572-7126

### EBC Treasurer

**Erik Ullner (Finland)**

Chief Representative, Konigstedt Ltd.  
711 City House Tokyo Shimbashi  
6-19-1 Shimbashi, Minato-ku, Tokyo 105-0004  
Tel: 0267-44-6775; Fax: 0267-55-6772

### EOB Members

**Michael A. Loefflad (Austria)**

Branch Manager, SKIDATA AG  
1-4-2 Uchikanda  
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0047  
Tel: 03-3294-2200; Fax: 03-3294-2212

**Paolo Pagani (Italy)**

Managing Director, Cobra Japan K.K.  
Kakiya Bldg., 2-7-17 Shin Yokohama  
Kohoku-ku, Yokohama, Kanagawa 222-0033  
Tel: 045-474-3645; Fax: 045-474-3630

**Duco Delgorge (Belgium/Luxembourg)**

Representative & General Manager,  
Puratos Japan Co., Ltd.  
2-2-22 Jingumae, Shibuya-ku,  
Tokyo 150-0001  
Tel: 03-5410-2322; Fax: 03-5410-2321

**Ronald Scherpenhuijsen Rom  
(Netherlands)**

Branch Manager, Managing Director, ING Bank N.V.  
New Otani Garden Court 20F  
4-1 Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094  
Tel: 03-5210-0116; Fax: 03-5210-0764

**Peter F. Thewlis (Britain)**

President & Representative Director, Burberry Japan K.K.  
The Imperial Hotel Tower 12F.  
1-1-1 Uchisaiwaicho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011  
Tel: 03-5157-1893; Fax: 03-3591-6141

**Thorstein Strand (Norway)**

Vice President, Head of Finance & Accounting  
Wallenius Wilhelmsen Logistics Asia  
Tokyo Bldg. 21F., 2-7-3 Marunouchi  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6421  
Tel: 03-5220-5817; Fax: 03-5220-5804

**Claus Eilersen (Denmark)**

President & Representative Director,  
Novo Nordisk Pharma Ltd., Meiji Yasuda Seimei Bldg.  
2-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005  
Tel: 03-6266-1000; Fax: 03-6266-1807

**Hans Porat (Sweden)**

President & CEO, Gadelius K.K.  
Entsuji Gadelius Bldg.  
5-2-39 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-8302  
Tel: 03-3224-3413; Fax: 03-3224-3431

**Michel Theoval (France)**

President, Thales International Japan K.K.  
Akasaka MK Bldg. 3F  
4-9-9 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-5785-1800; Fax: 03-5785-1801

**Alberto Groff (Switzerland)**

Counsellor, Economic & Financial Affairs,  
Embassy of Switzerland  
5-9-12 Minami-Azabu, Minato-ku, Tokyo 106-8589  
Tel: 03-5449-8400; Fax: 03-3473-6090

**Gerard Keown (EOB-Ireland)**

Counsellor / JIEA Secretary  
Japan Ireland Economic Association (JIEA)  
c/o Embassy of Ireland, 2-10-7 Kojimachi  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083  
Tel: 03-3263-0695; Fax: 03-3265-2265



## BOARD of GOVERNORS

### EBC Chairman

#### **Richard Collasse**

President and Representative Director, Chanel K.K.  
3-5-3 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061  
Tel: 5159-5519; Fax: 5159-5506

### EBC Senior Vice-Chairman

#### **Hans Tempel**

President and CEO  
Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.  
Roppongi First Bldg.,  
1-9-9 Roppongi, Minato-ku,  
Tokyo 106-8506  
Tel: 03-5572-7172;  
Fax: 03-5572-7126

### EBC Vice-Chairman

#### **Jean-Francois Minier**

CEO Asia-Pacific, Dresdner  
Kleinwort, Representative in Japan,  
Director & Tokyo Branch Manager  
Dresdner Kleinwort (Japan) Ltd.  
Izumi Garden Tower 15F.  
1-6-1 Roppongi, Minato-ku,  
Tokyo 106-6014  
Tel: 03-6230-6000;  
Fax: 03-6230-6964

### EBC Treasurer

#### **Erik Ullner**

Chief Representative, Konigstedt Ltd.  
711 City House Tokyo Shimbashi  
6-19-1 Shimbashi  
Minato-ku, Tokyo 105-0004  
Tel: 0267-44-6775;  
Fax: 0267-55-6772

### **Austria (ABC)**

#### **President**

Gerhard Linzbichler  
Manager, Nippon Plasser K.K.  
1-33-1 Komagome  
Toshima-ku, Tokyo 170-0052  
Tel: 03-5395-6280; Fax: 03-5395-6286

#### **Representative**

Ernst Laschan  
Commercial Section, Austrian Embassy  
3-13-3 Motoazabu, Minato-ku,  
Tokyo 106-0046  
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

### **Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)**

#### **President**

Jacques Bertrand  
President Asia Pacific, Barco Co., Ltd.  
Yamato International Bldg. 8F  
5-1-1 Heiwajima, Ota-ku, Tokyo 143-0006  
Tel: 03-5762-8721; Fax: 03-5762-8740

#### **Senior Representative**

Bert Winderickx  
Mita Hill Crest 10F.  
4-15-35 Mita  
Minato-ku, Tokyo 108-0073  
Tel: 03-5761-8071; Fax: 03-7651-8072

### **Britain (BCCJ)**

#### **President**

Andrew Mankiewicz  
Chief Executive Officer, Tozai Capital K.K.  
Atago Green Hills Mori Tower 27F.  
2-5-1 Atago, Minato-ku, Tokyo 105-6227  
Tel: 03-3436-4041; Fax: 03-3436-4042

#### **Executive Director**

Ian De Stains  
Kenkyusha Eigo Centre Bldg. 3F  
1-2 Kagurazaka, Shinjuku-ku,  
Tokyo 162-0825  
Tel: 03-3267-1901; Fax: 03-3267-1903

### **Denmark (DCCJ)**

#### **President**

William Boesen  
President, Carl Hansen & Son Japan K.K.  
Aoyama Compal Bldg., 3-1-7 Minami-  
Aoyama, Minato-ku, Tokyo 107-0062  
Tel: 03-3408-7683; Fax: 03-3408-7641

#### **Executive Directors**

Jacob Hjaere and Nanami Mie Brandt  
c/o Royal Danish Embassy  
29-6 Sarugaku-cho  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033  
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234

### **Estonia (Enterprise Estonia)**

#### **Representative**

Marek Luts  
First Secretary  
Embassy of the Republic of Estonia  
2-6-15 Jingumae, Shibuya-ku  
Tokyo 150-0001  
Tel: 03-5412-7281; Fax: 03-5412-7282



## BOARD of GOVERNORS

### Finland (FCCJ)

#### President

Mika Makinen  
c/o FCCJ, Setagaya Tsurumaki Heim 203,  
2-33-20 Tsurumaki  
Setagaya-ku, Tokyo 154-0016  
Tel: 03-5450-7207; Fax: 03-5450-7208

#### Executive Director

Clas G. Bystedt  
Setagaya Tsurumaki Heim 203  
2-33-20 Tsurumaki, Setagaya-ku,  
Tokyo 154-0016  
Tel: 03-5450-7207; Fax: 03-5450-7208

### France (CCIFJ)

#### President

Michel Lachaussee  
President, Merial Japan Ltd.  
Sanno Grand Bldg. 8F  
2-14-2 Nagata-cho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0014  
Tel: 03-5251-8153; Fax: 03-5251-8194

#### Executive Director

Didier Hoffmann  
Ida Bldg., 5-5 Rokubancho,  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085  
Tel: 03-3288-9621; Fax: 03-3288-9558

### Germany (DIHKJ)

#### President

Guenter Zorn  
Representative Director, President  
DHL Japan, Inc.  
1-37-8 Higashi-Shinagawa, Shinagawa-ku,  
Tokyo 140-0002  
Tel: 03-5479-2556; Fax: 03-5479-2351

#### Delegate of German Industry & Commerce in Japan

Manfred Hoffmann  
Sanbancho KS Bldg. 5F  
2-4 Sanbancho,  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075  
Tel: 03-5276-9811; Fax: 03-5276-8733

### Greece (Hellenic Foreign Trade Board)

#### Representative

Spyridon Economou  
First Secretary for Economic & Commercial  
Affairs, Embassy of Greece  
3-16-30 Nishi-Azabu, Minato-ku,  
Tokyo 106-0031  
Tel: 03-3404-5853; 03-3404-5845

### Iceland (ILCCJ)

#### President

Hiroshi (Kirk) Suzuki  
President, K.A.K. Corporation  
1-41-18-505 Hounan  
Suginami-ku, Tokyo 168-0062  
Tel: 03-3324-6077; Fax: 03-3324-6077

### Ireland (JIEA)

#### Director

Philip Greenan  
Account Director Networks  
Nokia Japan Co., Ltd.  
Arco Tower 17F, 1-8-1 Shimomeguro,  
Meguro-ku, Tokyo 153-0064  
Tel: 03-5437-3809; Fax: 03-5745-7933

#### Executive Director

Gerard Keown  
Counsellor  
Embassy of Ireland  
2-10-7 Kojimachi  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083  
Tel: 03-3263-0695; Fax: 03-3265-2265

### Italy (ICCJ)

#### President

Romano Mazzucco  
President, R&M Japan Co.  
Kaname Bldg. 3F.  
1-4-20 Minami Azabu  
Minato-ku, Tokyo 106-0047  
Tel: 03-5765-8080; Fax: 03-3798-4095

#### Executive Director

Davide Casino  
Enokizaka Bldg. 3F  
1-12-12 Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-3560-1100; Fax: 3560-1105

## BOARD of GOVERNORS

### Lithuania

#### Representative

Lina Zukauskaitė, Counsellor,  
Embassy of the Republic of Lithuania  
3-7-18 Moto-Azabu  
Minato-ku, Tokyo 106-0046  
Tel: 03-3408-5091; Fax: 03-3408-5092

### Netherlands (NCCJ)

#### President

Patrick van Oppen  
General Manager, Loyens & Loeff/Loyens &  
Volkmaars B.V.  
12F Nishimoto Kosan Nishikicho Bldg.  
3-23 Kanda Nishikicho  
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0054  
Tel: 03-5281-5582; Fax: 03-5281-5583

#### Executive Director

Joanna Chinen  
1-11-3 Fujisaki  
Kawasaki-ku, Kawasaki-shi  
Kanagawa 210-0804  
Tel: 044-246-1355; Fax: 044-246-1355

### Norway (NWCCJ)

#### President

Trond Varlid, President,  
Tomra Systems Japan Asia Pacific Ltd.  
1-17-6 Hamamatsu-cho,  
Minato-ku, Tokyo 105-0013  
Tel: 03-5472-7707; Fax: 03-5472-6160

#### Representative

John-Ivar Olsen  
c/o Royal Norwegian Embassy  
5-12-2 Minami Azabu  
Minato-ku, Tokyo 106-0047  
Tel: 03-3403-0752; Fax: 03-3440-2719

### Poland (PCCIJ)

#### President

Piotr Suszycki-Tanaka  
President, NCM Corporation  
Fuji Bldg 40, 5F.  
15-14 Sakuragaokacho  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0031  
Tel: 03-5459-3666; Fax: 03-5459-3667

#### Operation Manager

Mr. Fujio Nakamura  
Fuji Bldg 40, 5F.  
15-14 Sakuragaokacho  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0031  
Tel: 03- 5459-3671; Fax: 03- 5459-3667

### Spain (Spanish Institute of Foreign Trade)

#### Representative

Alfonso Carbajo  
Head of the Economic & Commercial Office  
Embassy of Spain  
3rd F., 1-3-29 Roppongi  
Minato-ku, Tokyo 106-0032  
Tel: 5575-0431; Fax: 5575-6431

### Sweden (SCCJ)

#### President

Carl-Gustav Eklund  
Representative Director, President  
Hoganas Japan K.K.  
Akasaka Shasta East, 4-2-19 Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

#### General Manager

Taiko Nakazato  
Kioicho Fukudaya Bldg.  
6-12 Kioicho  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094  
Tel: 03-5211-2101; Fax: 03-5211-2102

### Switzerland (SCCIJ)

#### President

Armin Frauenknecht  
Representative Director, Pictet Financial  
Management Consultants Co., Ltd.  
Imperial Hotel 5F, #502,  
1-1-1 Uchisaiwaicho, Chiyoda-ku,  
Tokyo 100-8558  
Tel: 03-5501-3280; Fax: 03-5501-3293

#### Executive Director

Yuri Ohno  
Toranomon No.2 WAIKO Bldg. 3F  
5-2-6 Toranomon  
Minato-ku, Tokyo 105-0001  
Tel: 03-5408-7569; Fax: 03-3433-6066



## BOARD of GOVERNORS

**Committee  
Chairmen  
Representative**

**Jean-Francois Minier**  
CEO Asia-Pacific, Dresdner Kleinwort,  
Representative in Japan, Director & Tokyo  
Branch Manager,  
Dresdner Kleinwort (Japan) Ltd.  
Izumi Garden Tower 15F.  
1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6014  
Tel: 03-6230-6000; Fax: 03-6230-6964

**Committee  
Chairmen  
Representative**

**Stephane Ginoux**  
President, Eurocopter Japan Co., Ltd.  
Pola Aoyama Bldg. 8F.  
2-5-17 Minami-Aoyama, Minato-ku,  
Tokyo 107-0062  
Tel: 03-5775-6262; Fax: 03-5775-6265

**Committee  
Chairmen  
Representative**

**Otto F. Benz**  
General Manager Japan  
Lufthansa German Airlines  
3-1-13 Shiba-Koen, Minato-ku,  
Tokyo 105-001  
Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

## 欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-7 三番町POULAビル 2F  
電話: 03-3263-6222 Fax: 03-3263-6223  
E-mail: [ebc@gol.com](mailto:ebc@gol.com) ホームページ: <http://www.ebc-jp.com>